

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（目論見書）

平成20年5月3日

※本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(交付目論見書)

平成20年5月3日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。本文書により行なう「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成19年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成19年11月7日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託(「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」を構成する「りそな・東京応援・資産分散ファンド」「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」「りそな・中部応援・資産分散ファンド」「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」(以下総称して「当ファンド」といいます。))をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および目論見書の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主にわが国の株式、海外の公社債および不動産投資信託証券(リート)を実質的な投資対象としますので、株価、公社債の価格、リートの価格の下落、組入株式、公社債の発行企業・発行体の経営不安、倒産、財政難等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価、公社債の価格、リートの価格の変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、本目論見書の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

■各ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

各ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。

※ くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.3125%（税抜 1.25%）の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※くわしくは本目論見書の「手数料等及び税金」に記載しておりますのでご確認ください。

目論見書の概要

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

ファンドの概要

目的および基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型 安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	①(※)応援マザーファンドの受益証券 ②ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ③世界REITマザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	①わが国の金融商品取引所上場株式 ②海外の公社債等 ③海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)
投資態度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none">・(※)応援マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1・ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1・世界REITマザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1

投資態度 (つづき)	③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	①株式への直接投資は、行ないません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
お買付単位	各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額 (1万口当り)	各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の 申込手数料	販売会社が別に定めるものとしします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。 (注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 (注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。 (注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お申込みの 受付中止日・ 受付時間	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受け付けは行ないません。 ②委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。
決算日	毎月13日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。
信託期間	平成18年9月27日から平成28年10月13日まで
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(注) 上記の「主要投資対象」および「投資態度」の項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

ファンドの特色

1

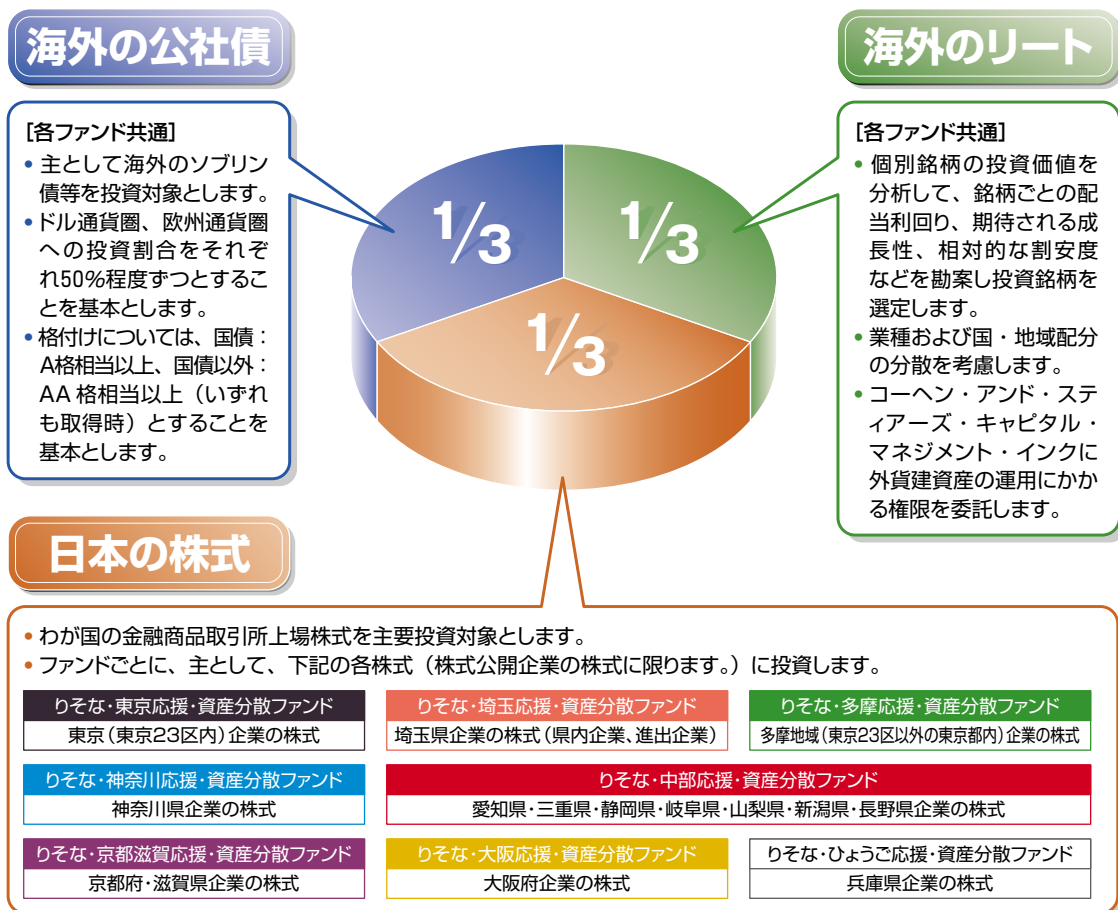
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	(愛称:大江戸ブンさん)
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	(愛称:埼玉ブンさん)
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	(愛称:多摩ブンさん)
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	(愛称:はまのブンさん)
りそな・中部応援・資産分散ファンド	(愛称:りそちゅーブンさん)
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	(愛称:京・近江ブンさん)
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	(愛称:上方ブンさん)
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	(愛称:ひょうご元気ブンさん)

2

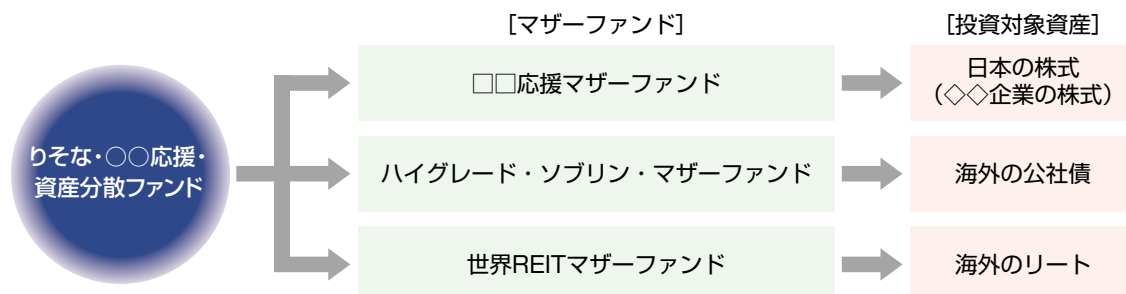
各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号 (〇〇、□□、◇◇) を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京 (東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県 (県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域 (東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京 都 滋 賀	京 都 滋 賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

3

毎月1回、13日 (休業日の場合翌営業日) に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益 (評価益を含みます。) 等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

4

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

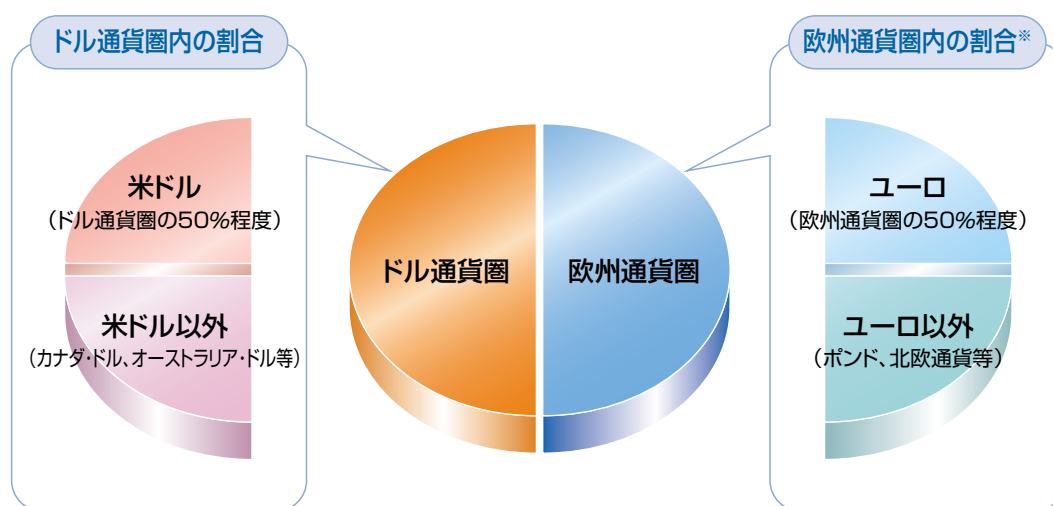
2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
 - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S&P社の場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 }
※2 }

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)といった格付機関が各債券の格付けを行っています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

[リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

価額変動リスクなど

価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

価額変動リスクなど

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

ご投資の手引き

お買付けは…

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額(1万口当り)は、各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

収益分配金は…

分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

- 決算日は、毎月13日(休業日の場合翌営業日)です。

支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合
収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

収益分配金に対する税金は…

●個人の受益者の場合

普通分配金について、平成21年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成21年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成21年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

ご換金は…

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

各ファンドについて、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

※信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

お手取額

1万口当りのお手取額は、次のとおりです。

[個人の受益者の場合]

●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の10%。平成21年4月1日から20%)を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

[法人の受益者の場合]

●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税(個別元本超過額の7%。平成21年4月1日から15%)を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

信託期間は…

平成28年10月13日が信託期間終了日です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。

償還金は…

支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

- 個人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成21年3月31日まで10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

上記に記載の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成21年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成21年3月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成21年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

受益証券は…

- ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

信託報酬などは…

信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注1) 信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

(注2) 委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、くわしくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

運用経過のお知らせは…

- 毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

● 用語のご説明 ●

<p>1. 基準価額</p>	<p>純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。</p>
<p>2. 個別元本</p>	<p>受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

有価証券届出書の内容

(訂正届出書の内容を含む。)

(交付目論見書本文)

提出先 関東財務局長 殿

提出日 平成19年11月6日提出
平成20年5月2日訂正

発行者名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

事務連絡者氏名 長谷川英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）
(総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。)

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

継続申込期間（平成19年11月7日から平成20年11月6日まで）
各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で8兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	13
3 投資リスク	27
4 手数料等及び税金	29
5 運用状況	34
6 手続等の概要	79
7 管理及び運営の概要	80
第2 財務ハイライト情報	84
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	108
第4 ファンドの詳細情報の項目	109

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

（注1）上記の総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。

（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で8兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

各ファンドについて1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されません。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

(7) 申込期間

平成19年11月7日から平成20年11月6日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。
販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。
申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得お

よび換金の申込みの受付は、行ないません。

- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の扱いとなります。
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑥ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑦ 振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（バランス型）であり、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

なお、「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）	3,000億円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）	1,500億円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）	600億円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）	3,000億円
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）	3,000億円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）	1,500億円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）	3,000億円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）	1,200億円

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

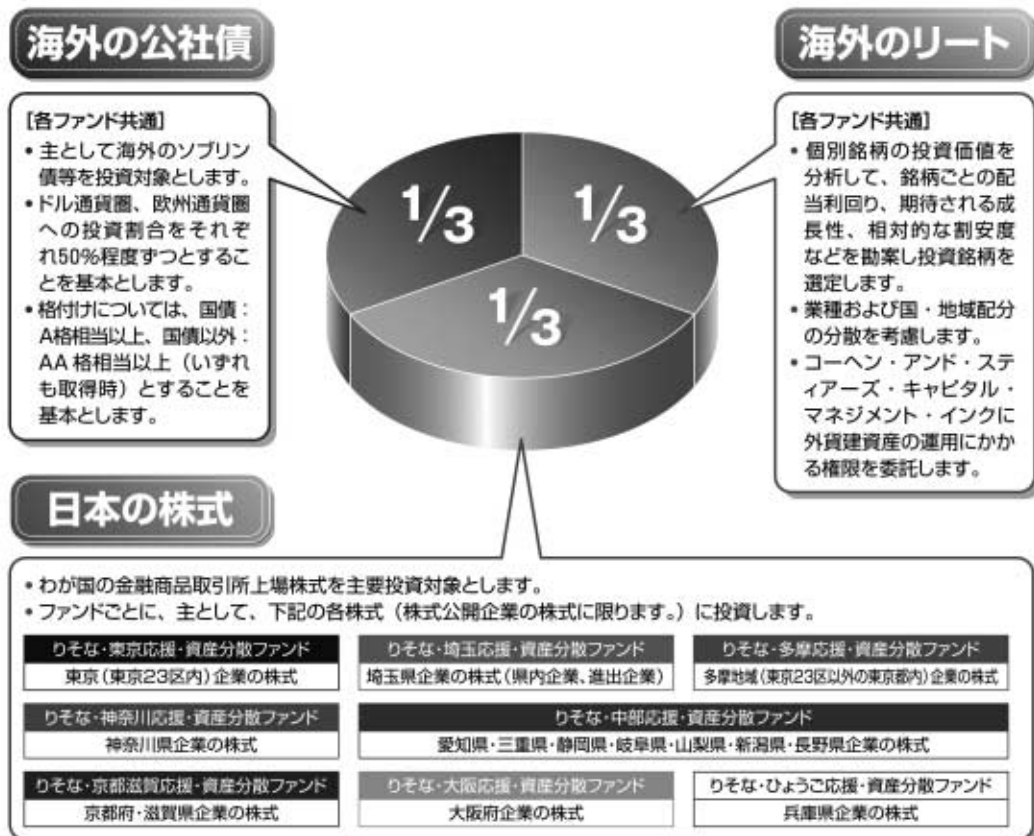
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	(愛称:大江戸ブンさん)
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	(愛称:埼玉ブンさん)
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	(愛称:多摩ブンさん)
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	(愛称:はまのブンさん)
りそな・中部応援・資産分散ファンド	(愛称:りそちゅーブンさん)
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	(愛称:京・近江ブンさん)
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	(愛称:上方ブンさん)
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	(愛称:ひょうご元気ブンさん)

2

各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号（〇〇、□□、◇◇）を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京（東京23区内）
埼 玉	埼 玉	埼玉県（県内企業、進出企業）
多 摩	多 摩	多摩地域（東京23区以外の東京都内）
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

3 毎月1回、13日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

4

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

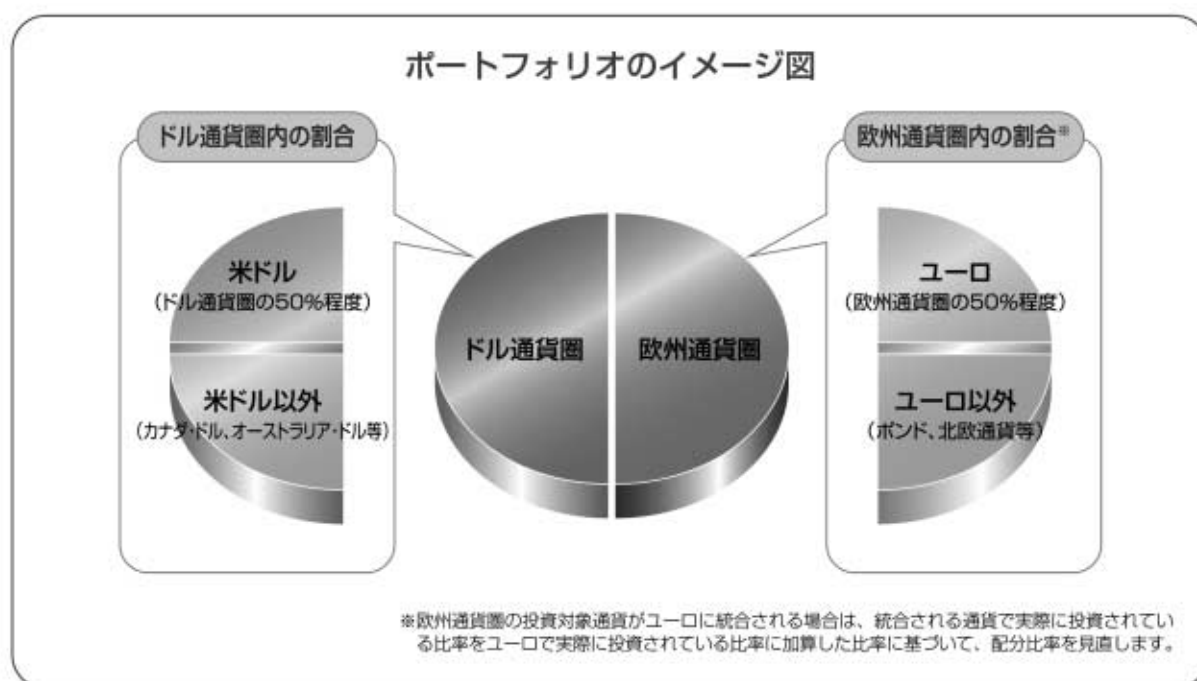
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。)。
 - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。



- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S & P社の場合	
高い	Aaa	AAA	} ※1
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3	AA { AA+ AA AA-	
	A { A1 A2 A3	A { A+ A A-	} ※2
	Baa	BBB	
	Ba	BB	
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
低い	C	C	
		D	

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)といった格付機関が各債券の格付けを行っています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

[リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※5）	
受託会社	りそな信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	わが国の株式、海外の公社債、海外の不動産投資信託証券 など（マザーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等

が定められています。

※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

[マザーファンド方式について]

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

<委託会社の概況（平成20年3月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年4月1日 営業開始

昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象<各ファンド共通>

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

② 投資態度<各ファンド共通>

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(※) 応援マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1
 ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

<各ファンド共通>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された（※）応援マザーファンドの受益証券、ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券および世界REITマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

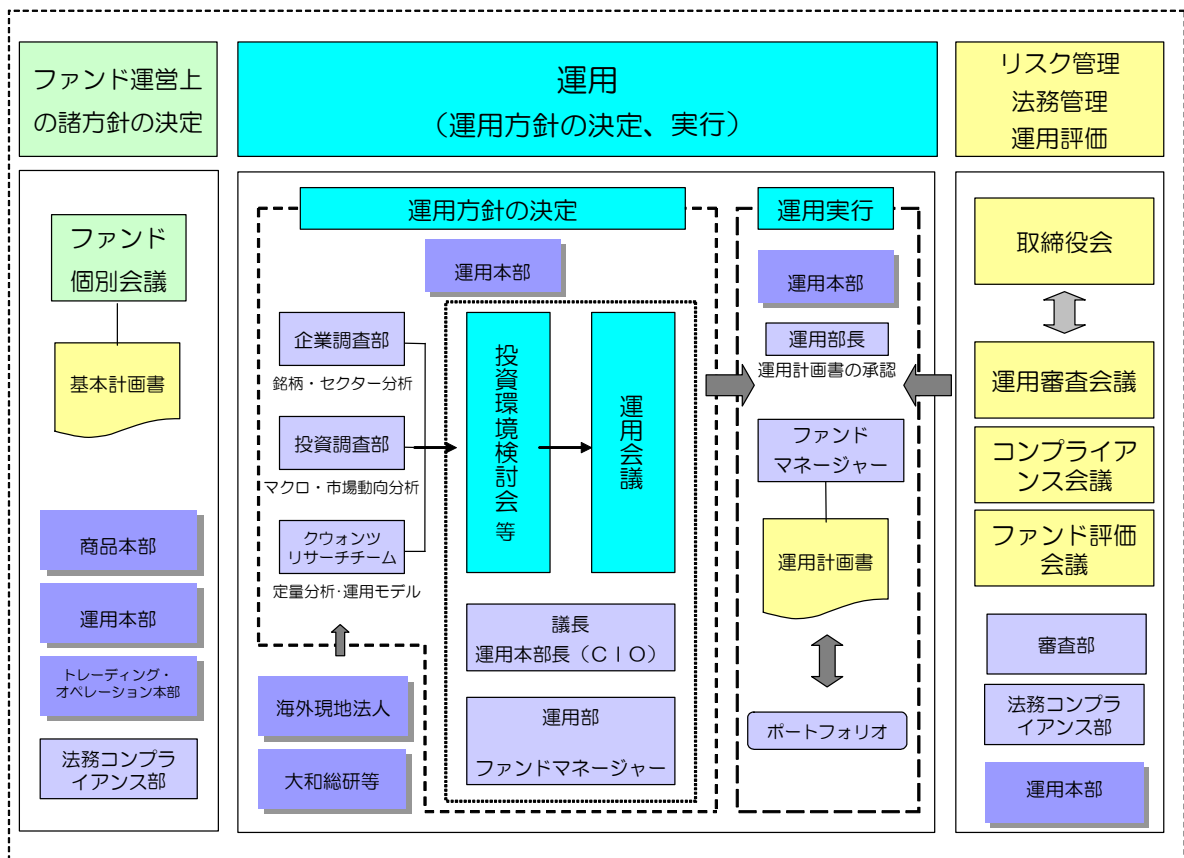
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

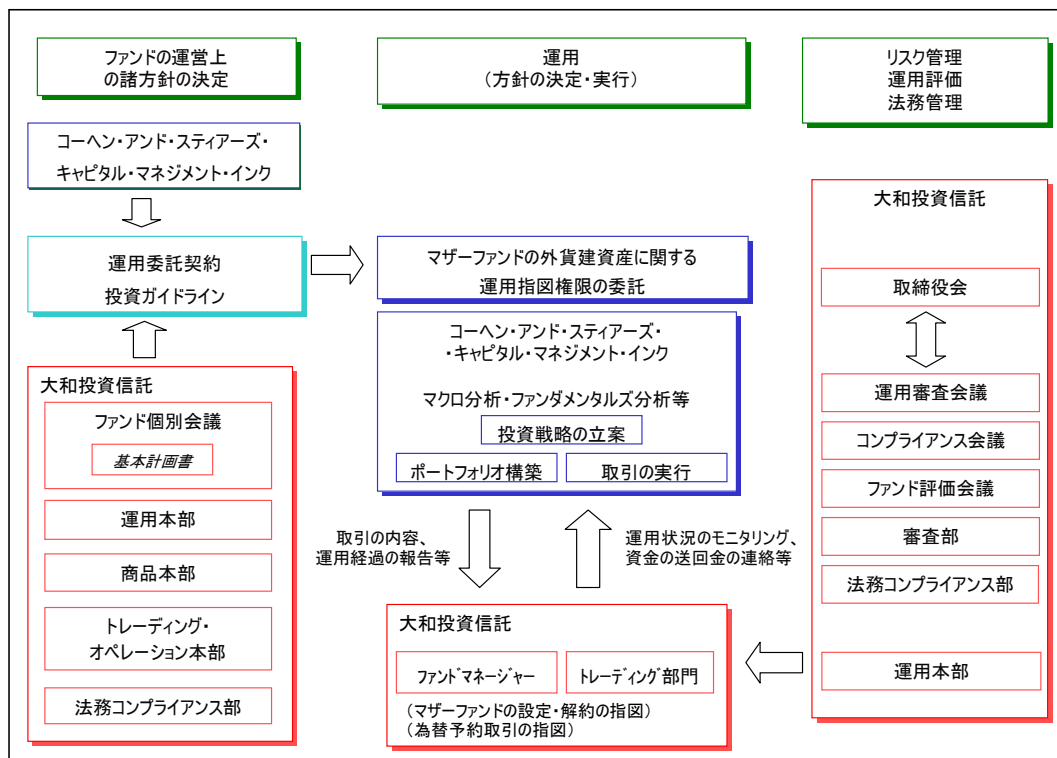
イ. 運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
 - ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
 - ・各ファンドの分配政策の決定
 - ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
 - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. 運用副本部長（1～5名程度）
C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. 運用部長（各運用部に1名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。
- ニ. ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。
- ④ ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議
ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。
さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制
信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について
(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

(前④に同じ。)

※ 上記の運用体制は平成20年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 分配方針

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

<各ファンド共通>

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約取引（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、

外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. 東京応援マザーファンド
2. 埼玉応援マザーファンド
3. 多摩応援マザーファンド
4. 神奈川応援マザーファンド
5. 中部応援マザーファンド
6. 京都滋賀応援マザーファンド
7. 大阪応援マザーファンド
8. 兵庫応援マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所（※）上場株式を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

② 投資態度

イ. (※)

ロ. (※)

ハ. (※)

ニ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(注) 上記の(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「東京応援マザーファンド」の場合	イ. 主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。 ロ. 東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。
------------------	--

	<p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「埼玉応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「多摩応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 多摩地域企業とは、東京 23 区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「神奈川応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「中部応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「京都滋賀応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「大阪応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>

「兵庫応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
------------------	---

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの
 なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
 - ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ③ 外貨建資産への投資は、行ないません。
 - ④ 先物取引等
- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の

時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - a. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2 通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲

内で変動することがあります。)

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

- b. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を 50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。)
 - c. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA 3以上またはS & PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでAA-以上）とすることを基本とします。
 - d. ポートフォリオの修正デュレーションは 5(年)程度から 10(年)程度の範囲を基本とします。
 - e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ. 外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。
- ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをい、後掲 (3) ④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの
 なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 先物取引等
 - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑤ スワップ取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

10. 世界REITマザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所（※）上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

② 投資態度

- イ. 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ホ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。
コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017
- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。
- ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ④ 外国証券への投資に伴うリスク
- イ．為替リスク
- 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- 当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
- ロ．カントリー・リスク
- 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ⑤ その他
- イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

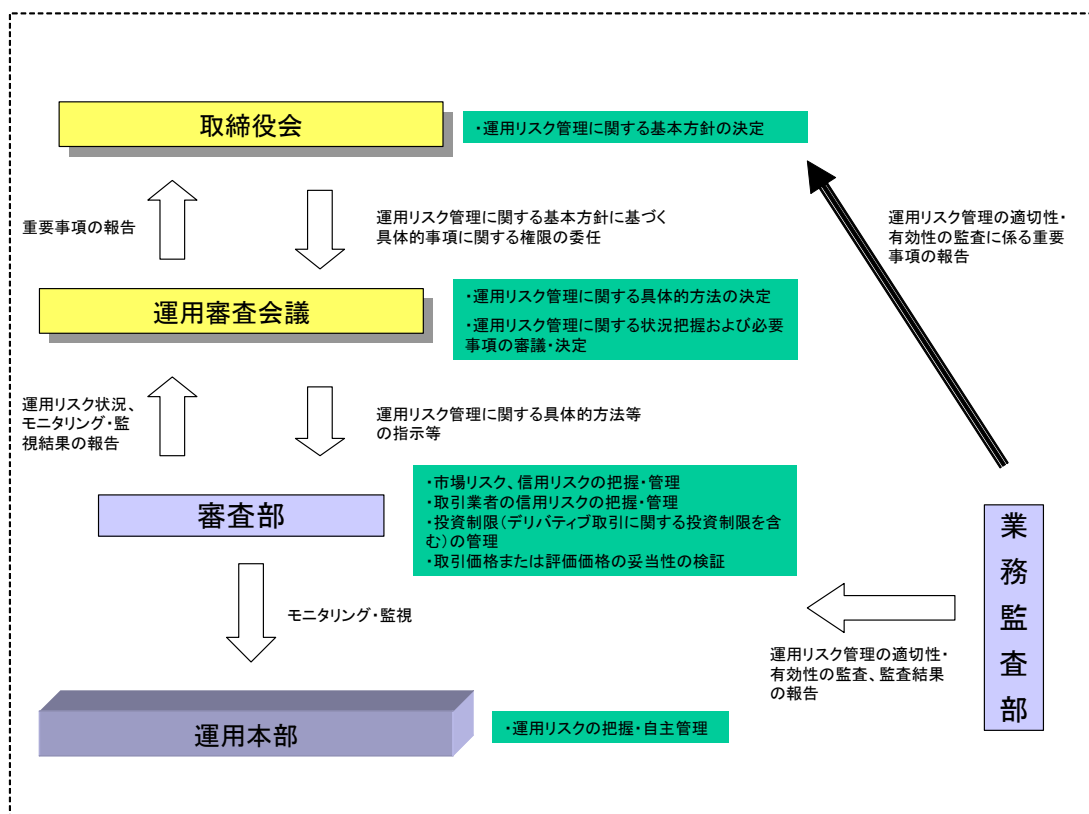
(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回で

きます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
 電話番号（コールセンター） 0120-106212
 （営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支

弁します。

- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円未満	年 0.5775% (税抜 0.55%)	年 0.6825% (税抜 0.65%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
100 億円以上 300 億円未満	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	
300 億円以上 500 億円未満	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
500 億円以上	年 0.4200% (税抜 0.40%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「世界 R E I T マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 9 日および 9 月 9 日または信託終了のときに行なうものとします。

275 億円以下の部分	年 0.57%
275 億円超 1,500 億円以下の部分	年 0.47%
1,500 億円超 3,000 億円以下の部分	年 0.37%
3,000 億円超の部分	年 0.30%

- ⑥ 販売会社は、各ファンドにおいて、その収受した信託報酬の一部（毎年、各ファンドごとに、8 月決算日時点の純資産総額の 0.05% 程度）を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行なっている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

なお、2007 年 8 月決算日基準で、販売会社が実施した各ファンドの寄付の内容は以下のとおりです。

<りそな・東京応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額 (円)
財団法人 警察育英会	犯人逮捕、人命救助等により災害を受けて死傷し又は障害状態になった者および殉職するなどした警察職員の子弟が、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行なっています。	4,611,000
財団法人 交通遺児育成基金	交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入すると、基金はその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金の給付を行なっています。	4,611,000

<りそな・埼玉応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
埼玉県「さいたま緑のトラスト基金」	美しい郷土の自然や貴重な歴史的環境等を、県民一人ひとりが力を合わせて守っていく環境保全活動を行なっています。	4,179,000

<りそな・多摩応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
東京都森林組合	多摩地域における林業などの活性化のため「森林再生」、「森林施業計画の実施と支援」等の事業を行なっています。	1,370,000

<りそな・神奈川応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っています。	408,000
横浜市市民活動推進基金	福祉や国際交流、環境保全など様々な分野で、地域や社会のために活動をしている市民活動団体への活動支援を行なっています。あらかじめ登録された NPO 法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援を行なっています。	499,000

<りそな・中部応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
財団法人 がんの子供を守る会	「小児がん」に係る研究助成、療養助成、相談、宿泊施設の運営、地域活動、広報活動などを通じて患者とご家族の支援を行なっています。	4,326,000

<りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
京都市(観光振興事業費として)	京都市の観光振興事業費として活用されます。	495,000
彦根市「国宝・彦根城築城 400 年記念事業」	彦根市(滋賀県)のシンボルである彦根城の天守が完成して 400 年を迎えたのを記念して、彦根城築城 400 年祭として行なう事業と楽々園保存整備事業に活用されます。	495,000

<りそな・大阪応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
大阪府みどりの基金	うるおいとやすらぎのある、みどり豊かな大阪をつくるため、「市街地の身近なみどりを増やす」「みどりの運動の輪を広げる」といった活動を大阪府で継続的に実施するために作られた基金です。住宅地や学校、公園、工場	2,849,000

	などで、植栽をする場合に、緑化樹を無償で配布するほか、地域の人々がNPO等の様々な主体と協働で緑化する活動や地域のモデルとなるような民間施設の緑化工事について経費の一部を補助する事業を行なっています。また、自然に親しみ、体験を通じて心豊かな人間形成を目指す「緑の少年団」等の育成やボランティア「みどりすと」による活動を通じて、みどりの運動の輪を広げながら自然環境の保全や緑化の推進を図っています。	
財団法人 大阪みどりのトラスト協会	大阪府域の良好な自然環境の保全および市街地の緑化を推進し、みどり豊かで快適な環境づくりに寄与することを目的として、平成元年に設立されました。『みどりの未来をわたしたちの手で』をキャッチフレーズに、自然環境保全地域や和泉葛城山ブナ林、三草山ゼフィルス等の森等、大阪府域の貴重な自然を対象にしたナショナル・トラスト運動の展開や里山の保全活動、緑の募金運動の推進による身近なみどりの充実など、幅広い事業を実施しています。	2,849,000

<くりそな・ひょうご応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
あしなが育英会 (「虹の家」運営資金として)	震災遺児等への心のケアの活動等を行なっている「虹の家」の運営資金として活用されます。	460,000
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	福祉や国際交流、芸術など幅広い分野の県民ボランティア活動の支援や、児童福祉施設入所児童及び交通遺児等の激励など、地域福祉の向上を図る資金として活用されます。	460,000

(注) 将来においても上記寄付先へ寄付を実施するとは限りません。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

- ① 個人の受益者に対する課税
個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成21年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	12,999,292,623	98.61
内 日本	12,999,292,623	98.61
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	183,840,705	1.39
純資産総額	13,183,133,328	100.00

(参考) 東京応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	4,136,186,930	96.53
内 日本	4,136,186,930	96.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	148,516,365	3.47
純資産総額	4,284,703,295	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	212,202,666,255	97.50
内 オーストラリア	27,003,353,671	12.41
内 カナダ	26,645,034,365	12.24
内 デンマーク	3,237,430,325	1.49
内 ユーロ	54,405,483,728	25.00
内 英国	38,556,778,571	17.72
内 ノルウェー	5,039,872,976	2.32
内 スウェーデン	5,083,057,272	2.34
内 米国	52,231,655,346	24.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,443,827,180	2.50
純資産総額	217,646,493,435	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	1,180,818,200	0.54
内 日本	1,180,818,200	0.54

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	164,611,087,237	93.09
内 オーストラリア	23,448,709,661	13.26
内 カナダ	4,075,160,457	2.30
内 ユーロ	17,386,834,342	9.83
内 英国	22,902,418,990	12.95
内 香港	4,607,893,333	2.61
内 ニュージーランド	1,424,666,347	0.81
内 シンガポール	3,766,016,666	2.13
内 米国	86,999,387,441	49.20

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	12,225,513,146	6.91
純資産総額	176,836,600,383	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	4,441,254,060	0.98339 4,367,529,242	0.9815 4,359,090,859	— —	33.07%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,985,580,776	1.11850 4,457,872,374	1.0928 4,355,442,672	— —	33.04%
3	東京応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	5,342,592,385	0.79810 4,263,922,982	0.8020 4,284,759,092	— —	32.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.61%
合計	98.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 東京応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	国際石油開発帝石 日本	株式 鉱業	214	1,110,000 237,540,000	1,110,000 237,540,000	— —	5.54%
2	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	283	903,000 255,549,000	829,000 234,607,000	— —	5.48%
3	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	1,475	171,000 252,225,000	151,000 222,725,000	— —	5.20%
4	三菱商事 日本	株式 卸売業	73,300	3,010 220,633,000	3,010 220,633,000	— —	5.15%
5	キヤノン 日本	株式 電気機器	46,700	4,530 211,551,000	4,590 214,353,000	— —	5.00%
6	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	53,600	4,580 245,488,000	3,860 206,896,000	— —	4.83%
7	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品先 物取引業	138,200	1,524 210,616,800	1,490 205,918,000	— —	4.81%
8	本田技研 日本	株式 輸送用機器	70,500	3,130 220,665,000	2,845 200,572,500	— —	4.68%
9	小松製作所 日本	株式 機械	72,100	2,345 169,074,500	2,765 199,356,500	— —	4.65%
10	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	227,100	939 213,246,900	860 195,306,000	— —	4.56%
11	三井不動産 日本	株式 不動産業	93,000	2,080 193,440,000	1,979 184,047,000	— —	4.30%
12	ソニー 日本	株式 電気機器	41,600	4,730 196,768,000	3,970 165,152,000	— —	3.85%
13	NTTデータ 日本	株式 情報・通信業	311	449,000 139,639,000	436,000 135,596,000	— —	3.16%
14	セコム 日本	株式 サービス業	25,900	5,420 140,378,000	4,840 125,356,000	— —	2.93%
15	HOYA 日本	株式 精密機器	48,300	2,630 127,029,000	2,340 113,022,000	— —	2.64%
16	エーザイ 日本	株式 医薬品	32,900	3,800 125,020,000	3,400 111,860,000	— —	2.61%
17	アサヒビール 日本	株式 食料品	53,700	1,962 105,359,400	2,055 110,353,500	— —	2.58%
18	損害保険ジャパン 日本	株式 保険業	110,000	856 94,160,000	880 96,800,000	— —	2.26%
19	いすゞ自動車 日本	株式 輸送用機器	188,000	451 84,788,000	498 93,624,000	— —	2.19%
20	住友不動産 日本	株式 不動産業	53,000	2,035 107,855,000	1,757 93,121,000	— —	2.17%
21	大正製薬 日本	株式 医薬品	36,000	2,195 79,020,000	1,977 71,172,000	— —	1.66%
22	日立建機 日本	株式 機械	23,900	2,365 56,523,500	2,495 59,630,500	— —	1.39%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	クレディセブン 日本	株式 その他金融 業	20,200	2,845 57,469,000	2,780 56,156,000	— —	1.31%
24	スタンレー電気 日本	株式 電気機器	20,900	2,185 45,666,500	2,430 50,787,000	— —	1.19%
25	東武鉄道 日本	株式 陸運業	95,000	522 49,590,000	532 50,540,000	— —	1.18%
26	ヒロセ電機 日本	株式 電気機器	4,400	9,960 43,824,000	11,190 49,236,000	— —	1.15%
27	住友重機械 日本	株式 機械	67,000	703 47,101,000	644 43,148,000	— —	1.01%
28	丸井グループ 日本	株式 小売業	36,500	907 33,105,500	1,061 38,726,500	— —	0.90%
29	ファミリーマート 日本	株式 小売業	10,800	2,995 32,346,000	3,570 38,556,000	— —	0.90%
30	IHI 日本	株式 機械	163,000	198 32,274,000	193 31,459,000	— —	0.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.53%
合計	96.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	5.54%
建設業	0.13%
食料品	2.68%
繊維製品	0.03%
化学	0.56%
医薬品	9.10%
機械	9.23%
電気機器	11.58%
輸送用機器	7.12%
精密機器	2.83%
その他製品	0.54%
陸運業	6.65%
海運業	0.48%
情報・通信業	8.51%
卸売業	5.56%
小売業	2.00%
銀行業	4.56%
証券・商品先物取引業	4.81%
保険業	2.26%
その他金融業	1.31%
不動産業	7.79%
サービス業	3.26%
合計	96.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	17,769,768,000	135.00 23,989,186,800	133.03 23,639,122,370	8.000000 21/06/07	10.86%
2	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	19,314,999,000	122.16 23,596,168,528	120.62 23,297,944,944	6.250000 24/01/04	10.70%
3	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	11,642,078,000	140.67 16,377,027,543	141.21 16,440,709,710	8.125000 21/05/15	7.55%
4	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	13,098,132,000	125.53 16,443,132,950	123.68 16,200,817,508	8.000000 15/03/28	7.44%
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	15,623,322,000	96.80 15,123,712,841	96.11 15,016,824,640	5.750000 21/05/15	6.90%
6	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	8,825,295,000	161.98 14,296,095,371	163.47 14,427,151,001	9.000000 25/06/01	6.63%
7	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	6,903,091,000	145.73 10,060,150,638	145.78 10,063,395,091	9.000000 18/11/15	4.62%
8	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	9,981,312,000	99.27 9,909,346,740	99.00 9,882,497,011	6.000000 17/02/15	4.54%
9	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	6,143,377,000	133.74 8,216,152,400	132.68 8,151,032,604	8.750000 17/08/25	3.75%
10	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	7,053,376,000	107.92 7,612,246,779	108.68 7,666,102,773	4.250000 15/08/15	3.52%
11	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	6,596,523,000	103.99 6,860,315,582	102.49 6,761,238,179	4.250000 17/07/04	3.11%
12	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	5,694,840,000	100.09 5,700,363,995	98.59 5,615,055,292	3.750000 17/01/04	2.58%
13	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	4,498,531,000	108.86 4,897,237,105	109.07 4,906,907,644	4.250000 14/11/15	2.25%
14	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	4,054,110,000	115.97 4,701,551,367	115.18 4,669,523,898	6.750000 14/05/05	2.15%
15	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	4,140,112,000	110.63 4,580,280,027	109.43 4,530,897,172	6.500000 13/05/15	2.08%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
16	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	3,398,865,000	108.96 3,703,573,247	109.08 3,707,583,908	5.250000 12/06/01	1.70%
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	3,056,040,000	103.44 3,161,430,870	104.27 3,186,685,710	4.000000 17/06/01	1.46%
18	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	2,924,859,000	106.71 3,121,387,997	105.32 3,080,490,747	5.000000 13/11/15	1.42%
19	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,093,971,000	137.32 2,875,608,495	138.51 2,900,463,931	7.500000 24/11/15	1.33%
20	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,284,332,000	121.87 2,783,967,148	122.67 2,802,212,908	6.250000 23/08/15	1.29%
21	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,521,386,000	98.17 2,475,376,709	98.13 2,474,236,082	4.000000 16/09/07	1.14%
22	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,959,000,000	107.77 2,111,333,897	108.11 2,117,933,670	4.500000 15/06/01	0.97%
23	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,119,746,000	101.28 2,146,921,144	99.75 2,114,595,017	3.750000 15/01/04	0.97%
24	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	2,146,716,000	93.67 2,010,927,222	92.89 1,994,191,828	5.250000 19/03/15	0.92%
25	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,332,527,000	141.03 1,879,309,316	141.65 1,887,604,447	8.125000 21/08/15	0.87%
26	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	1,703,230,000	106.98 1,822,183,583	107.90 1,837,887,364	4.125000 15/05/15	0.84%
27	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,067,655,000	152.61 1,629,423,031	154.19 1,646,249,274	8.000000 27/06/01	0.76%
28	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,560,858,000	101.17 1,579,120,039	100.66 1,571,159,663	4.250000 11/03/07	0.72%
29	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	940,517,000	120.64 1,134,639,709	118.41 1,113,666,180	6.000000 28/12/07	0.51%
30	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	931,767,000	109.53 1,020,586,618	110.34 1,028,139,661	4.750000 17/08/15	0.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.50%
合計	97.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2008年4月	買建	2,906,000	288,936,911	291,110,450	0.13%
		ノルウェー kroner 買/円売 2008年4月	買建	1,769,000	34,613,430	34,725,470	0.02%
		英ポンド買/円売 2008年4月	買建	1,086,000	215,890,144	217,258,560	0.10%
		ユーロ買/円売 2008年4月	買建	1,836,000	288,179,956	290,376,180	0.13%
		デンマーク kroner 買/円売 2008年4月	買建	2,740,000	57,668,204	58,088,000	0.03%
		カナダドル買/円売 2008年4月	買建	1,477,000	144,024,361	144,644,540	0.07%
		オーストラリアドル買/円売 2008年4月	買建	1,577,000	143,977,791	144,615,000	0.07%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 世界REITマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNIBAIL-RODAMCO ユーロ	投資証券 —	415,073	26,363 10,942,961,909	25,182 10,452,478,737	— —	5.91%
2	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	4,871,720	1,546 7,533,222,639	1,577 7,687,223,396	— —	4.35%
3	LAND SECURITIES PLC 英国	投資証券 —	2,196,752	3,099 6,808,446,283	2,995 6,580,692,880	— —	3.72%
4	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 —	672,119	8,454 5,682,575,489	9,251 6,218,138,905	— —	3.52%
5	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 —	657,980	8,836 5,814,410,029	9,229 6,072,828,252	— —	3.43%
6	SL GREEN REALTY CORP 米国	投資証券 —	593,919	8,458 5,023,390,540	8,149 4,840,115,927	— —	2.74%
7	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 —	533,833	8,136 4,343,439,469	8,778 4,686,331,891	— —	2.65%
8	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	2,691,800	1,642 4,420,242,734	1,624 4,371,698,275	— —	2.47%
9	MACERICH CO/THE 米国	投資証券 —	574,147	6,128 3,518,730,108	6,870 3,944,406,138	— —	2.23%
10	GENERAL GROWTH PROPERTIES 米国	投資証券 —	952,152	3,380 3,218,833,832	3,876 3,690,875,453	— —	2.09%
11	BRITISH LAND CO PLC 英国	投資証券 —	1,893,307	1,893 3,584,107,019	1,805 3,419,298,715	— —	1.93%
12	HAMMERSON PLC 英国	投資証券 —	1,504,279	2,177 3,275,111,425	2,169 3,263,070,574	— —	1.85%
13	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	1,037,142	2,863 2,969,783,724	3,125 3,242,031,218	— —	1.83%
14	REGENCY CENTERS CORP 米国	投資証券 —	486,289	5,749 2,796,112,734	6,419 3,121,573,365	— —	1.77%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
15	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	745,087	3,728 2,777,736,418	4,042 3,012,138,254	— —	1.70%
16	SEGRO 英国	投資証券 —	2,830,846	1,000 2,832,402,965	1,004 2,843,732,577	— —	1.61%
17	DEVELOPERS DIV REALTY 米国	投資証券 —	639,180	3,734 2,386,871,816	4,164 2,662,119,695	— —	1.51%
18	DERWENT LONDON PLC 英国	投資証券 —	871,369	2,873 2,503,948,182	2,985 2,601,595,187	— —	1.47%
19	UDR INC 米国	投資証券 —	989,142	2,262 2,237,726,253	2,421 2,395,298,651	— —	1.35%
20	GPT GROUP オーストラリア	投資証券 —	8,167,179	273 2,232,785,864	287 2,345,174,415	— —	1.33%
21	SOVRAN SELF STORAGE INC 米国	投資証券 —	520,693	3,741 1,947,961,771	4,209 2,192,109,095	— —	1.24%
22	DEXUS PROPERTY GROUP オーストラリア	投資証券 —	14,619,300	136 1,992,022,649	149 2,186,114,569	— —	1.24%
23	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN オーストラリア	投資証券 —	17,140,000	117 2,012,702,208	127 2,185,668,804	— —	1.24%
24	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU オーストラリア	投資証券 —	20,161,736	98 1,980,009,476	104 2,099,338,745	— —	1.19%
25	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 —	1,288,175	1,508 1,943,121,815	1,603 2,065,513,254	— —	1.17%
26	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 —	559,859	3,480 1,948,645,571	3,496 1,957,620,335	— —	1.11%
27	GREAT PORTLAND ESTATES PL 英国	投資証券 —	1,807,505	994 1,797,648,133	1,019 1,842,860,610	— —	1.04%
28	CAPITACOMMERCIAL TRUST シンガポール	投資証券 —	11,079,000	149 1,656,018,014	158 1,752,485,083	— —	0.99%
29	COMMONWEALTH PROPERTY OFF オーストラリア	投資証券 —	13,809,036	114 1,578,614,252	125 1,735,572,119	— —	0.98%
30	CFS RETAIL PROPERTY TRUST オーストラリア	投資証券 —	8,435,123	188 1,588,697,280	200 1,694,705,623	— —	0.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	93.09%
合計	93.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	6,521,117,018	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	14,238,477,772	14,687,619,751	1.0108	1.0427
平成19年3月末日	20,325,377,510	—	0.9775	—
4月末日	21,309,023,448	—	0.9967	—
5月末日	21,449,688,600	—	1.0081	—
6月末日	20,741,480,465	—	0.9996	—
7月末日	18,735,132,914	—	0.9416	—
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	18,437,950,983	18,477,621,631	0.9296	0.9316
8月末日	18,139,762,742	—	0.9231	—
9月末日	18,216,691,876	—	0.9398	—
10月末日	17,818,669,880	—	0.9459	—
11月末日	16,209,101,705	—	0.8788	—
12月末日	15,668,766,679	—	0.8694	—
平成20年1月末日	14,252,763,709	—	0.8046	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	14,109,686,596	14,145,026,119	0.7985	0.8005
2月末日	14,100,688,877	—	0.8037	—
3月末日	13,183,133,328	—	0.7621	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.1
第2特定期間	△6.8
第3特定期間	△12.8

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 埼玉応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	615	159,000 97,785,000	166,000 102,090,000	— —	4.96%
2	島 忠 日本	株式 小売業	33,700	2,755 92,843,500	2,995 100,931,500	— —	4.90%
3	しまむら 日本	株式 小売業	11,400	8,160 93,024,000	8,540 97,356,000	— —	4.73%
4	本田技研 日本	株式 輸送用機器	31,900	3,130 99,847,000	2,845 90,755,500	— —	4.41%
5	武蔵野銀行 日本	株式 銀行業	21,800	4,570 99,626,000	4,070 88,726,000	— —	4.31%
6	東 芝 日本	株式 電気機器	132,000	730 96,360,000	666 87,912,000	— —	4.27%
7	大正製薬 日本	株式 医薬品	44,000	2,195 96,580,000	1,977 86,988,000	— —	4.22%
8	テイ・エス テック 日本	株式 輸送用機器	42,600	2,200 93,720,000	1,824 77,702,400	— —	3.77%
9	三菱マテリアル 日本	株式 非鉄金属	172,000	424 72,928,000	433 74,476,000	— —	3.62%
10	キヤノン電子 日本	株式 電気機器	28,400	2,210 62,764,000	2,260 64,184,000	— —	3.12%
11	東武鉄道 日本	株式 陸運業	118,000	522 61,596,000	532 62,776,000	— —	3.05%
12	ワコム 日本	株式 電気機器	287	179,000 51,373,000	211,000 60,557,000	— —	2.94%
13	曙ブレーキ 日本	株式 輸送用機器	76,000	634 48,184,000	711 54,036,000	— —	2.62%
14	サンケン電気 日本	株式 電気機器	86,000	540 46,440,000	586 50,396,000	— —	2.45%
15	クラリオン 日本	株式 電気機器	194,000	236 45,784,000	252 48,888,000	— —	2.37%
16	タムロン 日本	株式 精密機器	19,300	2,255 43,521,500	2,445 47,188,500	— —	2.29%
17	ショーワ 日本	株式 輸送用機器	52,100	852 44,389,200	886 46,160,600	— —	2.24%
18	三国コカ・コーラ 日本	株式 食料品	36,700	1,140 41,838,000	1,146 42,058,200	— —	2.04%
19	アイチ コーポレーション 日本	株式 機械	54,400	814 44,281,600	741 40,310,400	— —	1.96%
20	ヤオコー 日本	株式 小売業	13,700	3,020 41,374,000	2,715 37,195,500	— —	1.81%
21	伊 勢 丹 日本	株式 小売業	30,800	1,178 36,282,400	1,149 35,389,200	— —	1.72%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	サイゼリヤ 日本	株式 小売業	35,800	1,017 36,408,600	958 34,296,400	— —	1.67%
23	ベルーナ 日本	株式 小売業	38,750	679 26,311,250	835 32,356,250	— —	1.57%
24	カッパクリエイト 日本	株式 小売業	15,900	2,360 37,524,000	2,025 32,197,500	— —	1.56%
25	ツ ツ ミ 日本	株式 その他製品	13,800	1,998 27,572,400	2,170 29,946,000	— —	1.45%
26	ユ ニ ー 日本	株式 小売業	26,000	783 20,358,000	954 24,804,000	— —	1.20%
27	ボッシュ 日本	株式 輸送用機器	61,000	469 28,609,000	405 24,705,000	— —	1.20%
28	三井金属 日本	株式 非鉄金属	79,000	352 27,808,000	312 24,648,000	— —	1.20%
29	ウエルシア関東 日本	株式 小売業	6,600	3,318 21,900,000	2,950 19,470,000	— —	0.95%
30	沖 電 気 日本	株式 電気機器	94,000	192 18,048,000	192 18,048,000	— —	0.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.47%
合計	95.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	2.04%
繊維製品	0.16%
化学	1.75%
医薬品	4.22%
ゴム製品	0.44%
ガラス・土石製品	0.06%
鉄鋼	0.17%
非鉄金属	5.13%
金属製品	0.74%
機械	3.67%
電気機器	17.80%
輸送用機器	16.08%
精密機器	3.70%
その他製品	2.18%
陸運業	3.71%
卸売業	0.06%
小売業	23.26%
銀行業	9.26%
サービス業	1.04%
合計	95.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	4,114,198,196	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	8,708,411,726	8,810,819,834	1.0109	1.0228
平成19年3月末日	9,409,139,865	—	0.9851	—
4月末日	9,596,960,931	—	1.0008	—
5月末日	9,532,218,263	—	1.0009	—
6月末日	9,443,117,982	—	1.0107	—
7月末日	8,536,072,992	—	0.9526	—
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	8,354,909,030	8,372,772,218	0.9354	0.9374
8月末日	8,209,755,130	—	0.9216	—
9月末日	8,262,057,657	—	0.9318	—
10月末日	8,255,252,708	—	0.9417	—
11月末日	7,637,904,358	—	0.8746	—
12月末日	7,446,941,339	—	0.8618	—
平成20年1月末日	6,799,083,176	—	0.7961	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	6,746,097,357	6,763,139,854	0.7917	0.7937
2月末日	6,777,418,646	—	0.7972	—
3月末日	6,433,768,080	—	0.7617	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0720
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.3
第2特定期間	△6.3
第3特定期間	△14.1

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,856,219,093	98.00
内 日本	1,856,219,093	98.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,925,474	2.00
純資産総額	1,894,144,567	100.00

(参考) 多摩応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	603,143,050	96.46
内 日本	603,143,050	96.46
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	22,163,789	3.54
純資産総額	625,306,839	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	多摩応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	874,925,621	0.70730 618,834,891	0.7147 625,309,341	— —	33.01%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	628,808,801	0.98340 618,370,575	0.9815 617,175,838	— —	32.58%
3	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	561,615,954	1.11850 628,167,445	1.0928 613,733,914	— —	32.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.00%
合計	98.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 多摩応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	サンドラッグ 日本	株式 小売業	15,300	2,915 44,599,500	2,810 42,993,000	— —	6.88%
2	京王電鉄 日本	株式 陸運業	57,000	616 35,112,000	555 31,635,000	— —	5.06%
3	立飛企業 日本	株式 不動産業	4,900	6,650 32,585,000	6,450 31,605,000	— —	5.05%
4	日野自動車 日本	株式 輸送用機器	47,000	675 31,725,000	658 30,926,000	— —	4.95%
5	シチズンホールディングス 日本	株式 精密機器	32,800	978 32,078,400	843 27,650,400	— —	4.42%
6	横河電機 日本	株式 電気機器	27,500	937 25,767,500	998 27,445,000	— —	4.39%
7	ミヅミ電機 日本	株式 電気機器	8,000	2,790 22,320,000	3,150 25,200,000	— —	4.03%
8	東京精密 日本	株式 精密機器	13,700	1,789 24,509,300	1,830 25,071,000	— —	4.01%
9	日本マイクロニクス 日本	株式 電気機器	7,000	3,180 22,260,000	3,190 22,330,000	— —	3.57%
10	エプソントヨコム 日本	株式 電気機器	50,000	382 19,100,000	347 17,350,000	— —	2.77%
11	フオスター電機 日本	株式 電気機器	8,300	2,225 18,467,500	2,020 16,766,000	— —	2.68%
12	いなげや 日本	株式 小売業	18,000	909 16,362,000	911 16,398,000	— —	2.62%
13	新立川航空機 日本	株式 機械	3,800	3,990 15,162,000	3,850 14,630,000	— —	2.34%
14	ケンウッド 日本	株式 電気機器	128,000	108 13,824,000	110 14,080,000	— —	2.25%
15	JUKI 日本	株式 機械	38,000	418 15,884,000	369 14,022,000	— —	2.24%
16	アロカ 日本	株式 電気機器	10,100	1,551 15,665,100	1,314 13,271,400	— —	2.12%
17	タチエス 日本	株式 輸送用機器	12,300	766 9,421,800	906 11,143,800	— —	1.78%
18	日本無線 日本	株式 電気機器	39,000	278 10,842,000	279 10,881,000	— —	1.74%
19	昭和飛行機 日本	株式 輸送用機器	12,000	999 11,988,000	859 10,308,000	— —	1.65%
20	日本電子 日本	株式 電気機器	27,000	400 10,800,000	377 10,179,000	— —	1.63%
21	よみうりランド 日本	株式 サービス業	29,000	315 9,135,000	343 9,947,000	— —	1.59%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	松屋フーズ 日本	株式 小売業	6,700	1,300 8,710,000	1,307 8,756,900	— —	1.40%
23	新川 日本	株式 機械	7,000	1,343 9,401,000	1,206 8,442,000	— —	1.35%
24	アーネストワン 日本	株式 不動産業	22,600	363 8,203,800	324 7,322,400	— —	1.17%
25	シダックス 日本	株式 サービス業	140	61,800 8,652,000	51,000 7,140,000	— —	1.14%
26	ジャムコ 日本	株式 輸送用機器	9,000	840 7,560,000	742 6,678,000	— —	1.07%
27	富士通フロンテック 日本	株式 電気機器	8,500	903 7,675,500	735 6,247,500	— —	1.00%
28	わらべや日洋 日本	株式 食料品	5,800	1,381 8,009,800	1,046 6,066,800	— —	0.97%
29	セイジョー 日本	株式 小売業	3,700	2,170 8,029,000	1,625 6,012,500	— —	0.96%
30	東栄住宅 日本	株式 不動産業	9,400	802 7,538,800	638 5,997,200	— —	0.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.46%
合計	96.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	0.97%
繊維製品	0.56%
パルプ・紙	0.23%
化学	0.36%
ガラス・土石製品	0.12%
金属製品	1.41%
機械	8.44%
電気機器	29.19%
輸送用機器	10.08%
精密機器	9.25%
その他製品	1.08%
陸運業	5.55%
倉庫・運輸関連業	0.57%
情報・通信業	0.61%
卸売業	0.40%
小売業	15.09%
不動産業	9.27%
サービス業	3.28%
合計	96.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	3,319,368,889	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	3,300,944,086	3,382,179,290	1.0109	1.0357
平成19年3月末日	3,308,712,198	—	0.9822	—
4月末日	3,338,925,875	—	1.0017	—
5月末日	3,212,882,456	—	0.9934	—
6月末日	3,090,068,277	—	0.9993	—
7月末日	2,791,587,742	—	0.9539	—
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	2,735,694,986	2,741,534,274	0.9370	0.9390
8月末日	2,684,453,047	—	0.9256	—
9月末日	2,683,967,872	—	0.9334	—
10月末日	2,614,903,980	—	0.9384	—
11月末日	2,371,993,875	—	0.8705	—
12月末日	2,311,033,326	—	0.8650	—
平成20年1月末日	2,110,615,993	—	0.8020	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	2,066,436,823	2,071,672,015	0.7894	0.7914
2月末日	2,060,364,702	—	0.7951	—
3月末日	1,894,144,567	—	0.7531	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	△6.1
第3特定期間	△14.5

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,284,213,772	98.19
内 日本	1,284,213,772	98.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	23,723,055	1.81
純資産総額	1,307,936,827	100.00

(参考) 神奈川応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	406,098,800	95.55
内 日本	406,098,800	95.55
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	18,928,943	4.45
純資産総額	425,027,743	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	439,320,843	0.98340 432,028,117	0.9815 431,193,407	— —	32.97%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	391,639,772	1.11850 438,049,085	1.0928 427,983,942	— —	32.72%
3	神奈川応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	598,305,776	0.70020 418,933,704	0.7104 425,036,423	— —	32.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.19%
合計	98.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 神奈川応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	富士電機HLDGS 日本	株式 電気機器	64,000	352 22,528,000	405 25,920,000	— —	6.10%
2	横浜銀行 日本	株式 銀行業	32,000	668 21,376,000	677 21,664,000	— —	5.10%
3	富士通 日本	株式 電気機器	31,000	721 22,351,000	652 20,212,000	— —	4.76%
4	日揮 日本	株式 建設業	12,000	1,622 19,464,000	1,522 18,264,000	— —	4.30%
5	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	20,900	923 19,290,700	824 17,221,600	— —	4.05%
6	アマダ 日本	株式 機械	22,000	719 15,818,000	754 16,588,000	— —	3.90%
7	日本発条 日本	株式 金属製品	23,000	865 19,895,000	706 16,238,000	— —	3.82%
8	アルバック 日本	株式 電気機器	4,000	4,270 17,080,000	3,990 15,960,000	— —	3.76%
9	相模鉄道 日本	株式 陸運業	39,000	407 15,873,000	405 15,795,000	— —	3.72%
10	東邦チタニウム 日本	株式 非鉄金属	5,600	2,355 13,188,000	2,560 14,336,000	— —	3.37%
11	ニフコ 日本	株式 化学	5,000	2,170 10,850,000	2,295 11,475,000	— —	2.70%
12	千代田化工建 日本	株式 建設業	12,000	1,029 12,348,000	905 10,860,000	— —	2.56%
13	日産車体 日本	株式 輸送用機器	14,000	890 12,460,000	775 10,850,000	— —	2.55%
14	光栄 日本	株式 情報・通信業	6,300	1,702 10,722,600	1,597 10,061,100	— —	2.37%
15	東京応化工業 日本	株式 化学	4,400	2,070 9,108,000	2,190 9,636,000	— —	2.27%
16	ファンケル 日本	株式 化学	6,500	1,325 8,612,500	1,374 8,931,000	— —	2.10%
17	関東自動車 日本	株式 輸送用機器	6,400	1,357 8,684,800	1,390 8,896,000	— —	2.09%
18	アマノ 日本	株式 機械	7,500	1,226 9,195,000	1,027 7,702,500	— —	1.81%
19	東芝プラントシステム 日本	株式 建設業	9,000	763 6,867,000	773 6,957,000	— —	1.64%
20	岡村製作所 日本	株式 その他製品	10,000	833 8,330,000	689 6,890,000	— —	1.62%
21	コココーラセントラルジャパン 日本	株式 食料品	8	815,000 6,520,000	856,000 6,848,000	— —	1.61%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	サカタのタネ 日本	株式 水産・農林業	4,700	1,302 6,119,400	1,450 6,815,000	— —	1.60%
23	富士ソフト 日本	株式 情報・通信業	3,500	1,360 4,760,000	1,862 6,517,000	— —	1.53%
24	新興プランテック 日本	株式 建設業	4,300	1,362 5,856,600	1,285 5,525,500	— —	1.30%
25	プレス工業 日本	株式 輸送用機器	11,000	344 3,784,000	500 5,500,000	— —	1.29%
26	メイコー 日本	株式 電気機器	1,600	2,235 3,576,000	3,230 5,168,000	— —	1.22%
27	クワイエットエス・ディー 日本	株式 小売業	2,000	2,420 4,840,000	2,300 4,600,000	— —	1.08%
28	OBARA 日本	株式 電気機器	1,900	1,658 3,150,200	2,365 4,493,500	— —	1.06%
29	アイダエンジニア 日本	株式 機械	7,000	573 4,011,000	626 4,382,000	— —	1.03%
30	オハラ 日本	株式 ガラス・土石 製品	2,300	1,279 2,941,700	1,781 4,096,300	— —	0.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.55%
合計	95.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	1.60%
建設業	9.79%
食料品	2.29%
繊維製品	0.52%
化学	7.07%
石油・石炭製品	0.33%
ガラス・土石製品	1.18%
非鉄金属	3.37%
金属製品	4.65%
機械	8.18%
電気機器	21.29%
輸送用機器	11.88%
その他製品	1.62%
陸運業	5.48%
倉庫・運輸関連業	0.55%
情報・通信業	5.22%
卸売業	2.47%
小売業	2.35%
銀行業	5.10%
不動産業	0.25%
サービス業	0.34%

業種	投資比率
合計	95.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配額) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配額)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,156,421,034	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,266,666,805	2,315,779,504	1.0104	1.0323
平成19年3月末日	2,126,835,007	—	0.9767	—
4月末日	2,152,712,307	—	0.9927	—
5月末日	2,118,575,245	—	0.9975	—
6月末日	2,039,966,215	—	1.0014	—
7月末日	1,859,716,209	—	0.9480	—
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,808,360,623	1,812,264,347	0.9265	0.9285
8月末日	1,779,243,893	—	0.9157	—
9月末日	1,796,565,336	—	0.9311	—
10月末日	1,794,841,373	—	0.9386	—
11月末日	1,627,360,077	—	0.8738	—
12月末日	1,583,440,716	—	0.8636	—
平成20年1月末日	1,424,278,789	—	0.7941	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,404,192,220	1,407,774,314	0.7840	0.7860
2月末日	1,395,350,425	—	0.7950	—
3月末日	1,307,936,827	—	0.7547	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0700
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.0
第2特定期間	△7.1
第3特定期間	△14.1

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,122,883,100	99.02
内 日本	6,122,883,100	99.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	60,318,040	0.98
純資産総額	6,183,201,140	100.00

(参考) 中部応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,898,122,700	97.28
内 日本	1,898,122,700	97.28
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	53,144,673	2.72
純資産総額	1,951,267,373	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,125,433,241	0.98340 2,090,151,049	0.9815 2,086,112,726	— —	33.74%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,908,309,409	1.11850 2,134,444,074	1.0928 2,085,400,522	— —	33.73%
3	中部応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,356,157,755	0.83240 1,961,265,715	0.8282 1,951,369,852	— —	31.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.02%
合計	99.02%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 中部応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	105	1,010,000 106,050,000	1,030,000 108,150,000	— —	5.54%
2	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	42,400	2,775 117,660,000	2,490 105,576,000	— —	5.41%
3	ファナック 日本	株式 電気機器	10,300	9,300 95,790,000	9,480 97,644,000	— —	5.00%
4	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	19,400	5,870 113,878,000	4,970 96,418,000	— —	4.94%
5	スズキ 日本	株式 輸送用機器	37,400	2,825 105,655,000	2,515 94,061,000	— —	4.82%
6	豊田自動織機 日本	株式 輸送用機器	25,600	4,190 107,264,000	3,540 90,624,000	— —	4.64%
7	デンソー 日本	株式 輸送用機器	28,000	3,830 107,240,000	3,220 90,160,000	— —	4.62%
8	アイシン精機 日本	株式 輸送用機器	23,600	4,370 103,132,000	3,720 87,792,000	— —	4.50%
9	静岡銀行 日本	株式 銀行業	56,000	1,120 62,720,000	1,177 65,912,000	— —	3.38%
10	豊田通商 日本	株式 卸売業	28,200	2,455 69,231,000	2,115 59,643,000	— —	3.06%
11	日本碍子 日本	株式 ガラス・土石 製品	29,000	2,485 72,065,000	1,764 51,156,000	— —	2.62%
12	イビデン 日本	株式 電気機器	12,000	4,520 54,240,000	3,920 47,040,000	— —	2.41%
13	トヨタ紡織 日本	株式 輸送用機器	15,000	3,330 49,950,000	2,985 44,775,000	— —	2.29%
14	ヤマハ発動機 日本	株式 輸送用機器	23,000	2,015 46,345,000	1,834 42,182,000	— —	2.16%
15	ジェイテクト 日本	株式 機械	25,300	1,866 47,209,800	1,626 41,137,800	— —	2.11%
16	豊田合成 日本	株式 輸送用機器	10,500	3,790 39,795,000	3,750 39,375,000	— —	2.02%
17	マキタ 日本	株式 機械	11,400	3,780 43,092,000	3,130 35,682,000	— —	1.83%
18	ヤマハ 日本	株式 その他製品	16,600	2,090 34,694,000	1,906 31,639,600	— —	1.62%
19	スズケン 日本	株式 卸売業	7,400	3,770 27,898,000	4,100 30,340,000	— —	1.55%
20	八十二銀行 日本	株式 銀行業	43,000	704 30,272,000	633 27,219,000	— —	1.39%
21	スルガ銀行 日本	株式 銀行業	21,000	1,195 25,095,000	1,257 26,397,000	— —	1.35%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	日本特殊陶業 日本	株式 ガラス・土石 製品	19,000	1,614 30,666,000	1,296 24,624,000	— —	1.26%
23	ブラザー工業 日本	株式 電気機器	22,300	1,034 23,058,200	1,025 22,857,500	— —	1.17%
24	名古屋鉄道 日本	株式 陸運業	70,000	329 23,030,000	324 22,680,000	— —	1.16%
25	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	45,000	575 25,875,000	480 21,600,000	— —	1.11%
26	東海理化電機 日本	株式 輸送用機器	7,500	3,250 24,375,000	2,605 19,537,500	— —	1.00%
27	ミネベア 日本	株式 電気機器	33,000	629 20,757,000	580 19,140,000	— —	0.98%
28	トヨタ車体 日本	株式 輸送用機器	9,100	1,682 15,306,200	1,994 18,145,400	— —	0.93%
29	大同特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	35,000	626 21,910,000	515 18,025,000	— —	0.92%
30	ユー・エス・エス 日本	株式 サービス業	2,600	6,490 16,874,000	6,900 17,940,000	— —	0.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.28%
合計	97.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	0.71%
パルプ・紙	0.40%
医薬品	0.54%
ゴム製品	0.61%
ガラス・土石製品	3.88%
鉄鋼	1.34%
金属製品	0.72%
機械	6.98%
電気機器	12.05%
輸送用機器	34.29%
その他製品	1.62%
電気・ガス業	6.52%
陸運業	7.30%
卸売業	5.00%
小売業	2.85%
銀行業	10.26%
サービス業	2.19%
合計	97.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,276,149,882	—	1.0000	—
第1 特定期間末 (平成19年2月13日)	6,378,218,910	6,592,301,944	1.0102	1.0441
平成19年3月末日	9,586,087,136	—	0.9771	—
4月末日	10,061,276,979	—	0.9983	—
5月末日	9,977,805,434	—	0.9976	—
6月末日	9,745,469,847	—	1.0069	—
7月末日	8,796,548,360	—	0.9648	—
第2 特定期間末 (平成19年8月13日)	8,646,975,093	8,665,126,575	0.9508	0.9527
8月末日	8,525,700,168	—	0.9409	—
9月末日	8,583,968,606	—	0.9595	—
10月末日	8,441,442,907	—	0.9696	—
11月末日	7,687,051,374	—	0.9050	—
12月末日	7,432,775,610	—	0.8929	—
平成20年1月末日	6,743,374,551	—	0.8253	—
第3 特定期間末 (平成20年2月13日)	6,674,753,031	6,691,013,992	0.8210	0.8230
2月末日	6,640,288,226	—	0.8210	—
3月末日	6,183,201,140	—	0.7729	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.1000
第2 特定期間	0.0120
第3 特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	11.0
第2 特定期間	△4.7
第3 特定期間	△12.4

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,497,284,255	98.06
内 日本	1,497,284,255	98.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	29,564,131	1.94
純資産総額	1,526,848,386	100.00

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	497,621,860	97.54
内 日本	497,621,860	97.54
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	12,559,772	2.46
純資産総額	510,181,632	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	京都滋賀応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	617,551,647	0.80880 499,475,772	0.8261 510,159,415	— —	33.41%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	453,471,634	1.11850 507,208,022	1.0928 495,553,801	— —	32.46%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	500,836,515	0.98340 492,522,628	0.9815 491,571,039	— —	32.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.06%
合計	98.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日本写真印刷 日本	株式 その他製品	6,100	3,980 24,278,000	4,890 29,829,000	— —	5.85%
2	日本電気硝子 日本	株式 ガラス・土石 製品	17,000	1,565 26,605,000	1,541 26,197,000	— —	5.13%
3	島津製作所 日本	株式 精密機器	28,000	932 26,096,000	921 25,788,000	— —	5.05%
4	任 天 堂 日本	株式 その他製品	500	48,050 24,025,000	51,400 25,700,000	— —	5.04%
5	京都銀行 日本	株式 銀行業	21,000	1,205 25,305,000	1,212 25,452,000	— —	4.99%
6	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	3,000	8,210 24,630,000	8,370 25,110,000	— —	4.92%
7	ワコールホールディングス 日本	株式 繊維製品	17,000	1,466 24,922,000	1,473 25,041,000	— —	4.91%
8	滋賀銀行 日本	株式 銀行業	36,000	662 23,832,000	676 24,336,000	— —	4.77%
9	村田製作所 日本	株式 電気機器	4,800	5,870 28,176,000	4,950 23,760,000	— —	4.66%
10	オムロン 日本	株式 電気機器	11,400	2,035 23,199,000	2,045 23,313,000	— —	4.57%
11	日本電産 日本	株式 電気機器	3,700	7,160 26,492,000	6,130 22,681,000	— —	4.45%
12	宝ホールディングス 日本	株式 食料品	30,000	586 17,580,000	685 20,550,000	— —	4.03%
13	ロ ー ム 日本	株式 電気機器	3,200	7,380 23,616,000	6,170 19,744,000	— —	3.87%
14	堀場製作所 日本	株式 電気機器	5,800	2,755 15,979,000	3,290 19,082,000	— —	3.74%
15	大日本スクリーン 日本	株式 電気機器	35,000	441 15,435,000	419 14,665,000	— —	2.87%
16	ジーエス・ユアサ コーポ 日本	株式 電気機器	50,000	222 11,100,000	283 14,150,000	— —	2.77%
17	グ ン ゼ 日本	株式 繊維製品	31,000	426 13,206,000	420 13,020,000	— —	2.55%
18	平 和 堂 日本	株式 小売業	8,000	1,619 12,952,000	1,526 12,208,000	— —	2.39%
19	日本新薬 日本	株式 医薬品	10,000	1,119 11,190,000	1,033 10,330,000	— —	2.02%
20	ニチコン 日本	株式 電気機器	10,600	814 8,628,400	782 8,289,200	— —	1.62%
21	三洋化成 日本	株式 化学	16,000	530 8,480,000	489 7,824,000	— —	1.53%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	フジテック 日本	株式 機械	13,000	499 6,487,000	560 7,280,000	— —	1.43%
23	日新電機 日本	株式 電気機器	15,000	454 6,810,000	473 7,095,000	— —	1.39%
24	ニッセンHD 日本	株式 小売業	8,700	710 6,177,000	655 5,698,500	— —	1.12%
25	ユーシン精機 日本	株式 機械	2,420	1,594 3,858,800	2,120 5,130,400	— —	1.01%
26	王将フードサービス 日本	株式 小売業	3,100	1,466 4,544,600	1,388 4,302,800	— —	0.84%
27	第一精工 日本	株式 電気機器	2,100	1,290 2,709,000	1,608 3,376,800	— —	0.66%
28	キヤノンマシナリー 日本	株式 機械	1,100	2,800 3,080,000	3,000 3,300,000	— —	0.65%
29	オブテックス 日本	株式 電気機器	2,300	1,358 3,123,400	1,379 3,171,700	— —	0.62%
30	TOWA 日本	株式 機械	3,400	965 3,281,000	925 3,145,000	— —	0.62%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.54%
合計	97.54%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.27%
食料品	4.03%
繊維製品	8.20%
化学	2.21%
医薬品	2.02%
ガラス・土石製品	5.13%
鉄鋼	0.13%
金属製品	1.04%
機械	4.05%
電気機器	36.78%
輸送用機器	0.29%
精密機器	5.64%
その他製品	10.99%
倉庫・運輸関連業	0.45%
情報・通信業	0.57%
卸売業	0.45%
小売業	4.43%
銀行業	10.35%
サービス業	0.49%
合計	97.54%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,732,622,055	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,360,776,220	2,411,921,430	1.0107	1.0326
平成19年3月末日	2,450,951,394	—	0.9827	—
4月末日	2,548,057,316	—	1.0084	—
5月末日	2,549,665,501	—	1.0115	—
6月末日	2,222,484,060	—	1.0161	—
7月末日	2,009,945,781	—	0.9594	—
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,973,430,580	1,977,620,285	0.9420	0.9440
8月末日	1,945,660,112	—	0.9283	—
9月末日	1,956,924,201	—	0.9419	—
10月末日	1,948,196,035	—	0.9462	—
11月末日	1,802,406,823	—	0.8868	—
12月末日	1,777,103,419	—	0.8817	—
平成20年1月末日	1,618,792,319	—	0.8094	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,607,164,736	1,611,157,157	0.8051	0.8071
2月末日	1,598,039,404	—	0.8146	—
3月末日	1,526,848,386	—	0.7803	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0220
第3特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	△4.6
第3特定期間	△13.3

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	8,325,951,461	98.70
内 日本	8,325,951,461	98.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	110,003,183	1.30
純資産総額	8,435,954,644	100.00

(参考) 大阪応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	2,719,097,000	98.86
内 日本	2,719,097,000	98.86
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	31,466,611	1.14
純資産総額	2,750,563,611	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,860,567,687	0.98339 2,813,082,263	0.9815 2,807,647,184	— —	33.28%
2	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,532,638,441	1.11850 2,832,756,097	1.0928 2,767,667,288	— —	32.81%
3	大阪応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,405,518,125	0.79710 2,714,538,497	0.8077 2,750,636,989	— —	32.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.70%
合計	98.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 大阪応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	松下電器産業 日本	株式 電気機器	65,000	2,250 146,250,000	2,160 140,400,000	— —	5.10%
2	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	56,400	2,725 153,690,000	2,480 139,872,000	— —	5.09%
3	シャープ 日本	株式 電気機器	71,000	2,005 142,355,000	1,694 120,274,000	— —	4.37%
4	伊藤忠 日本	株式 卸売業	121,000	1,019 123,299,000	984 119,064,000	— —	4.33%
5	武田薬品 日本	株式 医薬品	21,900	6,070 132,933,000	4,990 109,281,000	— —	3.97%
6	商船三井 日本	株式 海運業	90,000	1,403 126,270,000	1,205 108,450,000	— —	3.94%
7	住友金属工業 日本	株式 鉄鋼	277,000	437 121,049,000	378 104,706,000	— —	3.81%
8	ダイキン工業 日本	株式 機械	22,200	4,670 103,674,000	4,290 95,238,000	— —	3.46%
9	住友信託 日本	株式 銀行業	128,000	669 85,632,000	686 87,808,000	— —	3.19%
10	キーエンス 日本	株式 電気機器	3,800	22,550 85,690,000	22,920 87,096,000	— —	3.17%
11	住友電工 日本	株式 非鉄金属	60,200	1,596 96,079,200	1,262 75,972,400	— —	2.76%
12	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	435	159,000 69,165,000	166,000 72,210,000	— —	2.63%
13	大阪瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	171,000	449 76,779,000	398 68,058,000	— —	2.47%
14	西日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	153	512,000 78,336,000	438,000 67,014,000	— —	2.44%
15	クボタ 日本	株式 機械	99,000	667 66,033,000	619 61,281,000	— —	2.23%
16	松下電工 日本	株式 電気機器	57,000	953 54,321,000	1,025 58,425,000	— —	2.12%
17	日東電工 日本	株式 化学	13,300	5,050 67,165,000	4,210 55,993,000	— —	2.04%
18	旭化成 日本	株式 化学	106,000	565 59,890,000	520 55,120,000	— —	2.00%
19	積水ハウス 日本	株式 建設業	55,000	1,072 58,960,000	922 50,710,000	— —	1.84%
20	近畿鉄道 日本	株式 陸運業	131,000	354 46,374,000	356 46,636,000	— —	1.70%
21	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	27,000	1,790 48,330,000	1,702 45,954,000	— —	1.67%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	大和ハウス 日本	株式 建設業	46,000	1,117 51,382,000	987 45,402,000	— —	1.65%
23	田辺三菱製薬 日本	株式 医薬品	39,000	1,192 46,488,000	1,161 45,279,000	— —	1.65%
24	小野薬品 日本	株式 医薬品	9,200	5,300 48,760,000	4,820 44,344,000	— —	1.61%
25	阪急阪神HLDGS 日本	株式 陸運業	97,000	464 45,008,000	431 41,807,000	— —	1.52%
26	ジェイテクト 日本	株式 機械	24,500	1,866 45,717,000	1,626 39,837,000	— —	1.45%
27	ダイハツ 日本	株式 輸送用機器	33,000	1,163 38,379,000	1,197 39,501,000	— —	1.44%
28	シマノ 日本	株式 輸送用機器	7,400	4,010 29,674,000	4,580 33,892,000	— —	1.23%
29	日清食品 日本	株式 食料品	9,700	3,410 33,077,000	3,360 32,592,000	— —	1.18%
30	帝人 日本	株式 繊維製品	76,000	367 27,892,000	420 31,920,000	— —	1.16%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.86%
合計	98.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	5.06%
食料品	3.17%
繊維製品	1.60%
パルプ・紙	0.42%
化学	8.25%
医薬品	10.86%
ガラス・土石製品	0.54%
鉄鋼	4.75%
非鉄金属	2.76%
機械	8.75%
電気機器	15.52%
輸送用機器	3.05%
その他製品	0.34%
電気・ガス業	7.56%
陸運業	6.98%
海運業	3.94%
情報・通信業	0.63%
卸売業	5.19%
小売業	1.45%
銀行業	6.16%
保険業	0.97%

業種	投資比率
その他金融業	0.40%
不動産業	0.30%
サービス業	0.19%
合計	98.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成18年9月27日)	7,502,409,332	—	1.0000	—
第1 特定期間末 (平成19年2月13日)	11,389,760,687	11,749,521,764	1.0102	1.0421
平成19年3月末日	12,803,411,920	—	0.9817	—
4月末日	13,147,977,536	—	0.9981	—
5月末日	13,180,804,160	—	1.0035	—
6月末日	12,774,680,110	—	0.9979	—
7月末日	11,650,185,271	—	0.9433	—
第2 特定期間末 (平成19年8月13日)	11,390,960,365	11,415,462,631	0.9298	0.9318
8月末日	11,214,152,042	—	0.9194	—
9月末日	11,395,753,919	—	0.9422	—
10月末日	11,069,318,592	—	0.9395	—
11月末日	10,168,143,120	—	0.8770	—
12月末日	9,904,062,947	—	0.8703	—
平成20年1月末日	9,154,829,327	—	0.8155	—
第3 特定期間末 (平成20年2月13日)	9,085,464,225	9,107,876,553	0.8107	0.8127
2月末日	9,034,346,468	—	0.8108	—
3月末日	8,435,954,644	—	0.7676	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0940
第2 特定期間	0.0120
第3 特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	10.4
第2 特定期間	△6.8
第3 特定期間	△11.5

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 兵庫応援マザーファンド

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	上組 日本	株式 倉庫・運輸関連業	29,000	799 23,171,000	788 22,852,000	— —	5.67%
2	大和工業 日本	株式 鉄鋼	5,100	3,720 18,972,000	4,020 20,502,000	— —	5.09%
3	シスメックス 日本	株式 電気機器	5,500	4,030 22,165,000	3,600 19,800,000	— —	4.92%
4	神戸製鋼所 日本	株式 鉄鋼	67,000	322 21,581,638	284 19,028,000	— —	4.72%
5	住友ゴム 日本	株式 ゴム製品	24,700	818 20,227,828	764 18,870,800	— —	4.69%
6	関西ペイント 日本	株式 化学	29,000	697 20,213,000	648 18,792,000	— —	4.67%
7	川崎汽船 日本	株式 海運業	19,000	1,019 19,367,607	969 18,411,000	— —	4.57%
8	アシックス 日本	株式 その他製品	16,000	1,015 16,240,000	1,146 18,336,000	— —	4.55%
9	川崎重工業 日本	株式 輸送用機器	78,000	222 17,347,705	222 17,316,000	— —	4.30%
10	大阪チタニウム 日本	株式 非鉄金属	2,800	6,096 17,068,888	6,170 17,276,000	— —	4.29%
11	グローリー 日本	株式 機械	7,600	2,368 17,999,519	2,120 16,112,000	— —	4.00%
12	アサヒプリテック 日本	株式 非鉄金属	4,000	2,430 9,720,000	2,660 10,640,000	— —	2.64%
13	みなと銀行 日本	株式 銀行業	46,000	201 9,246,000	206 9,476,000	— —	2.35%
14	西松屋チェーン 日本	株式 小売業	7,400	944 6,985,963	1,200 8,880,000	— —	2.20%
15	日本毛織 日本	株式 繊維製品	10,000	851 8,510,000	881 8,810,000	— —	2.19%
16	山陽特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	19,000	537 10,203,012	450 8,550,000	— —	2.12%
17	ノーリツ 日本	株式 金属製品	5,400	1,108 5,983,200	1,249 6,744,600	— —	1.67%
18	日本管財 日本	株式 サービス業	2,200	2,690 5,918,000	2,955 6,501,000	— —	1.61%
19	ハイレックスコーポレーション 日本	株式 輸送用機器	4,400	1,302 5,728,800	1,390 6,116,000	— —	1.52%
20	ユニチカ 日本	株式 繊維製品	52,000	100 5,200,000	98 5,096,000	— —	1.27%
21	SRIスポーツ 日本	株式 その他製品	34	144,000 4,896,000	133,000 4,522,000	— —	1.12%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	フジッコ 日本	株式 食料品	4,000	1,181 4,724,000	1,116 4,464,000	— —	1.11%
23	加藤産業 日本	株式 卸売業	4,200	1,163 4,884,600	1,062 4,460,400	— —	1.11%
24	山陽電鉄 日本	株式 陸運業	13,000	327 4,251,000	325 4,225,000	— —	1.05%
25	新明和工業 日本	株式 輸送用機器	13,000	324 4,212,000	308 4,004,000	— —	0.99%
26	古野電気 日本	株式 電気機器	4,100	1,112 4,562,694	970 3,977,000	— —	0.99%
27	バンドー化学 日本	株式 ゴム製品	11,000	386 4,246,000	359 3,949,000	— —	0.98%
28	住友精化 日本	株式 化学	8,000	406 3,248,000	465 3,720,000	— —	0.92%
29	ノエビア 日本	株式 化学	4,200	972 4,082,400	866 3,637,200	— —	0.90%
30	三ツ星ベルト 日本	株式 ゴム製品	9,000	476 4,284,000	397 3,573,000	— —	0.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.73%
合計	95.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	2.72%
繊維製品	3.45%
化学	8.35%
医薬品	0.06%
ゴム製品	6.55%
ガラス・土石製品	1.28%
鉄鋼	12.74%
非鉄金属	6.93%
金属製品	2.34%
機械	6.59%
電気機器	7.89%
輸送用機器	7.85%
その他製品	5.67%
陸運業	1.54%
海運業	5.23%
倉庫・運輸関連業	5.67%
卸売業	2.34%
小売業	4.55%
銀行業	2.35%
サービス業	1.61%
合計	95.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,441,754,810	—	1.0000	—
第1 特定期間末 (平成19年2月13日)	1,637,357,492	1,698,754,242	1.0104	1.0483
平成19年3月末日	1,986,634,182	—	0.9840	—
4月末日	2,049,703,334	—	1.0060	—
5月末日	2,051,941,288	—	1.0080	—
6月末日	2,020,435,382	—	1.0168	—
7月末日	1,864,488,821	—	0.9664	—
第2 特定期間末 (平成19年8月13日)	1,834,103,496	1,837,985,246	0.9450	0.9470
8月末日	1,770,292,813	—	0.9318	—
9月末日	1,786,329,508	—	0.9553	—
10月末日	1,714,409,959	—	0.9513	—
11月末日	1,517,553,337	—	0.8710	—
12月末日	1,474,353,758	—	0.8570	—
平成20年1月末日	1,339,058,541	—	0.7933	—
第3 特定期間末 (平成20年2月13日)	1,319,453,059	1,322,826,018	0.7824	0.7844
2月末日	1,334,558,381	—	0.7933	—
3月末日	1,247,424,570	—	0.7517	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0950
第2 特定期間	0.0260
第3 特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	10.5
第2 特定期間	△3.9
第3 特定期間	△15.9

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

＜個人の受益者の場合＞

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成21年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

＜法人の受益者の場合＞

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成21年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における

計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を

行なうことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 平成20年7月1日以降において、前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら

意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

りそな・東京応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	551,962,553	262,989,790
親投資信託受益証券	17,970,578,319	13,869,356,211
未収入金	—	30,000,000
流動資産合計	18,522,540,872	14,162,346,001
資産合計	18,522,540,872	14,162,346,001
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,670,648	35,339,523
未払解約金	22,596,083	1,930,354
未払受託者報酬	861,707	589,335
未払委託者報酬	20,681,183	14,144,161
その他未払費用	780,268	656,032
流動負債合計	84,589,889	52,659,405
負債合計	84,589,889	52,659,405
純資産の部		
元本等		
元本	19,835,324,361	17,669,775,801
剰余金		
期末欠損金	1,397,373,378	3,560,089,205
(うち分配準備積立金)	(108,130,525)	(131,875,142)
剰余金合計	△1,397,373,378	△3,560,089,205
元本等合計	18,437,950,983	14,109,686,596
純資産合計	18,437,950,983	14,109,686,596
負債・純資産合計	18,522,540,872	14,162,346,001

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	1,551,904	765,018
有価証券売買等損益	△1,112,883,735	△2,061,222,108
営業収益合計	△1,111,331,831	△2,060,457,090
営業費用		
受託者報酬	5,202,361	4,374,120
委託者報酬	124,857,818	104,979,638
その他費用	866,258	667,092
営業費用合計	130,926,437	110,020,850
営業損失金額	1,242,258,268	2,170,477,940
経常損失金額	1,242,258,268	2,170,477,940
当期純損失金額	1,242,258,268	2,170,477,940
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	157,923	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	18,849,883
期首剰余金	152,453,443	—
期首欠損金	—	1,397,373,378
剰余金増加額	11,596,636	—
欠損金減少額	—	221,193,584
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(11,596,636)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(221,193,584)
剰余金減少額	76,181,486	—
欠損金増加額	—	9,972,703
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(76,181,486)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(9,972,703)
分配金	242,825,780	222,308,651
期末欠損金	1,397,373,378	3,560,089,205

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	200,525,999	111,741,135
親投資信託受益証券	8,192,862,497	6,659,544,984
流動資産合計	8,393,388,496	6,771,286,119
資産合計	8,393,388,496	6,771,286,119
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,863,188	17,042,497
未払解約金	10,478,916	825,535
未払受託者報酬	391,005	280,645
未払委託者報酬	9,384,237	6,735,796
その他未払費用	362,120	304,289
流動負債合計	38,479,466	25,188,762
負債合計	38,479,466	25,188,762
純資産の部		
元本等		
元本	8,931,594,038	8,521,256,624
剰余金		
期末欠損金	576,685,008	1,775,159,267
(うち分配準備積立金)	(74,611,705)	(88,464,113)
剰余金合計	△576,685,008	△1,775,159,267
元本等合計	8,354,909,030	6,746,097,357
純資産合計	8,354,909,030	6,746,097,357
負債・純資産合計	8,393,388,496	6,771,286,119

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期	当 期
	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	649,002	350,707
有価証券売買等損益	△494,113,918	△1,093,317,513
営業収益合計	△493,464,916	△1,092,966,806
営業費用		
受託者報酬	2,414,724	2,029,167
委託者報酬	57,954,565	48,701,095
その他費用	386,120	304,289
営業費用合計	60,755,409	51,034,551
営業損失金額	554,220,325	1,144,001,357
経常損失金額	554,220,325	1,144,001,357
当期純損失金額	554,220,325	1,144,001,357
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	4,310,539	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	3,209,948
期首剰余金	93,889,113	—
期首欠損金	—	576,685,008
剰余金増加額	2,459,526	—
欠損金減少額	—	54,858,774
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(2,459,526)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(54,858,774)
剰余金減少額	4,124,868	—
欠損金増加額	—	8,080,989
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(4,124,868)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(8,080,989)
分配金	110,377,915	104,460,635
期末欠損金	576,685,008	1,775,159,267

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,020,059	34,686,642
親投資信託受益証券	2,648,593,624	2,043,140,149
流動資産合計	2,748,613,683	2,077,826,791
資産合計	2,748,613,683	2,077,826,791
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,839,288	5,235,192
未払解約金	3,774,000	3,878,209
未払受託者報酬	127,252	87,191
未払委託者報酬	3,054,266	2,092,728
その他未払費用	123,891	96,648
流動負債合計	12,918,697	11,389,968
負債合計	12,918,697	11,389,968
純資産の部		
元本等		
元本	2,919,644,453	2,617,596,374
剰余金		
期末欠損金	183,949,467	551,159,551
(うち分配準備積立金)	(36,962,552)	(37,754,686)
剰余金合計	△183,949,467	△551,159,551
元本等合計	2,735,694,986	2,066,436,823
純資産合計	2,735,694,986	2,066,436,823
負債・純資産合計	2,748,613,683	2,077,826,791

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	225,980	127,322
有価証券売買等損益	△162,879,930	△352,453,475
営業収益合計	△162,653,950	△352,326,153
営業費用		
受託者報酬	826,481	644,904
委託者報酬	19,836,567	15,478,605
その他費用	126,374	96,648
営業費用合計	20,789,422	16,220,157
営業損失金額	183,443,372	368,546,310
経常損失金額	183,443,372	368,546,310
当期純損失金額	183,443,372	368,546,310
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,970,540	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	780,099
期首剰余金	35,433,656	—
期首欠損金	—	183,949,467
剰余金増加額	5,427,486	—
欠損金減少額	—	34,186,196
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(5,427,486)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(34,186,196)
剰余金減少額	2,015,387	—
欠損金増加額	—	678,092
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(2,015,387)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(678,092)
分配金	37,381,310	32,951,977
期末欠損金	183,949,467	551,159,551

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,170,943	31,807,857
親投資信託受益証券	1,788,032,831	1,379,027,113
流動資産合計	1,817,203,774	1,410,834,970
資産合計	1,817,203,774	1,410,834,970
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,903,724	3,582,094
未払解約金	2,731,734	1,522,821
未払受託者報酬	85,045	58,902
未払委託者報酬	2,041,261	1,413,748
その他未払費用	81,387	65,185
流動負債合計	8,843,151	6,642,750
負債合計	8,843,151	6,642,750
純資産の部		
元本等		
元本	1,951,862,376	1,791,047,310
剰余金		
期末欠損金	143,501,753	386,855,090
(うち分配準備積立金)	(22,877,408)	(24,583,373)
剰余金合計	△143,501,753	△386,855,090
元本等合計	1,808,360,623	1,404,192,220
純資産合計	1,808,360,623	1,404,192,220
負債・純資産合計	1,817,203,774	1,410,834,970

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	173,526	65,326
有価証券売買等損益	△130,380,837	△229,005,718
営業収益合計	△130,207,311	△228,940,392
営業費用		
受託者報酬	543,120	435,127
委託者報酬	13,035,845	10,443,943
その他費用	85,003	65,185
営業費用合計	13,663,968	10,944,255
営業損失金額	143,871,279	239,884,647
経常損失金額	143,871,279	239,884,647
当期純損失金額	143,871,279	239,884,647
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	172,347	1,838,199
期首剰余金	23,245,086	—
期首欠損金	—	143,501,753
剰余金増加額	2,231,333	—
欠損金減少額	—	17,858,432
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(2,231,333)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(17,858,432)
剰余金減少額	389,492	—
欠損金増加額	—	775,988
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(389,492)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(775,988)
分配金	24,889,748	22,389,333
期末欠損金	143,501,753	386,855,090

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	121,700,346	94,954,022
親投資信託受益証券	8,482,565,411	6,604,116,914
未収入金	80,000,000	—
流動資産合計	8,684,265,757	6,699,070,936
資産合計	8,684,265,757	6,699,070,936
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,151,482	16,260,961
未払解約金	8,676,308	796,572
未払受託者報酬	403,873	278,013
未払委託者報酬	9,693,215	6,672,525
その他未払費用	365,786	309,834
流動負債合計	37,290,664	24,317,905
負債合計	37,290,664	24,317,905
純資産の部		
元本等		
元本	9,094,895,933	8,130,481,339
剰余金		
期末欠損金	447,920,840	1,455,728,308
(うち分配準備積立金)	(92,772,552)	(103,377,570)
剰余金合計	△447,920,840	△1,455,728,308
元本等合計	8,646,975,093	6,674,753,031
純資産合計	8,646,975,093	6,674,753,031
負債・純資産合計	8,684,265,757	6,699,070,936

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	355,090	317,167
有価証券売買等損益	△302,062,459	△938,448,497
営業収益合計	△301,707,369	△938,131,330
営業費用		
受託者報酬	2,439,156	2,066,085
委託者報酬	58,540,836	49,587,162
その他費用	416,175	318,639
営業費用合計	61,396,167	51,971,886
営業損失金額	363,103,536	990,103,216
経常損失金額	363,103,536	990,103,216
当期純損失金額	363,103,536	990,103,216
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	5,717,810	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	6,031,981
期首剰余金	64,604,681	—
期首欠損金	—	447,920,840
剰余金増加額	5,110,036	—
欠損金減少額	—	83,152,356
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(5,110,036)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(83,152,356)
剰余金減少額	35,034,370	—
欠損金増加額	—	4,605,742
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(35,034,370)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(4,605,742)
分配金	113,779,841	102,282,847
期末欠損金	447,920,840	1,455,728,308

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,466,912	36,006,408
親投資信託受益証券	1,926,547,747	1,576,899,505
流動資産合計	1,980,014,659	1,612,905,913
資産合計	1,980,014,659	1,612,905,913
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,189,705	3,992,421
未払受託者報酬	92,074	67,058
未払委託者報酬	2,209,922	1,609,520
その他未払費用	92,378	72,178
流動負債合計	6,584,079	5,741,177
負債合計	6,584,079	5,741,177
純資産の部		
元本等		
元本	2,094,852,551	1,996,210,863
剰余金		
期末欠損金	121,421,971	389,046,127
(うち分配準備積立金)	(20,689,043)	(22,791,864)
剰余金合計	△121,421,971	△389,046,127
元本等合計	1,973,430,580	1,607,164,736
純資産合計	1,973,430,580	1,607,164,736
負債・純資産合計	1,980,014,659	1,612,905,913

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期	当 期
	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	210,653	87,741
有価証券売買等損益	△80,580,718	△241,648,242
営業収益合計	△80,370,065	△241,560,501
営業費用		
受託者報酬	616,365	481,754
委託者報酬	14,793,737	11,563,004
その他費用	95,005	72,178
営業費用合計	15,505,107	12,116,936
営業損失金額	95,875,172	253,677,437
経常損失金額	95,875,172	253,677,437
当期純損失金額	95,875,172	253,677,437
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	2,510,805	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	88,516
期首剰余金	24,906,421	—
期首欠損金	—	121,421,971
欠損金減少額	—	11,910,659
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(11,910,659)
剰余金減少額	4,101,042	—
欠損金増加額	—	1,300,043
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(3,519,612)	(—)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(581,430)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(1,300,043)
分配金	48,862,983	24,468,819
期末欠損金	121,421,971	389,046,127

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	218,920,280	102,266,023
親投資信託受益証券	11,210,370,890	8,987,907,153
未収入金	—	30,000,000
流動資産合計	11,429,291,170	9,120,173,176
資産合計	11,429,291,170	9,120,173,176
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,502,266	22,412,328
未払解約金	—	2,419,054
未払受託者報酬	533,403	378,648
未払委託者報酬	12,801,905	9,087,682
その他未払費用	493,231	411,239
流動負債合計	38,330,805	34,708,951
負債合計	38,330,805	34,708,951
純資産の部		
元本等		
元本	12,251,135,456	11,206,293,014
剰余金		
期末欠損金	860,175,091	2,120,828,789
(うち分配準備積立金)	(78,695,753)	(97,883,389)
剰余金合計	△860,175,091	△2,120,828,789
元本等合計	11,390,960,365	9,085,464,225
純資産合計	11,390,960,365	9,085,464,225
負債・純資産合計	11,429,291,170	9,120,173,176

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	811,447	324,109
有価証券売買等損益	△742,025,204	△1,162,463,737
営業収益合計	△741,213,757	△1,162,139,628
営業費用		
受託者報酬	3,288,745	2,742,190
委託者報酬	78,930,739	65,813,684
その他費用	523,430	415,290
営業費用合計	82,742,914	68,971,164
営業損失金額	823,956,671	1,231,110,792
経常損失金額	823,956,671	1,231,110,792
当期純損失金額	823,956,671	1,231,110,792
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	5,742,031	525,046
期首剰余金	114,792,549	—
期首欠損金	—	860,175,091
剰余金増加額	6,893,490	—
欠損金減少額	—	115,064,903
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(6,893,490)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(115,064,903)
剰余金減少額	12,065,390	—
欠損金増加額	—	5,463,739
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(12,065,390)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(5,463,739)
分配金	151,581,100	139,669,116
期末欠損金	860,175,091	2,120,828,789

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,672,372	29,078,262
親投資信託受益証券	1,773,512,027	1,295,192,969
未収入金	10,000,000	—
流動資産合計	1,840,184,399	1,324,271,231
資産合計	1,840,184,399	1,324,271,231
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,881,750	3,372,959
未払受託者報酬	84,896	55,293
未払委託者報酬	2,037,761	1,327,162
その他未払費用	76,496	62,758
流動負債合計	6,080,903	4,818,172
負債合計	6,080,903	4,818,172
純資産の部		
元本等		
元本	1,940,875,388	1,686,479,714
剰余金		
期末欠損金	106,771,892	367,026,655
(うち分配準備積立金)	(22,796,375)	(22,320,716)
剰余金合計	△106,771,892	△367,026,655
元本等合計	1,834,103,496	1,319,453,059
純資産合計	1,834,103,496	1,319,453,059
負債・純資産合計	1,840,184,399	1,324,271,231

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	161,524	98,101
有価証券売買等損益	△55,180,205	△251,319,058
営業収益合計	△55,018,681	△251,220,957
営業費用		
受託者報酬	510,494	418,961
委託者報酬	12,252,736	10,055,978
その他費用	82,259	62,758
営業費用合計	12,845,489	10,537,697
営業損失金額	67,864,170	261,758,654
経常損失金額	67,864,170	261,758,654
当期純損失金額	67,864,170	261,758,654
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	2,117,834	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	2,630,686
期首剰余金	16,874,483	—
期首欠損金	—	106,771,892
剰余金増加額	286,369	—
欠損金減少額	—	21,229,256
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(286,369)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(21,229,256)
剰余金減少額	3,341,715	—
欠損金増加額	—	1,100,744
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(3,341,715)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(—)	(1,100,744)
分配金	50,609,025	21,255,307
期末欠損金	106,771,892	367,026,655

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書 平成 年 月 日
 - I 資産総額
 - II 負債総額
 - III 純資産総額（I－II）
 - IV 発行済数量
 - V 1単位当たり純資産額（III／IV）
- 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
- (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
- (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
- (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
- (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
- (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
- (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
- (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
(※) 応援マザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 …… 信託財産の純資産総額の3分の1
世界REITマザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1
- ③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(注) 上記「2. 運用方法」の「(1) 投資対象」の1.および「(2) 投資態度」の②にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
- (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
- (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
- (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
- (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
- (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
- (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
- (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)

約款

(注) 本約款の第2条、第3条第1項および第7条第1項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとする。

第2条	第3条第1項	第7条第1項
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	300	600
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,200

(注) 本約款の第20条第1号にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとする。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とする。

② この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けず。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて運用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人)をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができず。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとする。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金(※)億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

(信託の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、(※)億円を限度として信託金を追加することができず。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができず。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とすし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については(※)億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとする。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および団団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によつて計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとする。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定めらる受益権を「振替受益権」といいます。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとする。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受益権に記録または記録を申請することができるとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかると一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受益権に記録または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権入簿に記載または記録されるよう申請します。

については、信託期間中にあって委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受人簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

（受益権の設定にかかると受託者の通知）

第11条 委託者は、追加信託については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または10口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができず。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記録または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に杜振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および譲受人に對抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券
ロ. 約束手形
ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第20条 委託者および信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券

2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

3. 世界REITマザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱い、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第24条 委託者約取引の指図に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとする。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとする。

1. 信託財産の保存にかかるとする業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要となる行為にかかるとする業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (前 除)

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーション・ペーパーまたは当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとする。

(信託財産の登記等および記載等の留保)

第28条 信託の登記または登録をすることができるとする信託財産については、信託の登記または登録をすることができるとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることをします。

③ 信託財産に属する旨の記載または登録をすることができるとする信託財産については、信託財産に属する旨の記載または登録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかるとする信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じて行う場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわれないものとする。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産に保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約期間および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払される日からその翌

営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつと別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとする。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 委託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて利益が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該資金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その剰余金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるとする一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるとする一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)
第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金にかかわらず、積立投資契約に基づいて支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受益者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記録または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間で、請求を求めないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間でその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることと確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第8条第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。(償還口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知れたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えたときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知れたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたときは、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

投資信託説明書（請求目論見書）

平成20年5月3日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成19年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成19年11月7日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成 18 年 9 月 27 日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1 万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)
電話番号(コールセンター) 0120-106212
(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成21年4月1日からは20%)を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税(解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成21年4月1日からは15%)を差引いた額とします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先(委託会社)
電話番号(コールセンター) 0120-106212
(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交

付したときは、原則として、公告を行ないません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 平成20年7月1日以降において、前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者と、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から

起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第4 ファンドの経理状況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成19年2月14日から平成19年8月13日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 9 月 28 日


大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		551,962,553	262,989,790
親投資信託受益証券		17,970,578,319	13,869,356,211
未収入金		—	30,000,000
流動資産合計		18,522,540,872	14,162,346,001
資産合計		18,522,540,872	14,162,346,001
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		39,670,648	35,339,523
未払解約金		22,596,083	1,930,354
未払受託者報酬		861,707	589,335
未払委託者報酬		20,681,183	14,144,161
その他未払費用		780,268	656,032
流動負債合計		84,589,889	52,659,405
負債合計		84,589,889	52,659,405
純資産の部			
元本等			
元本	※1	19,835,324,361	17,669,775,801
剰余金			
期末欠損金		1,397,373,378	3,560,089,205
(うち分配準備積立金)		(108,130,525)	(131,875,142)
剰余金合計	※2	△1,397,373,378	△3,560,089,205
元本等合計		18,437,950,983	14,109,686,596
純資産合計		18,437,950,983	14,109,686,596
負債・純資産合計		18,522,540,872	14,162,346,001

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		1,551,904	765,018
有価証券売買等損益		△1,112,883,735	△2,061,222,108
営業収益合計		△1,111,331,831	△2,060,457,090
営業費用			
受託者報酬		5,202,361	4,374,120
委託者報酬	※1	124,857,818	104,979,638
その他費用		866,258	667,092
営業費用合計		130,926,437	110,020,850
営業損失金額		1,242,258,268	2,170,477,940
経常損失金額		1,242,258,268	2,170,477,940
当期純損失金額		1,242,258,268	2,170,477,940
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		157,923	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	18,849,883
期首剰余金		152,453,443	—
期首欠損金		—	1,397,373,378
剰余金増加額		11,596,636	—
欠損金減少額		—	221,193,584
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(11,596,636)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(221,193,584)
剰余金減少額		76,181,486	—
欠損金増加額		—	9,972,703
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(76,181,486)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(9,972,703)
分配金	※2	242,825,780	222,308,651
期末欠損金		1,397,373,378	3,560,089,205

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 19 年 8 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	14,086,024,329 円	19,835,324,361 円
期中追加設定元本額	7,950,563,086 円	88,144,907 円
期中一部解約元本額	2,201,263,054 円	2,253,693,467 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	19,835,324,361 口	17,669,775,801 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,397,373,378 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 3,560,089,205 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	14,430,928 円	12,956,179 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 2 月 14 日 至平成 19 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,894,149 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (39,477,592 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (82,812,935 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 92,707,084 円 (1 万口当たり 47.30 円) であり、うち 38,941,562 円 (1 万口当たり 19.87 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (90,924,039 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (62,734,677 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 153,658,716 円 (1 万口当たり 72.47 円) であり、うち 42,213,255 円 (1 万口当たり 19.91 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (65,778,005 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (14,848,224 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (64,736,252 円) 及び分配準備積立金 (48,337,030 円) より分配対象額は 193,699,511 円 (1 万口当たり 90.44 円) であり、うち 40,914,872 円 (1 万口当たり 19.10 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (22,172,337 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券

調整金 (60,986,947 円) 及び分配準備積立金 (106,745,866 円) より分配対象額は 207,210,405 円 (1 万口当たり 105.71 円) であり、うち 39,202,601 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (80,507,050 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (59,730,442 円) 及び分配準備積立金 (104,637,861 円) より分配対象額は 244,875,353 円 (1 万口当たり 127.71 円) であり、うち 38,147,016 円 (1 万口当たり 19.90 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (21,554,365 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (58,051,546 円) 及び分配準備積立金 (142,595,691 円) より分配対象額は 222,201,602 円 (1 万口当たり 119.41 円) であり、うち 37,217,686 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,738,707 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券

<p> 売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(64,709,884円)及び分配準備積立金(86,549,361円)より分配対象額は173,431,582円(1万口当たり81.86円)であり、うち41,748,444円(1万口当たり19.71円)を分配金額としております。 </p> <p> (自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(96,730,314円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(62,801,211円)及び分配準備積立金(63,991,936円)より分配対象額は223,523,461円(1万口当たり109.85円)であり、うち39,336,999円(1万口当たり19.33円)を分配金額としております。 </p> <p> (自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(29,762,049円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(61,567,842円)及び分配準備積立金(118,039,124円)より分配対象額は209,369,015円(1万口当たり105.55円)であり、うち39,670,648円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p>	<p> 売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(57,244,524円)及び分配準備積立金(124,500,275円)より分配対象額は223,483,506円(1万口当たり122.26円)であり、うち36,559,897円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p> <p> (自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(60,254,834円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(56,229,985円)及び分配準備積立金(127,049,814円)より分配対象額は243,534,633円(1万口当たり135.89円)であり、うち35,841,928円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p> <p> (自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,955,180円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(55,532,016円)及び分配準備積立金(149,259,485円)より分配対象額は222,746,681円(1万口当たり126.06円)であり、うち35,339,523円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p>	<p> 売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(57,244,524円)及び分配準備積立金(124,500,275円)より分配対象額は223,483,506円(1万口当たり122.26円)であり、うち36,559,897円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p> <p> (自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(60,254,834円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(56,229,985円)及び分配準備積立金(127,049,814円)より分配対象額は243,534,633円(1万口当たり135.89円)であり、うち35,841,928円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p> <p> (自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,955,180円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(55,532,016円)及び分配準備積立金(149,259,485円)より分配対象額は222,746,681円(1万口当たり126.06円)であり、うち35,339,523円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 </p>
---	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	17,970,578,319	△1,365,124,054	13,869,356,211	△92,091,991
合 計	17,970,578,319	△1,365,124,054	13,869,356,211	△92,091,991

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9296円 (9,296円)	0.7985円 (7,985円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	東京応援マザーファンド	5,342,592,385	4,432,748,901	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	4,158,223,355	4,688,396,832	
	世界REITマザーファンド	4,536,362,356	4,748,210,478	
合計		14,037,178,096	13,869,356,211	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「東京応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「東京応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		113,534,767	104,856,551
株式		5,852,168,350	4,321,538,490
未収配当金		5,331,105	6,153,850
流動資産合計		5,971,034,222	4,432,548,891
資産合計		5,971,034,222	4,432,548,891
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	5,776,183,918	5,342,592,385
剰余金			
期末剰余金		194,850,304	—
期末欠損金		—	910,043,494
剰余金合計	※2	194,850,304	△910,043,494
元本等合計		5,971,034,222	4,432,548,891
純資産合計		5,971,034,222	4,432,548,891
負債・純資産合計		5,971,034,222	4,432,548,891

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,158,164,073 円	5,776,183,918 円
同期中における追加設定元本額	2,082,062,242 円	—円
同期中における一部解約元本額	464,042,397 円	433,591,533 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・東京応援・資産分散ファンド	5,776,183,918 円	5,342,592,385 円
計	5,776,183,918 円	5,342,592,385 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	5,776,183,918 口	5,342,592,385 口
3. ※2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 910,043,494 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	5,852,168,350	△539,138,173	4,321,538,490	△1,165,218,374
合 計	5,852,168,350	△539,138,173	4,321,538,490	△1,165,218,374

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0337円 (10,337円)	0.8297円 (8,297円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	214	1,110,000	237,540,000	
細田工務店	2,000	351	702,000	
日本電設工業	7,000	631	4,417,000	
ジェイ・エー・エー	10	128,000	1,280,000	
アサヒビール	53,700	1,962	105,359,400	
木徳神糧	1,000	329	329,000	
エスビー食品	4,000	881	3,524,000	
日本フェルト	2,600	568	1,476,800	
ADEKA	11,500	1,010	11,615,000	
ミヨシ油脂	9,000	122	1,098,000	
アステラス製薬	53,600	4,580	245,488,000	
エーザイ	32,900	3,800	125,020,000	
大正製薬	36,000	2,195	79,020,000	
太陽インキ製造	3,200	2,320	7,424,000	
東急コミュニティー	1,600	2,225	3,560,000	
シチエ	1,200	745	894,000	
東映アニメーション	1,600	2,095	3,352,000	
インデックスHLDGS	237	13,970	3,310,890	
牧野フライス	13,000	649	8,437,000	
ディスコ	3,800	4,220	16,036,000	
エヌ・ピー・シー	900	3,910	3,519,000	
小松製作所	72,100	2,345	169,074,500	
住友重機械	67,000	703	47,101,000	
日立建機	23,900	2,365	56,523,500	
小森コーポレーション	7,800	2,090	16,302,000	
平和	16,100	933	15,021,300	
ソニー	41,600	4,730	196,768,000	
タムラ製作所	8,000	346	2,768,000	
ヨコオ	2,300	652	1,499,600	
ヒロセ電機	4,400	9,960	43,824,000	
スタンレー電気	20,900	2,185	45,666,500	
太陽誘電	13,000	1,124	14,612,000	
IHI	163,000	198	32,274,000	
いすゞ自動車	188,000	451	84,788,000	
カルソニックカンセイ	30,000	415	12,450,000	
本田技研	70,500	3,130	220,665,000	
星医療酸器	400	1,504	601,600	
トプコン	10,300	733	7,549,900	
HOYA	48,300	2,630	127,029,000	
キヤノン	46,700	4,530	211,551,000	
タカラトミー	10,700	690	7,383,000	
ニッピ	1,000	438	438,000	
クリナップ	5,400	468	2,527,200	
天馬	3,500	1,565	5,477,500	
リンテック	8,500	1,671	14,203,500	

ファミリーマート	10,800	2,995	32,346,000	
三菱商事	73,300	3,010	220,633,000	
東邦薬品	6,600	2,210	14,586,000	
チョダ	4,600	1,431	6,582,600	
丸井グループ	36,500	907	33,105,500	
クレディセゾン	20,200	2,845	57,469,000	
三菱UFJフィナンシャルG	227,100	939	213,246,900	
野村ホールディングス	138,200	1,524	210,616,800	
損害保険ジャパン	110,000	856	94,160,000	
三井不動産	93,000	2,080	193,440,000	
住友不動産	53,000	2,035	107,855,000	
レオパレス21	17,700	2,230	39,471,000	
ジョイント・コーポレーション	4,900	1,473	7,217,700	
創建ホームズ	15	50,000	750,000	
東武鉄道	95,000	522	49,590,000	
東日本旅客鉄道	283	903,000	255,549,000	
第一中央汽船	29,000	777	22,533,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,475	171,000	252,225,000	
NTTデータ	311	449,000	139,639,000	
東京ドーム	21,000	582	12,222,000	
日本空港ビルデング	11,200	1,562	17,494,400	
セコム	25,900	5,420	140,378,000	
東京デリカ	2,200	422	928,400	
合計	2,084,745		4,321,538,490	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		512,038,975	—
コール・ローン		218,080,536	496,821,729
国債証券		236,569,316,805	219,788,769,568
未収入金		79,267,518,916	4,939,169,931
未収利息		3,723,179,988	3,788,729,502
前払費用		985,178,802	695,988,713
流動資産合計		321,275,314,022	229,709,479,443
資産合計		321,275,314,022	229,709,479,443
負債の部			
流動負債			
前受金		—	1,329,744,529
未払金		80,135,313,077	3,495,719,844
未払解約金		50,000,000	60,000,000
流動負債合計		80,185,313,077	4,885,464,373
負債合計		80,185,313,077	4,885,464,373
純資産の部			
元本等			
元本	※1	211,774,879,720	199,407,929,491
剰余金			
期末剰余金		29,315,121,225	25,416,085,579
剰余金合計		29,315,121,225	25,416,085,579
元本等合計		241,090,000,945	224,824,015,070
純資産合計		241,090,000,945	224,824,015,070
負債・純資産合計		321,275,314,022	229,709,479,443

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	143,257,058,815 円	211,774,879,720 円
同期中における追加設定元本額	82,197,207,052 円	19,701,572,163 円
同期中における一部解約元本額	13,679,386,147 円	32,068,522,392 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	195,644,403,960 円	167,032,893,953 円
ダイワ・ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月分配型)	958,070 円	19,615,480,546 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	5,322,225,972 円	4,158,223,355 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,477,575,266 円	2,042,156,370 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	800,442,742 円	617,902,127 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	548,795,689 円	427,110,060 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,546,118,122 円	1,979,847,034 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	580,631,102 円	466,975,416 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,328,346,644 円	2,667,141,937 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	525,382,153 円	400,198,693 円
計	211,774,879,720 円	199,407,929,491 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	211,774,879,720 口	199,407,929,491 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年8月13日現在		平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	236,569,316,805	△6,336,516,911	219,788,769,568	3,228,126,966
合 計	236,569,316,805	△6,336,516,911	219,788,769,568	3,228,126,966

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成19年3月10日から平成19年8月13日まで、及び平成19年9月11日から平成20年2月13日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1384円 (11,384円)	1.1275円 (11,275円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	800,000.000	847,248.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,200,000.000	1,270,872.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,400,000.000	1,482,684.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	9,300,000.000	9,891,387.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	12,300,000.000	13,082,157.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20150515	17,000,000.000	17,860,540.000	
		4.75% U.S. TREASURY NOTE 20170815	5,000,000.000	5,428,900.000	
		4.75% U.S. TREASURY NOTE 20170815	300,000.000	325,734.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20090831	1,000,000.000	1,032,030.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	2,500,000.000	2,653,900.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	1,700,000.000	1,804,652.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	300,000.000	318,468.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	21,100,000.000	22,398,916.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	2,600,000.000	2,760,056.000	
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,690,154.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	144,781.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	144,781.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,447,810.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,447,810.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,600,000.000	2,316,496.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,200,000.000	3,185,182.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	434,343.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	1,013,467.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,158,248.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,447,810.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,447,810.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	579,124.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	200,000.000	289,562.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,737,372.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,500,000.000	2,171,715.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,000,000.000	2,895,620.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,447,810.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,474,744.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,646,459.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,500,000.000	3,619,525.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	579,124.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,646,459.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	5,000,000.000	7,239,050.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,800,000.000	2,606,058.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,600,000.000	3,764,306.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	434,343.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,158,248.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,737,372.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	1,013,467.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	1,013,467.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	600,000.000	868,686.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,700,000.000	3,909,087.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,632,992.000			

9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,900,000.000	4,198,649.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	3,800,000.000	5,501,678.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,737,372.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,300,000.000	1,882,153.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,447,810.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	500,000.000	723,905.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,474,744.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	3,000,000.000	4,343,430.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,158,248.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,632,992.000	
8.75% U. S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,596,881.000	
7.875% U. S. TREASURY BOND 20210215	800,000.000	1,098,744.000	
7.875% U. S. TREASURY BOND 20210215	900,000.000	1,236,087.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,800,000.000	5,330,678.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,700,000.000	3,787,587.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	25,000,000.000	35,070,250.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	2,104,215.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	700,000.000	981,967.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,122,248.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	420,843.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	420,843.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	420,843.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	200,000.000	280,562.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	400,000.000	561,124.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	8,416,860.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	8,416,860.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,208,430.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,000,000.000	1,402,810.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	7,000,000.000	9,819,670.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	9,100,000.000	12,765,571.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,683,372.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,805,620.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,208,430.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,900,000.000	6,873,769.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,800,000.000	6,733,488.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	5,190,397.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,312,645.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,122,248.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,208,430.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,312,645.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	5,190,397.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,312,645.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	2,104,215.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,208,430.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	5,500,000.000	7,715,455.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,200,000.000	3,086,182.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,300,000.000	4,629,273.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,805,620.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,208,430.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,000,000.000	5,611,240.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,500,000.000	3,507,025.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,800,000.000	2,525,058.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,683,372.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,400,000.000	1,963,934.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,100,000.000	1,543,091.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210815	1,700,000.000	2,389,027.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210815	1,600,000.000	2,248,496.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210815	500,000.000	702,655.000	

8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	6,500,000.000	9,134,515.000	
7.25% U.S. TREASURY BOND 20220815	7,000,000.000	9,262,960.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	1,000,000.000	1,367,500.000	
7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,575,936.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	3,300,000.000	4,023,393.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	2,000,000.000	2,438,420.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	100,000.000	121,921.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	200,000.000	243,842.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	7,200,000.000	9,913,464.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	5,500,000.000	7,572,785.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	4,500,000.000	6,195,915.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	2,600,000.000	3,579,862.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	1,100,000.000	1,514,557.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	6,000,000.000	8,360,580.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	11,000,000.000	15,327,730.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	5,800,000.000	8,081,894.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	3,500,000.000	4,877,005.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,200,000.000	1,672,116.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,700,000.000	2,368,831.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,000,000.000	1,393,430.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	500,000.000	696,715.000	
6.875% U.S. TREASURY BOND 20250815	700,000.000	913,171.000	
6.75% U.S. TREASURY BOND 20260815	900,000.000	1,164,933.000	
6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	600,000.000	758,526.000	
6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	300,000.000	379,263.000	
6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	7,800,000.000	9,993,750.000	
6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	800,000.000	1,025,000.000	
6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	100,000.000	128,125.000	
6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	2,500,000.000	3,203,125.000	
6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	900,000.000	1,153,125.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20300515	2,400,000.000	3,009,000.000	
5.375% U.S. TREASURY BOND 20310215	1,000,000.000	1,130,000.000	
米ドル	小計	米ドル	米ドル
		385,900,000.000	513,531,858.000
		(41,441,801,000)	(55,148,186,231)
カナダドル		カナダドル	カナダドル
9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	400,000.000	455,840.000	
9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	1,000,000.000	1,139,600.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	3,200,000.000	4,603,200.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	3,800,000.000	5,466,300.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	955,698.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	6,300,000.000	10,034,829.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	4,500,000.000	7,167,735.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	5,000,000.000	7,964,150.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,114,981.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,070,679.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,707,811.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	3,982,075.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	3,982,075.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,185,660.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,300,000.000	3,663,509.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,548,528.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,200,000.000	3,504,226.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,185,660.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,185,660.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,592,830.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,911,396.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,822,792.000	

9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,185,660.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,752,113.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,911,396.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,592,830.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,229,962.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,548,528.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,070,679.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,274,264.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,274,264.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,185,660.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,114,981.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,752,113.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,548,528.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	159,283.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	159,283.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,415.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	159,283.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,415.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	955,698.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	477,849.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	318,566.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	477,849.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,389,245.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,592,830.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	318,566.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,900,000.000	3,026,377.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	3,982,075.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,707,811.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,415.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,592,830.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,229,962.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,274,264.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,415.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,229,962.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,752,113.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,229,962.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,389,245.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,114,981.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	318,566.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,185,660.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,132.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,415.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,548,528.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,274,264.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,822,792.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,049,986.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	300,000.000	449,994.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	149,998.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	3,300,000.000	4,949,934.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	149,998.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	599,992.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,049,986.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	599,992.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	599,992.000	

8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	299,996.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	149,998.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	2,000,000.000	2,999,960.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	299,996.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	299,996.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,000,000.000	1,499,980.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,500,000.000	2,249,970.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,000,000.000	1,499,980.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,049,986.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,700,000.000	2,549,966.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	2,000,000.000	2,999,960.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	2,000,000.000	2,999,960.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,200,000.000	1,799,976.000	
5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	16,300,000.000	17,483,706.000	
5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	400,000.000	429,048.000	
5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	12,500,000.000	13,407,750.000	
5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	5,500,000.000	5,899,410.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140601	1,500,000.000	1,617,585.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	6,500,000.000	6,836,895.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	2,600,000.000	2,734,758.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	300,000.000	339,738.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	400,000.000	452,984.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,118,403.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,000,000.000	2,025,060.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,000,000.000	2,025,060.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,300,000.000	2,328,819.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	400,000.000	405,012.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,600,000.000	1,620,048.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,200,000.000	2,227,566.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,000,000.000	2,025,060.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,000,000.000	1,012,530.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,000,000.000	1,012,530.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,200,000.000	1,215,036.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,500,000.000	1,518,795.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,600,000.000	1,620,048.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	800,000.000	810,024.000	
3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	800,000.000	810,024.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,500,000.000	2,529,425.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	5,000,000.000	5,058,850.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,000,000.000	2,023,540.000	
カナダドル 小計	カナダドル 195,700,000.000 (20,994,696,000)	カナダドル 266,066,223.000 (28,543,584,404)	
豪ドル	豪ドル	豪ドル	
6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	300,000.000	301,215.000	
6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	480,000.000	481,944.000	
6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	200,810.000	
6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	19,300,000.000	19,253,680.000	
6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	1,000,000.000	997,600.000	
5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	4,000,000.000	3,695,240.000	
5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	67,600,000.000	62,449,556.000	

	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	100,000,000	92,381,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	1,900,000,000	1,755,239,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	7,000,000,000	6,466,670,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	33,000,000,000	30,485,730,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	500,000,000	461,905,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	200,000,000	184,762,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	53,400,000,000	49,331,454,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	120,000,000,000	110,857,200,000	
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	200,000,000	184,762,000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20120415	3,000,000,000	2,908,500,000	
豪ドル	小計	豪ドル 312,180,000,000 (30,303,312,600)	豪ドル 290,108,648,000 (28,160,846,461)	
英ポンド		英ポンド	英ポンド	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000,000	1,835,960,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000,000	131,140,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000,000	131,140,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000,000	524,560,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000,000	655,700,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	700,000,000	917,980,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000,000	1,573,680,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000,000	131,140,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000,000	524,560,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000,000	524,560,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	600,000,000	786,840,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000,000	524,560,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000,000	393,420,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000,000	131,140,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000,000	393,420,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000,000	1,704,820,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000,000	2,098,240,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000,000	1,835,960,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000,000	393,420,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000,000	2,098,240,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,200,000,000	2,885,080,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000,000	1,835,960,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000,000	1,835,960,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000,000	655,700,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000,000	1,049,120,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000,000	1,573,680,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000,000	1,049,120,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000,000	393,420,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000,000	524,560,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000,000	1,573,680,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,500,000,000	1,967,100,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000,000	1,704,820,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000,000	2,098,240,000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000,000	655,700,000	

8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	524,560.000	
8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,000,000.000	2,622,800.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	400,000.000	487,480.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	264,340.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	5,100,000.000	6,740,670.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	100,000.000	132,170.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,850.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,850.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	396,510.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	396,510.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	264,340.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	100,000.000	132,170.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	264,340.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	264,340.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,850.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,643,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,643,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	528,680.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	793,020.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,643,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,982,550.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,900,000.000	2,511,230.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,100,000.000	4,097,270.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,500,000.000	3,304,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,500,000.000	3,304,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	4,000,000.000	5,286,800.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,200,000.000	2,907,740.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,643,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,000,000.000	3,965,100.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	4,000,000.000	5,286,800.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	793,020.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,200,000.000	1,586,040.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,982,550.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,900,000.000	2,511,230.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,800,000.000	2,379,060.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,300,000.000	3,039,910.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,800,000.000	2,379,060.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	396,510.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,300,000.000	1,718,210.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,600,000.000	2,114,720.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,400,000.000	1,850,380.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,982,550.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	800,000.000	1,057,360.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,982,550.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,200,000.000	2,907,740.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,643,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,189,530.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,189,530.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,246,890.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,400,000.000	1,850,380.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	793,020.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,850.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,700,000.000	4,890,290.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,850.000	

8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,246,890.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	793,020.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	528,680.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,321,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	528,680.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,189,530.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,643,400.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	900,000.000	1,059,930.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	3,000,000.000	3,533,100.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	300,000.000	353,310.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	500,000.000	588,850.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	300,000.000	307,710.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	300,000.000	307,710.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20140907	1,800,000.000	1,850,400.000	
4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	2,300,000.000	2,327,600.000	
4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	2,000,000.000	2,024,000.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,500,000.000	1,497,000.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	300,000.000	299,400.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,300,000.000	1,297,400.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,400,000.000	1,397,200.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	998,000.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,300,000.000	1,297,400.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	898,200.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	998,000.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	898,200.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	500,000.000	499,000.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,100,000.000	1,054,020.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,600,000.000	1,533,120.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	3,000,000.000	2,874,600.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	4,000,000.000	3,832,800.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,300,000.000	1,245,660.000	
英ポンド	小計	英ポンド	英ポンド
		152,400,000.000	191,087,030.000
		(32,046,672,000)	(40,181,780,669)
デンマーク		デンマーク	デンマーク
クローネ		クローネ	クローネ
7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,500,000.000	1,966,350.000	
6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	1,000,000.000	1,085,760.000	
6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	4,100,000.000	4,451,616.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	8,500,000.000	9,071,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,100,000.000	1,173,920.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	200,000.000	213,440.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	100,000.000	106,720.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	800,000.000	853,760.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	700,000.000	747,040.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	533,600.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	533,600.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	300,000.000	320,160.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	533,600.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	7,000,000.000	7,470,400.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	7,000,000.000	7,470,400.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	6,000,000.000	6,403,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	2,000,000.000	2,134,400.000	

5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	5,000,000.000	5,336,000.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	5,000,000.000	5,336,000.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	12,000,000.000	12,806,400.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	4,000,000.000	4,268,800.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	18,000,000.000	19,209,600.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	4,500,000.000	4,802,400.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	18,000,000.000	19,209,600.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	25,000,000.000	26,680,000.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,387,360.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,200.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,387,360.000	
5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,200,000.000	1,280,640.000	
デンマーク クローネ	小計 デンマーク クローネ 142,100,000.000 (2,984,100,000)	デンマーク クローネ 152,109,326.000 (3,194,295,846)	
ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ	
6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,200,000.000	1,260,528.000	
6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,000,000.000	1,050,440.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,207,580.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,200,000.000	2,428,338.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,700,000.000	1,876,443.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	220,758.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	220,758.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	883,032.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	883,032.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,103,790.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	551,895.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	220,758.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,103,790.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	551,895.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,103,790.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	551,895.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,655,685.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	7,000,000.000	7,726,530.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	7,000,000.000	7,726,530.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,622,740.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,207,580.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,655,685.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,103,790.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,500,000.000	3,863,265.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	8,000,000.000	8,830,320.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,500,000.000	11,589,795.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,693,585.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	8,000,000.000	8,830,320.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,200,000.000	1,324,548.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,655,685.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,103,790.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,622,740.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,622,740.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,693,585.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,207,580.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	9,000,000.000	9,934,110.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	14,000,000.000	15,453,060.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,000,000.000	11,037,900.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,000,000.000	12,141,690.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,655,685.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,311,370.000	

	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,311,370.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	3,000,000.000	3,124,470.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,499,576.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,499,576.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	600,000.000	624,894.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,300,000.000	2,395,427.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	12,000,000.000	12,497,880.000	
ノルウェー クローネ	小計	ノルウェー クローネ 185,700,000.000 (3,636,006,000)	ノルウェー クローネ 203,442,223.000 (3,983,398,727)	
スウェーデン クローナ		スウェーデン クローナ	スウェーデン クローナ	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,325,800.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,325,800.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,511,770.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200,000.000	232,580.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	116,290.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	900,000.000	1,046,610.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	581,450.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,744,350.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	581,450.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	400,000.000	465,160.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200,000.000	232,580.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	300,000.000	348,870.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	300,000.000	348,870.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,500,000.000	2,907,250.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,500,000.000	6,395,950.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,325,800.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,500,000.000	2,907,250.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,395,480.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,744,350.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,488,700.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	13,000,000.000	15,117,700.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	11,000,000.000	12,791,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,500,000.000	6,395,950.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,140,300.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,744,350.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,744,350.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,651,600.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	13,000,000.000	15,117,700.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	14,000,000.000	16,280,600.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,000,000.000	5,814,500.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,303,200.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,303,200.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	6,977,400.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,325,800.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,140,300.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,488,700.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	6,977,400.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	25,000,000.000	29,072,500.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,488,700.000	

6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,651,600.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,303,200.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	581,450.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	116,290.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	116,290.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,325,800.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,200,000.000	2,558,380.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	581,450.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,511,770.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,488,700.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,325,800.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,400,000.000	2,790,960.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,511,770.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,511,770.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	814,030.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,395,480.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,900,000.000	8,024,010.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,200,000.000	9,535,780.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,400,000.000	8,605,460.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,400,000.000	1,628,060.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,400,000.000	9,768,360.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	10,400,000.000	12,094,160.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,140,300.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,400,000.000	3,953,860.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,279,190.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,100,000.000	2,442,090.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,488,700.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	1,976,930.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800,000.000	930,320.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,279,190.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,700,000.000	3,139,830.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,200,000.000	3,721,280.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,300,000.000	2,674,670.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,500,000.000	5,233,050.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,900,000.000	2,209,510.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,279,190.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,162,900.000	
5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,700,000.000	3,983,790.000	
5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	1,000,000.000	1,076,700.000	
5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,000,000.000	3,230,100.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	4,900,000.000	5,369,126.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	3,000,000.000	3,287,220.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,400,000.000	1,534,036.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,300,000.000	2,520,202.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,000,000.000	1,095,740.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,400,000.000	2,629,776.000	
スウェーデン クローナ	小計 スウェーデン クローナ 312,800,000.000 (5,208,120,000)	スウェーデン クローナ 362,083,980.000 (6,028,698,267)	
ユーロ	ユーロ	ユーロ	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	2,000,000.000	2,438,760.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	4,000,000.000	4,877,520.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	1,200,000.000	1,463,256.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	35,000,000.000	42,678,300.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	1,600,000.000	1,951,008.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	41,400,000.000	50,482,332.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	28,000,000.000	34,142,640.000	

6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	200,000.000	243,876.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	600,000.000	731,628.000	
6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	8,100,000.000	9,876,978.000	
6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	3,300,000.000	4,180,968.000	
6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	7,700,000.000	9,755,592.000	
6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	4,900,000.000	6,208,104.000	
6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	26,100,000.000	33,067,656.000	
6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	3,500,000.000	4,434,360.000	
6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	200,000.000	253,392.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130704	1,000,000.000	1,013,850.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130704	600,000.000	608,310.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150104	13,100,000.000	13,161,570.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	400,000.000	396,044.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	3,000,000.000	2,970,330.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	2,200,000.000	2,258,454.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	10,000,000.000	10,265,700.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,881,375.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	125,425.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	877,975.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	250,850.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	250,850.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	250,850.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	125,425.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,125.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,508,500.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,800,000.000	3,511,900.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	501,700.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,508,500.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,700,000.000	3,386,475.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,884,775.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,759,350.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	752,550.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,006,800.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,013,600.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,135,625.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,128,825.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,881,375.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,800,000.000	2,257,650.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,508,500.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,881,375.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,003,400.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	6,000,000.000	7,525,500.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,125.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,003,400.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	877,975.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,000,000.000	1,254,250.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	250,850.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,128,825.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,125.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	300,000.000	376,275.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,013,600.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,000,000.000	3,762,750.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	752,550.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	125,425.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	4,400,000.000	5,518,700.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,900,000.000	3,637,325.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,884,775.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,006,800.000	

	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	877,975.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,003,400.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,200,000.000	1,505,100.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	877,975.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	752,550.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,125.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,759,350.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,100,000.000	3,888,175.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,135,625.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,013,600.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,003,400.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	501,700.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,100,000.000	2,633,925.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,135,625.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	250,850.000	
	6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,227,870.000	
	5% FINNISH GOVERNMENT BOND 20090425	300,000.000	305,490.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	500,000.000	593,215.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	800,000.000	949,144.000	
	6.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20130131	1,400,000.000	1,563,576.000	
	ユーロ 小計	ユーロ 286,900,000.000 (44,911,326,000)	ユーロ 348,460,323.000 (54,547,978,963)	
国債証券	合計	181,526,033,600 [181,526,033,600]	219,788,769,568 [219,788,769,568]	
合計		181,526,033,600 [181,526,033,600]	219,788,769,568 [219,788,769,568]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 24 銘柄	—%	100%	25.1%
カナダドル	国債証券 11 銘柄	—%	100%	13.0%
豪ドル	国債証券 4 銘柄	—%	100%	12.8%
英ポンド	国債証券 9 銘柄	—%	100%	18.3%
デンマーククローネ	国債証券 3 銘柄	—%	100%	1.5%
ノルウェークローネ	国債証券 3 銘柄	—%	100%	1.8%
スウェーデンクローナ	国債証券 3 銘柄	—%	100%	2.7%
ユーロ	国債証券 11 銘柄	—%	100%	24.8%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

「世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		5,815,754,750	9,816,478,735
コール・ローン		4,228,088,348	1,299,712,321
投資証券		215,247,259,054	176,639,163,875
派生商品評価勘定		8,261	50,201
未収入金		8,353,950	757,928,269
未収配当金		1,236,276,447	857,110,009
流動資産合計		226,535,740,810	189,370,443,410
資産合計		226,535,740,810	189,370,443,410
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		25,342	—
未払金		801,460,284	—
流動負債合計		801,485,626	—
負債合計		801,485,626	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	179,841,129,990	180,927,990,836
剰余金			
期末剰余金		45,893,125,194	8,442,452,574
剰余金合計		45,893,125,194	8,442,452,574
元本等合計		225,734,255,184	189,370,443,410
純資産合計		225,734,255,184	189,370,443,410
負債・純資産合計		226,535,740,810	189,370,443,410

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

	<p>の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	111,497,000,885 円	179,841,129,990 円
同期中における追加設定元本額	77,979,097,740 円	3,467,470,695 円
同期中における一部解約元本額	9,634,968,635 円	2,380,609,849 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	165,762,176,165 円	167,114,455,176 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,733,042,509 円	4,536,362,356 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,146,422,841 円	2,179,081,102 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	689,808,731 円	663,324,018 円
りそな・神奈川応援・資産分散 ファンド	457,313,617 円	448,659,656 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,187,205,386 円	2,163,233,279 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散 ファンド	488,854,738 円	515,046,087 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	2,911,535,308 円	2,881,273,765 円
りそな・ひょうご応援・資産分散 ファンド	464,770,695 円	426,555,397 円
計	179,841,129,990 円	180,927,990,836 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	179,841,129,990 口	180,927,990,836 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年8月13日現在		平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資証券	215,247,259,054	△32,605,995,911	176,639,163,875	△25,786,587,008
合 計	215,247,259,054	△32,605,995,911	176,639,163,875	△25,786,587,008

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年3月10日から平成19年8月13日まで、及び平成19年9月11日から平成20年2月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成19年8月13日現在				平成20年2月13日現在			
	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引 以外の取引								
為替予約取引								
売 建	48,851,835	—	48,843,574	8,261	40,632,857	—	40,626,875	5,982
米ドル	48,851,835	—	48,843,574	8,261	—	—	—	—
カナダドル	—	—	—	—	1,224,601	—	1,224,372	229
豪ドル	—	—	—	—	2,056,588	—	2,056,164	424
英ポンド	—	—	—	—	37,351,668	—	37,346,339	5,329
買 建	48,851,835	—	48,826,493	△25,342	40,632,857	—	40,677,076	44,219
米ドル	—	—	—	—	40,632,857	—	40,677,076	44,219
英ポンド	48,851,835	—	48,826,493	△25,342	—	—	—	—
合 計	97,703,670	—	97,670,067	△17,081	81,265,714	—	81,303,951	50,201

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2552円 (12,552円)	1.0467円 (10,467円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	613,219	52,779,759.330	
		BOSTON PROPERTIES INC	770,980	67,684,334.200	
		BIOMED REALTY TRUST INC	627,616	13,926,799.040	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	478,752	17,474,448.000	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	905,152	32,929,429.760	
		VORNADO REALTY TRUST	508,633	44,393,488.240	
		EQUITY RESIDENTIAL	998,087	38,516,177.330	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	2,991,800	51,907,730.000	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	520,693	20,447,614.110	
		VENTAS INC	293,377	12,098,867.480	
		BRE PROPERTIES-CL A	289,300	12,289,464.000	
		MACK-CALI REALTY CORP	559,859	19,516,684.740	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	378,220	8,876,823.400	
		DEVELOPERS DIV REALTY	596,180	23,608,728.000	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	196,848	8,482,180.320	
		EQUITY ONE INC	376,208	8,385,676.320	
		HOME PROPERTIES INC	199,465	9,125,523.750	
		HOSPITALITY PROPERTIES	252,864	8,726,336.640	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	1,194,254	36,126,183.500	
		MID-AMERICA APARTMENT COM	264,000	12,368,400.000	
		MACERICH CO/THE	574,147	37,451,608.810	
		MISSION WEST PROPERTIES	186,760	1,753,676.400	
		PARKWAY PROPERTIES INC	229,521	8,228,327.850	
		REGENCY CENTERS CORP	392,689	23,117,601.430	
		SL GREEN REALTY CORP	644,304	56,022,232.800	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	654,914	13,890,725.940	
		UDR INC	1,061,942	24,467,143.680	
		WASHINGTON REAL ESTATE IN	269,731	8,431,791.060	
		HEALTH CARE REIT 7.875% D	64,200	1,579,320.000	
		CBL&ASSOC PROP 7.75% C	75,828	1,683,381.600	
		COUSINS PROPERTY 7.75% A	52,500	1,166,025.000	
		MAGUIRE PROPS 7.625% A	97	1,376.430	
		SL GREEN REALTY 7.625% C	62,600	1,452,320.000	
		PS BUSINESS PARK 7% H	127,400	2,796,430.000	
		DEVELOP DIV RLTY 8% G	73,800	1,818,432.000	
		DEVELOP DIV RLTY 7.5% I	64,600	1,482,570.000	
		APARTMENT INVEST 8% T	203,500	4,348,795.000	
		APARTMENT INVEST 7.75% U	69,400	1,462,258.000	
		BRANDYWINE RLTY 7.375% D	34,700	773,463.000	
BRANDYWINE RLTY 7.5% C	32,100	724,176.000			
HCP INC 7.1% F	100,000	2,230,000.000			
HOSPITALITY PROP 8.875% B	50,633	1,255,698.400			
HRPT PROPERTIES 8.75% B	36,175	899,672.250			
PROLOGIS TRUST 6.75% F	43,000	1,027,700.000			
SAUL CENTERS INC 8% A	53,800	1,358,450.000			
WEINGARTEN RLTY 6.75% D	165,758	3,971,561.680			
INLAND REAL ESTATE CORP	672,000	8,762,880.000			
STRATEGIC HOTELS&RESORTS	979,217	14,903,682.740			

KIMCO REALTY 7.75% G	120,000	2,940,000.000
HEALTH CARE REIT 7.625% F	59,900	1,471,743.000
CORP OFFICE PROPS 8% G	62,200	1,533,230.000
CORP OFFICE PROPS 7.5% H	48,000	1,133,280.000
APARTMENT INVEST 8% V	35,200	750,112.000
PS BUSINESS PARK 7.6% L	46,200	1,066,758.000
ASHFORD HOSPITAL 8.55% A	27,300	561,015.000
U-STORE-IT TRUST	361,700	3,226,364.000
KILROY REALTY CORP 7.5% F	86,747	1,912,771.350
CEDAR SHOPPING CENTERS	402,336	4,502,139.840
TANGER FACTORY 7.50% C	53,900	1,212,211.000
EXTRA SPACE STORAGE INC	301,600	4,291,768.000
CBL&ASSOC PROP 7.375% D	67,890	1,456,240.500
COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600	1,358,652.000
VORNADO RLTY TST 6.625% G	96,510	2,149,277.700
APARTMENT INVEST 7.875% Y	57,800	1,216,690.000
DIGITAL REALTY 8.5% A	37,200	874,200.000
SUNSTONE HOTEL 8% A	59,000	1,268,500.000
TAUBMAN CENTERS 7.625% H	48,700	1,180,975.000
DIGITAL REALTY 7.875% B	31,000	697,810.000
PS BUSINESS PARKS 7.2% M	121,900	2,761,035.000
VORNADO REALTY TST 6.75%F	162,100	3,695,880.000
VORNADO REALTY TST 6.75%H	100,900	2,325,745.000
LASALLE HOTEL 7.5000% D	37,600	808,400.000
LASALLE HOTEL 8% E	88,200	1,984,500.000
HRPT PROPERTIES 7.125% C	159,100	3,563,840.000
PUBLIC STORAGE 6.95% H	135,100	3,181,605.000
PUBLIC STORAGE INC I	95,200	2,333,352.000
PS BUSINESS PARK 7.375% O	58,300	1,320,495.000
PUBLIC STORAGE INC -K	236,500	5,806,075.000
NAT'L RETAIL PROP CL C	122,200	2,810,600.000
DOUGLAS EMMETT	539,495	11,669,276.850
PUBLIC STORAGE INC L	459,600	10,570,800.000
LASALLE HOTEL G	137,000	2,779,730.000
REALTY INCOME PFD E	289,200	6,428,916.000
PUBLIC STORAGE INC M	400,100	8,934,233.000
PS BUSINESS PARK P	159,600	3,300,528.000
BIOMED REALTY 7.375 A	228,000	5,041,080.000
WEINGARTEN RLTY F	192,200	4,316,812.000
HOSPITALITY PROP C	210,000	4,109,700.000
FIRST IND REALTY 7.25% J	106,000	2,390,300.000
DUKE REALTY CORP 6.95% M	129,000	3,044,400.000
米ドル 小計	26,221,901	米ドル 854,706,988.470 (91,786,983,492)
カナダドル		カナダドル
CAN REAL ESTATE INVEST TR	633,600	17,525,376.000
BOARDWALK REAL ESTATE INV	189,100	7,040,193.000
PRIMARIS RETAIL REAL ESTA	1,288,175	19,928,067.250
カナダドル 小計	2,110,875	カナダドル 44,493,636.250 (4,773,277,297)
豪ドル		豪ドル
TISHMAN SPEYER OFFICE FUN	17,140,000	25,710,000.000
CFS RETAIL PROPERTY TRUST	9,759,123	20,786,931.990
COMMONWEALTH PROPERTY OFF	13,559,036	19,660,602.200
DB RREEF TRUST	11,619,300	19,636,617.000
GPT GROUP	8,167,179	31,443,639.150
MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU	20,761,736	33,426,394.960

	MACQUARIE DDR TRUST	34,417,400	27,533,920.000	
	MIRVAC GROUP	2,621,707	11,535,510.800	
	WESTFIELD GROUP	3,393,720	63,021,380.400	
	RUBICON EUROPE TRUST GROU	11,254,028	3,151,127.840	
豪ドル	小計	132,693,229	豪ドル 255,906,124.340 (24,840,807,489)	
香港ドル	LINK REIT	7,312,492	香港ドル 137,913,599.120	
	CHAMPION REIT	32,919,042	141,222,690.180	
	FORTUNE REAL ESTATE INVES	24,842,000	130,420,500.000	
香港ドル	小計	65,073,534	香港ドル 409,556,789.300 (5,639,596,989)	
シンガポール ドル	CAPITACOMMERCIAL TRUST	11,079,000	シンガポール ドル 22,268,790.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	4,351,900	9,138,990.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	16,354,000	14,309,750.000	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	4,530,000	5,889,000.000	
シンガポール ドル	小計	36,314,900	シンガポール ドル 51,606,530.000 (3,914,355,300)	
ニュージー ランドドル	KIWI INCOME PROPERTY TRU	6,287,500	ニュージー ランドドル 8,110,875.000	
	AMP NZ OFFICE TRUST	9,422,087	10,646,958.310	
ニュージー ランドドル	小計	15,709,587	ニュージー ランドドル 18,757,833.310 (1,592,727,626)	
英ポンド	LAND SECURITIES PLC	2,134,100	英ポンド 33,910,849.000	
	SEGRO	3,365,846	17,048,009.990	
	HAMMERSON PLC	1,504,279	16,336,469.940	
	BRITISH LAND CO PLC	1,893,307	18,923,603.460	
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	1,807,505	8,730,249.150	
	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	385,230	3,883,118.400	
	BRIXTON PLC	3,039,076	10,332,858.400	
	DERWENT LONDON PLC	871,369	12,373,439.800	
英ポンド	小計	15,000,712	英ポンド 121,538,598.140 (25,557,136,418)	
ユーロ	CORIO NV	155,421	ユーロ 8,537,275.530	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-C	171,025	5,862,737.000	
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIA	257,196	5,465,415.000	
	VASTNED RETAIL NV	87,997	5,775,243.110	
	ICADE	53,600	4,480,424.000	
	UNIBAIL-RODAMCO	454,107	74,087,557.050	
	KLEPIERRE	81,305	2,893,644.950	
	FONCIERE DES REGIONS	130,726	11,297,340.920	
ユーロ	小計	1,391,377	ユーロ 118,399,637.560 (18,534,279,264)	
投資証券	合計		176,639,163,875 [176,639,163,875]	

合計		176,639,163,875 [176,639,163,875]
----	--	--------------------------------------

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 90 銘柄	—%	100%	51.9%
カナダドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	2.7%
豪ドル	投資証券 10 銘柄	—%	100%	14.1%
香港ドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	3.2%
シンガポールドル	投資証券 4 銘柄	—%	100%	2.2%
ニュージーランドドル	投資証券 2 銘柄	—%	100%	0.9%
英ポンド	投資証券 8 銘柄	—%	100%	14.5%
ユーロ	投資証券 8 銘柄	—%	100%	10.5%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成19年2月14日から平成19年8月13日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 9 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 丸志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		200,525,999	111,741,135
親投資信託受益証券		8,192,862,497	6,659,544,984
流動資産合計		8,393,388,496	6,771,286,119
資産合計		8,393,388,496	6,771,286,119
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		17,863,188	17,042,497
未払解約金		10,478,916	825,535
未払受託者報酬		391,005	280,645
未払委託者報酬		9,384,237	6,735,796
その他未払費用		362,120	304,289
流動負債合計		38,479,466	25,188,762
負債合計		38,479,466	25,188,762
純資産の部			
元本等			
元本	※1	8,931,594,038	8,521,256,624
剰余金			
期末欠損金		576,685,008	1,775,159,267
(うち分配準備積立金)		(74,611,705)	(88,464,113)
剰余金合計	※2	△576,685,008	△1,775,159,267
元本等合計		8,354,909,030	6,746,097,357
純資産合計		8,354,909,030	6,746,097,357
負債・純資産合計		8,393,388,496	6,771,286,119

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		649,002	350,707
有価証券売買等損益		△494,113,918	△1,093,317,513
営業収益合計		△493,464,916	△1,092,966,806
営業費用			
受託者報酬		2,414,724	2,029,167
委託者報酬	※1	57,954,565	48,701,095
その他費用		386,120	304,289
営業費用合計		60,755,409	51,034,551
営業損失金額		554,220,325	1,144,001,357
経常損失金額		554,220,325	1,144,001,357
当期純損失金額		554,220,325	1,144,001,357
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		4,310,539	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	3,209,948
期首剰余金		93,889,113	—
期首欠損金		—	576,685,008
剰余金増加額		2,459,526	—
欠損金減少額		—	54,858,774
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(2,459,526)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(54,858,774)
剰余金減少額		4,124,868	—
欠損金増加額		—	8,080,989
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(4,124,868)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(8,080,989)
分配金	※2	110,377,915	104,460,635
期末欠損金		576,685,008	1,775,159,267

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 19 年 8 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	8,614,522,613 円	8,931,594,038 円
期中追加設定元本額	1,151,006,022 円	74,615,514 円
期中一部解約元本額	833,934,597 円	484,952,928 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	8,931,594,038 口	8,521,256,624 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 576,685,008 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,775,159,267 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	6,771,221 円	6,034,767 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 2 月 14 日 至平成 19 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,491,376 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,465,926 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (43,108,400 円) 及び分配準備積立金 (4,877,896 円) より分配対象額は 53,477,672 円 (1 万口当たり 56.75 円) であり、うち 18,811,722 円 (1 万口当たり 19.96 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (39,133,127 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (76,170,079 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 115,303,206 円 (1 万口当たり 120.18 円) であり、うち 19,096,098 円 (1 万口当たり 19.90 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,697,319 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (56,760,181 円) 及び分配準備積立金 (38,850,247 円) より分配対象額は 122,307,747 円 (1 万口当たり 127.66 円) であり、うち 18,576,251 円 (1 万口当たり 19.39 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,578,468 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (34,008,067 円) 及び分配準備積立金 (74,195,135 円) より分配対象額は 128,669,128 円 (1 万口当たり 144.70 円) であり、うち 17,784,680 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (34,452,905 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (33,885,223 円) 及び分配準備積立金 (76,173,226 円) より分配対象額は 144,511,354 円 (1 万口当たり 163.75 円) であり、うち 17,633,548 円 (1 万口当たり 19.98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,619,995 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (33,790,268 円) 及び分配準備積立金 (92,031,171 円) より分配対象額は 136,441,434 円 (1 万口当たり 155.92 円) であり、うち 17,501,024 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (19,741,734 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(35,787,834円)及び分配準備積立金(64,540,571円)より分配対象額は109,906,873円(1万口当たり116.19円)であり、うち18,856,488円(1万口当たり19.93円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(44,311,428円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(36,083,730円)及び分配準備積立金(53,322,921円)より分配対象額は133,718,079円(1万口当たり146.24円)であり、うち17,174,168円(1万口当たり18.78円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,968,832円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(34,046,021円)及び分配準備積立金(78,506,061円)より分配対象額は126,520,914円(1万口当たり141.66円)であり、うち17,863,188円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,669,136円)及び分配準備積立金(84,150,570円)より分配対象額は137,561,440円(1万口当たり158.73円)であり、うち17,332,655円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(28,599,234円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,394,918円)及び分配準備積立金(85,689,164円)より分配対象額は147,683,316円(1万口当たり172.06円)であり、うち17,166,231円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,201,849円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,282,617円)及び分配準備積立金(96,304,761円)より分配対象額は138,789,227円(1万口当たり162.87円)であり、うち17,042,497円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,669,136円)及び分配準備積立金(84,150,570円)より分配対象額は137,561,440円(1万口当たり158.73円)であり、うち17,332,655円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(28,599,234円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,394,918円)及び分配準備積立金(85,689,164円)より分配対象額は147,683,316円(1万口当たり172.06円)であり、うち17,166,231円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,201,849円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,282,617円)及び分配準備積立金(96,304,761円)より分配対象額は138,789,227円(1万口当たり162.87円)であり、うち17,042,497円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
---	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	8,192,862,497	△654,555,381	6,659,544,984	5,846,432
合 計	8,192,862,497	△654,555,381	6,659,544,984	5,846,432

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9354円 (9,354円)	0.7917円 (7,917円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	埼玉応援マザーファンド	2,832,427,679	2,076,169,488	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	2,042,156,370	2,302,531,307	
	世界REITマザーファンド	2,179,081,102	2,280,844,189	
合計		7,053,665,151	6,659,544,984	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「埼玉応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「埼玉応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		42,205,839	74,294,821
株式		2,633,617,000	1,998,779,050
未収配当金		2,319,225	3,091,200
流動資産合計		2,678,142,064	2,076,165,071
資産合計		2,678,142,064	2,076,165,071
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,777,064,357	2,832,427,679
剰余金			
期末欠損金		98,922,293	756,262,608
剰余金合計	※2	△98,922,293	△756,262,608
元本等合計		2,678,142,064	2,076,165,071
純資産合計		2,678,142,064	2,076,165,071
負債・純資産合計		2,678,142,064	2,076,165,071

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,766,706,533 円	2,777,064,357 円
同期中における追加設定元本額	246,369,604 円	55,363,322 円
同期中における一部解約元本額	236,011,780 円	－円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,777,064,357 円	2,832,427,679 円
計	2,777,064,357 円	2,832,427,679 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,777,064,357 口	2,832,427,679 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 98,922,293 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 756,262,608 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,633,617,000	△199,080,308	1,998,779,050	△625,555,539
合 計	2,633,617,000	△199,080,308	1,998,779,050	△625,555,539

(注) 「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9644円 (9,644円)	0.7330円 (7,330円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
三国コカ・コーラ	36,700	1,140	41,838,000	
ウエルシア関東	6,000	3,650	21,900,000	
サイボー	5,400	640	3,456,000	
大正製薬	44,000	2,195	96,580,000	
東洋インキ	42,000	343	14,406,000	
ラウンドワン	87	103,000	8,961,000	
大成ラミック	4,300	2,340	10,062,000	
フコク	12,100	761	9,208,100	
三共理化学	1,000	1,300	1,300,000	
川口金属	11,000	293	3,223,000	
三井金属	79,000	352	27,808,000	
三菱マテリアル	172,000	424	72,928,000	
古河スカイ	31,000	237	7,347,000	
エイチワン	13,400	820	10,988,000	
ファインシンター	11,000	330	3,630,000	
ボッシュ	61,000	469	28,609,000	
日特エンジニアリング	9,800	755	7,399,000	
大崎エンジニアリング	30	172,000	5,160,000	
アイチ コーポレーション	54,400	814	44,281,600	
椿本チエイン	26,000	585	15,210,000	
日本ピストンリング	57,000	152	8,664,000	
東芝	132,000	730	96,360,000	
沖電気	94,000	192	18,048,000	
サンケン電気	86,000	540	46,440,000	
ワコム	287	179,000	51,373,000	
日本信号	8,600	476	4,093,600	
日本電波工業	2,800	3,170	8,876,000	
クラリオン	194,000	236	45,784,000	
新電元工業	12,000	191	2,292,000	
芝浦電子	4,600	1,940	8,924,000	
エンプラス	14,300	1,045	14,943,500	
エフテック	8,500	1,767	15,019,500	
曙ブレーキ	76,000	634	48,184,000	
カルソニックカンセイ	37,000	415	15,355,000	
本田技研	31,900	3,130	99,847,000	
ショーワ	52,100	852	44,389,200	
八千代工業	13,600	1,085	14,756,000	
テイ・エス テック	21,300	4,400	93,720,000	
カップクリエイト	15,900	2,360	37,524,000	
アイ・エム・アイ	1,000	1,290	1,290,000	
ドン・キホーテ	9,900	1,759	17,414,100	
安楽亭	11,000	697	7,667,000	
サイゼリヤ	35,800	1,017	36,408,600	
ハイデイ日高	7,800	993	7,745,400	
シグマ光機	4,500	742	3,339,000	

キヤノン電子	28,400	2,210	62,764,000	
タムロン	19,300	2,255	43,521,500	
エー・アンド・デイ	15,300	756	11,566,800	
リズム時計	97,000	117	11,349,000	
中央化学	6,500	561	3,646,500	
ツツミ	13,800	1,998	27,572,400	
リンテック	10,500	1,671	17,545,500	
信越ポリマー	11,300	602	6,802,600	
木曽路	3,500	2,160	7,560,000	
いなげや	7,000	909	6,363,000	
島忠	33,700	2,755	92,843,500	
カスミ	9,000	552	4,968,000	
しまむら	11,400	8,160	93,024,000	
伊勢丹	30,800	1,178	36,282,400	
ユニー	26,000	783	20,358,000	
ヤオコー	13,700	3,020	41,374,000	
りそなホールディングス	615	159,000	97,785,000	
武蔵野銀行	21,800	4,570	99,626,000	
東武鉄道	118,000	522	61,596,000	
日本梱包運輸	10,000	1,486	14,860,000	
ナガワ	8,900	820	7,298,000	
メデカ ジャパン	31,000	202	6,262,000	
マミーマート	4,800	1,200	5,760,000	
ベルク	10,500	856	8,988,000	
ベルーナ	38,750	679	26,311,250	
合計	2,133,669		1,998,779,050	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成19年2月14日から平成19年8月13日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年9月28日


大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成19年2月14日から平成19年8月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成19年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		100,020,059	34,686,642
親投資信託受益証券		2,648,593,624	2,043,140,149
流動資産合計		2,748,613,683	2,077,826,791
資産合計		2,748,613,683	2,077,826,791
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		5,839,288	5,235,192
未払解約金		3,774,000	3,878,209
未払受託者報酬		127,252	87,191
未払委託者報酬		3,054,266	2,092,728
その他未払費用		123,891	96,648
流動負債合計		12,918,697	11,389,968
負債合計		12,918,697	11,389,968
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,919,644,453	2,617,596,374
剰余金			
期末欠損金		183,949,467	551,159,551
(うち分配準備積立金)		(36,962,552)	(37,754,686)
剰余金合計	※2	△183,949,467	△551,159,551
元本等合計		2,735,694,986	2,066,436,823
純資産合計		2,735,694,986	2,066,436,823
負債・純資産合計		2,748,613,683	2,077,826,791

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		225,980	127,322
有価証券売買等損益		△162,879,930	△352,453,475
営業収益合計		△162,653,950	△352,326,153
営業費用			
受託者報酬		826,481	644,904
委託者報酬	※1	19,836,567	15,478,605
その他費用		126,374	96,648
営業費用合計		20,789,422	16,220,157
営業損失金額		183,443,372	368,546,310
経常損失金額		183,443,372	368,546,310
当期純損失金額		183,443,372	368,546,310
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,970,540	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	780,099
期首剰余金		35,433,656	—
期首欠損金		—	183,949,467
剰余金増加額		5,427,486	—
欠損金減少額		—	34,186,196
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(5,427,486)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(34,186,196)
剰余金減少額		2,015,387	—
欠損金増加額		—	678,092
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(2,015,387)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(678,092)
分配金	※2	37,381,310	32,951,977
期末欠損金		183,949,467	551,159,551

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 19 年 8 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	3,265,510,430 円	2,919,644,453 円
期中追加設定元本額	199,847,814 円	6,218,793 円
期中一部解約元本額	545,713,791 円	308,266,872 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,919,644,453 口	2,617,596,374 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 183,949,467 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 551,159,551 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	2,296,211 円	1,887,713 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 2 月 14 日 至平成 19 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,914,692 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,775,780 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (3, 118, 201 円) 及び分配準備積立金 (30, 907, 918 円) より分配対象額は 35, 940, 811 円 (1 万口当たり 107. 44 円) であり、うち 6, 683, 008 円 (1 万口当たり 19. 98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (15, 639, 671 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 857, 831 円) 及び分配準備積立金 (25, 597, 502 円) より分配対象額は 45, 095, 004 円 (1 万口当たり 134. 98 円) であり、うち 6, 681, 494 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8, 730, 581 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 802, 587 円) 及び分配準備積立金 (33, 928, 663 円) より分配対象額は 46, 461, 831 円 (1 万口当たり 141. 60 円) であり、うち 6, 162, 931 円 (1 万口当たり 18. 78 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3, 599, 911 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (3, 642, 821 円) 及び分配準備積立金 (36, 643, 096 円) より分配対象額は 46, 061, 697 円 (1 万口当たり 159. 04 円) であり、うち 5, 792, 529 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (11, 759, 522 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 567, 345 円) 及び分配準備積立金 (35, 731, 492 円) より分配対象額は 51, 058, 359 円 (1 万口当たり 180. 65 円) であり、うち 5, 651, 228 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3, 444, 628 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 506, 774 円) 及び分配準備積立金 (40, 951, 381 円) より分配対象額は 47, 902, 783 円 (1 万口当たり 173. 11 円) であり、うち 5, 534, 324 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6, 276, 059 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,846,787円)及び分配準備積立金(35,128,721円)より分配対象額は42,575,419円(1万口当たり134.21円)であり、うち6,337,766円(1万口当たり19.98円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,308,967円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,755,204円)及び分配準備積立金(30,782,699円)より分配対象額は48,846,870円(1万口当たり161.67円)であり、うち5,676,823円(1万口当たり18.79円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,729,667円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,645,054円)及び分配準備積立金(38,072,173円)より分配対象額は46,446,894円(1万口当たり159.08円)であり、うち5,839,288円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,440,156円)及び分配準備積立金(37,970,617円)より分配対象額は47,686,832円(1万口当たり176.32円)であり、うち5,409,077円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,006,598円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,404,309円)及び分配準備積立金(38,254,766円)より分配対象額は49,665,673円(1万口当たり186.38円)であり、うち5,329,627円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,797,482円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,359,079円)及び分配準備積立金(40,192,396円)より分配対象額は46,348,957円(1万口当たり177.07円)であり、うち5,235,192円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	
---	---	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	2,648,593,624	△172,252,846	2,043,140,149	△17,869,625
合 計	2,648,593,624	△172,252,846	2,043,140,149	△17,869,625

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9370円 (9,370円)	0.7894円 (7,894円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	多摩応援マザーファンド	881,646,955	652,154,252	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	617,902,127	696,684,648	
	世界REITマザーファンド	663,324,018	694,301,249	
合計		2,162,873,100	2,043,140,149	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「多摩応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「多摩応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		35,857,613	19,678,397
株式		835,207,500	631,927,950
未収配当金		471,790	566,000
流動資産合計		871,536,903	652,172,347
資産合計		871,536,903	652,172,347
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	890,671,118	881,646,955
剰余金			
期末欠損金		19,134,215	229,474,608
剰余金合計	※2	△19,134,215	△229,474,608
元本等合計		871,536,903	652,172,347
純資産合計		871,536,903	652,172,347
負債・純資産合計		871,536,903	652,172,347

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,032,171,606 円	890,671,118 円
同期中における追加設定元本額	— 円	13,089,946 円
同期中における一部解約元本額	141,500,488 円	22,114,109 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	890,671,118 円	881,646,955 円
計	890,671,118 円	881,646,955 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	890,671,118 口	881,646,955 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 19,134,215 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 229,474,608 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	835,207,500	△68,143,209	631,927,950	△214,270,406
合 計	835,207,500	△68,143,209	631,927,950	△214,270,406

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9785円 (9,785円)	0.7397円 (7,397円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ゲンダイエージェンシー	38	92,600	3,518,800	
わらべや日洋	5,800	1,381	8,009,800	
NBC	3,300	1,229	4,055,700	
日本ファルコム	35	28,030	981,050	
I Gポート	15	64,600	969,000	
光ビジネスフオーム	2,000	799	1,598,000	
第一化成	2,000	440	880,000	
シダックス	140	61,800	8,652,000	
日本マイクロコーディング	3,700	204	754,800	
日本ファイルコン	7,800	530	4,134,000	
菊池プレス工業	2,600	1,910	4,966,000	
新立川航空機	3,800	3,990	15,162,000	
エーワン精密	5	446,000	2,230,000	
新川	7,000	1,343	9,401,000	
エス・イー・エス	8,400	279	2,343,600	
ワイエイシイ	3,300	948	3,128,400	
共立	24,000	168	4,032,000	
テセック	2,000	962	1,924,000	
JUKI	38,000	418	15,884,000	
春日電機	11,200	134	1,500,800	
レイテックス	2,000	356	712,000	
エプソントヨコム	50,000	382	19,100,000	
日本無線	39,000	278	10,842,000	
カシオマイクロニクス	5,000	398	1,990,000	
ケンウツド	128,000	108	13,824,000	
ミツミ電機	8,000	2,790	22,320,000	
天昇電気	6,000	235	1,410,000	
アルチザネットワークス	27	71,000	1,917,000	
フオスター電機	8,300	2,225	18,467,500	
リオン	3,500	655	2,292,500	
横河電機	27,500	937	25,767,500	
共和電業	9,000	321	2,889,000	
ニレコ	3,400	970	3,298,000	
日本マイクロニクス	7,000	3,180	22,260,000	
アバールデータ	2,800	841	2,354,800	
ケル	5,000	227	1,135,000	
富士通フロンテック	8,500	903	7,675,500	
日本電子	27,000	400	10,800,000	
日野自動車	47,000	675	31,725,000	
タチエス	12,300	766	9,421,800	
TBK	10,000	494	4,940,000	
昭和飛行機	12,000	999	11,988,000	
ジャムコ	9,000	840	7,560,000	
セイジョー	3,700	2,170	8,029,000	
エコス	3,400	713	2,424,200	

魚力	5,000	1,175	5,875,000	
うかい	1,700	1,995	3,391,500	
アロカ	10,100	1,551	15,665,100	
国際計測器	5,000	1,065	5,325,000	
東京精密	13,700	1,789	24,509,300	
シチズンホールディングス	32,800	978	32,078,400	
アルメディオ	1,800	570	1,026,000	
ダイワ精工	33,000	179	5,907,000	
いなげや	18,000	909	16,362,000	
OLYMPIC	8,100	612	4,957,200	
立飛企業	4,900	6,650	32,585,000	
東栄住宅	9,400	802	7,538,800	
飯田産業	11,000	580	6,380,000	
新日本建物	11,700	548	6,411,600	
アーネストワン	22,600	363	8,203,800	
タクトホーム	84	39,000	3,276,000	
京王電鉄	57,000	616	35,112,000	
名糖運輸	3,800	837	3,180,600	
キューソー流通システム	4,400	870	3,828,000	
よみうりランド	29,000	315	9,135,000	
KSK	2,600	774	2,012,400	
ケーユーホールディングス	7,800	515	4,017,000	
松屋フーズ	6,700	1,300	8,710,000	
ユニダックス	6,000	429	2,574,000	
サンドラッグ	15,300	2,915	44,599,500	
合計	884,044		631,927,950	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成19年2月14日から平成19年8月13日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 9 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		29,170,943	31,807,857
親投資信託受益証券		1,788,032,831	1,379,027,113
流動資産合計		1,817,203,774	1,410,834,970
資産合計		1,817,203,774	1,410,834,970
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3,903,724	3,582,094
未払解約金		2,731,734	1,522,821
未払受託者報酬		85,045	58,902
未払委託者報酬		2,041,261	1,413,748
その他未払費用		81,387	65,185
流動負債合計		8,843,151	6,642,750
負債合計		8,843,151	6,642,750
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,951,862,376	1,791,047,310
剰余金			
期末欠損金		143,501,753	386,855,090
(うち分配準備積立金)		(22,877,408)	(24,583,373)
剰余金合計	※2	△143,501,753	△386,855,090
元本等合計		1,808,360,623	1,404,192,220
純資産合計		1,808,360,623	1,404,192,220
負債・純資産合計		1,817,203,774	1,410,834,970

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		173, 526	65, 326
有価証券売買等損益		△130, 380, 837	△229, 005, 718
営業収益合計		△130, 207, 311	△228, 940, 392
営業費用			
受託者報酬		543, 120	435, 127
委託者報酬	※1	13, 035, 845	10, 443, 943
その他費用		85, 003	65, 185
営業費用合計		13, 663, 968	10, 944, 255
営業損失金額		143, 871, 279	239, 884, 647
経常損失金額		143, 871, 279	239, 884, 647
当期純損失金額		143, 871, 279	239, 884, 647
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		172, 347	1, 838, 199
期首剰余金		23, 245, 086	—
期首欠損金		—	143, 501, 753
剰余金増加額		2, 231, 333	—
欠損金減少額		—	17, 858, 432
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(2, 231, 333)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(17, 858, 432)
剰余金減少額		389, 492	—
欠損金増加額		—	775, 988
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(389, 492)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(775, 988)
分配金	※2	24, 889, 748	22, 389, 333
期末欠損金		143, 501, 753	386, 855, 090

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1. ※1 期首元本額	2,243,421,719 円	1,951,862,376 円
期中追加設定元本額	64,792,327 円	6,929,272 円
期中一部解約元本額	356,351,670 円	167,744,338 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,951,862,376 口	1,791,047,310 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は143,501,753円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は386,855,090円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,496,931 円	1,280,246 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成19年2月14日 至平成19年3月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(998,986円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成19年8月14日 至平成19年9月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,815,925円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (2,902,702 円) 及び分配準備積立金 (17,443,390 円) より分配対象額は21,345,078 円(1 万口当たり 97.44 円) であり、うち4,380,453 円(1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,764,742 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (4,460,838 円) 及び分配準備積立金 (13,906,625 円) より分配対象額は28,132,205 円(1 万口当たり 129.08 円) であり、うち4,354,024 円(1 万口当たり 19.98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,983,329 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,028,042 円) 及び分配準備積立金 (20,466,817 円) より分配対象額は29,478,188 円(1 万口当たり 136.93 円) であり、うち4,300,311 円(1 万口当たり 19.98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,218,652 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (2,820,833 円) 及び分配準備積立金 (22,748,146 円) より分配対象額は29,384,904 円(1 万口当たり 151.29 円) であり、うち3,884,654 円(1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8,551,710 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2,818,899 円) 及び分配準備積立金 (22,494,748 円) より分配対象額は33,865,357 円(1 万口当たり 175.66 円) であり、うち3,855,052 円(1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,276,593 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2,752,755 円) 及び分配準備積立金 (26,389,448 円) より分配対象額は31,418,796 円(1 万口当たり 167.83 円) であり、うち3,744,037 円(1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,287,185 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,959,443円)及び分配準備積立金(21,555,721円)より分配対象額は26,733,816円(1万口当たり127.54円)であり、うち4,188,190円(1万口当たり19.98円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,440,693円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,869,696円)及び分配準備積立金(18,663,165円)より分配対象額は30,973,554円(1万口当たり154.82円)であり、うち3,763,046円(1万口当たり18.81円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,047,431円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,814,321円)及び分配準備積立金(23,733,701円)より分配対象額は29,595,453円(1万口当たり151.63円)であり、うち3,903,724円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,732,298円)及び分配準備積立金(24,558,638円)より分配対象額は31,578,121円(1万口当たり171.07円)であり、うち3,691,885円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,564,151円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,704,698円)及び分配準備積立金(24,729,178円)より分配対象額は32,998,027円(1万口当たり181.73円)であり、うち3,631,611円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,878,166円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,679,470円)及び分配準備積立金(26,287,301円)より分配対象額は30,844,937円(1万口当たり172.22円)であり、うち3,582,094円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,732,298円)及び分配準備積立金(24,558,638円)より分配対象額は31,578,121円(1万口当たり171.07円)であり、うち3,691,885円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,564,151円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,704,698円)及び分配準備積立金(24,729,178円)より分配対象額は32,998,027円(1万口当たり181.73円)であり、うち3,631,611円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,878,166円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,679,470円)及び分配準備積立金(26,287,301円)より分配対象額は30,844,937円(1万口当たり172.22円)であり、うち3,582,094円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
--	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,788,032,831	△145,622,008	1,379,027,113	△13,276,486
合 計	1,788,032,831	△145,622,008	1,379,027,113	△13,276,486

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9265円 (9,265円)	0.7840円 (7,840円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	神奈川応援マザーファンド	598,305,776	427,848,460	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	427,110,060	481,566,592	
	世界REITマザーファンド	448,659,656	469,612,061	
合計		1,474,075,492	1,379,027,113	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「神奈川応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「神奈川応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		13,953,349	12,839,846
株式		574,903,100	414,759,400
未収配当金		436,920	224,450
流動資産合計		589,293,369	427,823,696
資産合計		589,293,369	427,823,696
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	630,633,313	598,305,776
剰余金			
期末欠損金		41,339,944	170,482,080
剰余金合計	※2	△41,339,944	△170,482,080
元本等合計		589,293,369	427,823,696
純資産合計		589,293,369	427,823,696
負債・純資産合計		589,293,369	427,823,696

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	733,667,898 円	630,633,313 円
同期中における追加設定元本額	—円	—円
同期中における一部解約元本額	103,034,585 円	32,327,537 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	630,633,313 円	598,305,776 円
計	630,633,313 円	598,305,776 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	630,633,313 口	598,305,776 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 41,339,944 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 170,482,080 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	574,903,100	△61,529,867	414,759,400	△130,693,223
合 計	574,903,100	△61,529,867	414,759,400	△130,693,223

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9344円 (9,344円)	0.7151円 (7,151円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	4,700	1,302	6,119,400	
スルガコーポレーション	3,600	1,029	3,704,400	
日揮	12,000	1,622	19,464,000	
東芝プラントシステム	9,000	763	6,867,000	
日本農産工業	12,000	241	2,892,000	
タケエイ	400	3,270	1,308,000	
コカコーラセントラルジャパン	8	815,000	6,520,000	
東京エレクトロニクス	10	174,000	1,740,000	
クリエイトエス・ディー	2,000	2,420	4,840,000	
横浜冷凍	5,000	743	3,715,000	
ブックオフコーポレーション	1,800	473	851,400	
アルファCO	900	1,380	1,242,000	
アツギ	19,000	126	2,394,000	
東京応化工業	4,400	2,070	9,108,000	
ファンケル	6,500	1,325	8,612,500	
東亜石油	11,000	129	1,419,000	
オハラ	2,300	1,279	2,941,700	
デイ・シイ	3,000	249	747,000	
東邦チタニウム	5,600	2,355	13,188,000	
ユニプレス	3,700	830	3,071,000	
パイオラックス	1,200	2,080	2,496,000	
日本発条	23,000	865	19,895,000	
アマダ	22,000	719	15,818,000	
アイダエンジニア	7,000	573	4,011,000	
ソディック	4,900	471	2,307,900	
野村マイクロ・サイエンス	900	860	774,000	
三菱化工機	7,000	253	1,771,000	
千代田化工建	12,000	1,029	12,348,000	
新興プランテック	4,300	1,362	5,856,600	
アネスト岩田	4,000	377	1,508,000	
アマノ	7,500	1,226	9,195,000	
富士電機 HLDGS	64,000	352	22,528,000	
芝浦メカトロニクス	5,000	421	2,105,000	
富士通	31,000	721	22,351,000	
アルバック	4,000	4,270	17,080,000	
ディーアンドエム HLDGS	9,000	345	3,105,000	
京三製作所	6,000	290	1,740,000	
アンリツ	12,000	305	3,660,000	
帝国通信工業	5,000	356	1,780,000	
メイコー	1,600	2,235	3,576,000	
小野測器	3,000	490	1,470,000	
OBARA	1,900	1,658	3,150,200	
イリソ電子工業	1,100	1,630	1,793,000	
レーザーテック	1,100	1,350	1,485,000	
図研	2,600	910	2,366,000	

日産自動車	20,900	923	19,290,700	
日産車体	14,000	890	12,460,000	
関東自動車	6,400	1,357	8,684,800	
シロキ工業	8,000	291	2,328,000	
プレス工業	11,000	344	3,784,000	
ヨロズ	2,000	1,446	2,892,000	
コナカ	2,900	560	1,624,000	
コロワイド	5,500	526	2,893,000	
マクニカ	1,700	1,540	2,618,000	
ニフコ	5,000	2,170	10,850,000	
岡村製作所	10,000	833	8,330,000	
すてきナイスグループ	11,000	256	2,816,000	
横浜銀行	32,000	668	21,376,000	
ランド	17	76,500	1,300,500	
相模鉄道	39,000	407	15,873,000	
アルプス物流	1,600	1,023	1,636,800	
日新	9,000	291	2,619,000	
丸全昭和運輸	9,000	328	2,952,000	
神奈川交通	6,000	518	3,108,000	
NEC モバイリング	1,300	1,432	1,861,600	
光栄	6,300	1,702	10,722,600	
シーイーシー	1,700	802	1,363,400	
アイネス	4,600	503	2,313,800	
富士ソフト	3,500	1,360	4,760,000	
イノテック	2,100	661	1,388,100	
合計	562,535		414,759,400	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成19年2月14日から平成19年8月13日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 9 月 28 日


大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志 

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		121,700,346	94,954,022
親投資信託受益証券		8,482,565,411	6,604,116,914
未収入金		80,000,000	—
流動資産合計		8,684,265,757	6,699,070,936
資産合計		8,684,265,757	6,699,070,936
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		18,151,482	16,260,961
未払解約金		8,676,308	796,572
未払受託者報酬		403,873	278,013
未払委託者報酬		9,693,215	6,672,525
その他未払費用		365,786	309,834
流動負債合計		37,290,664	24,317,905
負債合計		37,290,664	24,317,905
純資産の部			
元本等			
元本	※1	9,094,895,933	8,130,481,339
剰余金			
期末欠損金		447,920,840	1,455,728,308
(うち分配準備積立金)		(92,772,552)	(103,377,570)
剰余金合計	※2	△447,920,840	△1,455,728,308
元本等合計		8,646,975,093	6,674,753,031
純資産合計		8,646,975,093	6,674,753,031
負債・純資産合計		8,684,265,757	6,699,070,936

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		355,090	317,167
有価証券売買等損益		△302,062,459	△938,448,497
営業収益合計		△301,707,369	△938,131,330
営業費用			
受託者報酬		2,439,156	2,066,085
委託者報酬	※1	58,540,836	49,587,162
その他費用		416,175	318,639
営業費用合計		61,396,167	51,971,886
営業損失金額		363,103,536	990,103,216
経常損失金額		363,103,536	990,103,216
当期純損失金額		363,103,536	990,103,216
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		5,717,810	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	6,031,981
期首剰余金		64,604,681	—
期首欠損金		—	447,920,840
剰余金増加額		5,110,036	—
欠損金減少額		—	83,152,356
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(5,110,036)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(83,152,356)
剰余金減少額		35,034,370	—
欠損金増加額		—	4,605,742
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(35,034,370)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(4,605,742)
分配金	※2	113,779,841	102,282,847
期末欠損金		447,920,840	1,455,728,308

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 19 年 8 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	6,313,614,229 円	9,094,895,933 円
期中追加設定元本額	4,045,374,570 円	53,911,391 円
期中一部解約元本額	1,264,092,866 円	1,018,325,985 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	9,094,895,933 口	8,130,481,339 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 447,920,840 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,455,728,308 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	6,876,654 円	6,079,511 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 2 月 14 日 至平成 19 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,152,760 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,681,614 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (41,758,018 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 46,910,778 円 (1 万口当たり 50.59 円) であり、うち 18,422,279 円 (1 万口当たり 19.87 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,666,270 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (32,671,116 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 74,337,386 円 (1 万口当たり 74.41 円) であり、うち 19,885,179 円 (1 万口当たり 19.90 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (31,132,939 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (33,425,460 円) 及び分配準備積立金 (21,570,760 円) より分配対象額は 86,129,159 円 (1 万口当たり 85.68 円) であり、うち 19,828,733 円 (1 万口当たり 19.73 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,880,291 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (30,712,787 円) 及び分配準備積立金 (91,841,294 円) より分配対象額は 141,235,695 円 (1 万口当たり 156.79 円) であり、うち 18,015,749 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (39,052,360 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (30,440,057 円) 及び分配準備積立金 (90,752,948 円) より分配対象額は 160,245,365 円 (1 万口当たり 180.96 円) であり、うち 17,454,199 円 (1 万口当たり 19.71 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,840,508 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (29,619,270 円) 及び分配準備積立金 (109,021,875 円) より分配対象額は 149,481,653 円 (1 万口当たり 173.86 円) であり、うち 17,195,407 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (19,355,649 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,704,353円)及び分配準備積立金(32,101,649円)より分配対象額は75,686,293円(1万口当たり76.01円)であり、うち19,655,039円(1万口当たり19.74円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(44,890,264円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(52,834,963円)、投資信託約款に規定される収益調整金(32,244,578円)及び分配準備積立金(21,273,510円)より分配対象額は151,243,315円(1万口当たり159.18円)であり、うち17,837,129円(1万口当たり18.77円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,172,943円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(30,956,726円)及び分配準備積立金(96,751,091円)より分配対象額は141,880,760円(1万口当たり156.00円)であり、うち18,151,482円(1万口当たり19.96円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(29,162,365円)及び分配準備積立金(100,153,139円)より分配対象額は148,671,153円(1万口当たり176.91円)であり、うち16,807,192円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(26,033,752円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(28,783,577円)及び分配準備積立金(101,066,300円)より分配対象額は155,883,629円(1万口当たり188.39円)であり、うち16,549,339円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,075,837円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(28,348,554円)及び分配準備積立金(108,562,694円)より分配対象額は147,987,085円(1万口当たり182.02円)であり、うち16,260,961円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(29,162,365円)及び分配準備積立金(100,153,139円)より分配対象額は148,671,153円(1万口当たり176.91円)であり、うち16,807,192円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(26,033,752円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(28,783,577円)及び分配準備積立金(101,066,300円)より分配対象額は155,883,629円(1万口当たり188.39円)であり、うち16,549,339円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,075,837円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(28,348,554円)及び分配準備積立金(108,562,694円)より分配対象額は147,987,085円(1万口当たり182.02円)であり、うち16,260,961円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
---	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	8,482,565,411	△528,715,407	6,604,116,914	22,973,185
合 計	8,482,565,411	△528,715,407	6,604,116,914	22,973,185

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9508円 (9,508円)	0.8210円 (8,210円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	中部応援マザーファンド	2,356,157,755	2,107,583,111	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	1,979,847,034	2,232,277,530	
	世界REITマザーファンド	2,163,233,279	2,264,256,273	
合計		6,499,238,068	6,604,116,914	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「中部応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「中部応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		46,815,631	37,175,660
株式		2,790,514,000	2,069,754,100
未収入金		40,822,221	—
未収配当金		572,445	578,100
流動資産合計		2,878,724,297	2,107,507,860
資産合計		2,878,724,297	2,107,507,860
負債の部			
流動負債			
未払解約金		40,000,000	—
流動負債合計		40,000,000	—
負債合計		40,000,000	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,575,704,874	2,356,157,755
剰余金			
期末剰余金		263,019,423	—
期末欠損金		—	248,649,895
剰余金合計	※2	263,019,423	△248,649,895
元本等合計		2,838,724,297	2,107,507,860
純資産合計		2,838,724,297	2,107,507,860
負債・純資産合計		2,878,724,297	2,107,507,860

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,855,615,182 円	2,575,704,874 円
同期中における追加設定元本額	1,122,985,975 円	27,805,584 円
同期中における一部解約元本額	402,896,283 円	247,352,703 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,575,704,874 円	2,356,157,755 円
計	2,575,704,874 円	2,356,157,755 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,575,704,874 口	2,356,157,755 口
3. ※2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 248,649,895 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,790,514,000	△45,525,411	2,069,754,100	△495,817,743
合 計	2,790,514,000	△45,525,411	2,069,754,100	△495,817,743

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1021円 (11,021円)	0.8945円 (8,945円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ゲオ	47	99,000	4,653,000	
カゴメ	7,800	1,725	13,455,000	
トヨタ紡織	15,000	3,330	49,950,000	
サークルKサンクス	6,800	1,543	10,492,400	
北越製紙	17,500	441	7,717,500	
イビデン	12,000	4,520	54,240,000	
キッセイ薬品工業	5,000	2,205	11,025,000	
リゾートトラスト	4,100	1,642	6,732,200	
ユー・エス・エス	2,600	6,490	16,874,000	
東海ゴム	8,300	1,688	14,010,400	
日本碍子	29,000	2,485	72,065,000	
日本特殊陶業	19,000	1,614	30,666,000	
大同特殊鋼	35,000	626	21,910,000	
愛知製鋼	17,000	459	7,803,000	
リンナイ	4,300	3,270	14,061,000	
オークマ	14,000	856	11,984,000	
東芝機械	14,000	711	9,954,000	
富士機械製造	3,000	2,055	6,165,000	
オーエスジー	7,900	998	7,884,200	
森精機製作所	8,000	1,669	13,352,000	
豊田自動織機	25,600	4,190	107,264,000	
新東工業	4,500	851	3,829,500	
竹内製作所	1,300	2,200	2,860,000	
ブラザー工業	22,300	1,034	23,058,200	
ジェイテクト	25,300	1,866	47,209,800	
ミネベア	33,000	629	20,757,000	
マキタ	11,400	3,780	43,092,000	
デンソー	28,000	3,830	107,240,000	
ファナック	10,300	9,300	95,790,000	
浜松ホトニクス	6,300	2,895	18,238,500	
新光電気工業	10,800	1,455	15,714,000	
東海理化電機	7,500	3,250	24,375,000	
トヨタ自動車	19,400	5,870	113,878,000	
武蔵精密工業	2,400	2,210	5,304,000	
トヨタ車体	9,100	1,682	15,306,200	
関東自動車	5,500	1,357	7,463,500	
日信工業	5,200	1,500	7,800,000	
フタバ産業	5,600	2,635	14,756,000	
アイシン精機	23,600	4,370	103,132,000	
スズキ	37,400	2,825	105,655,000	
ヤマハ発動機	23,000	2,015	46,345,000	
豊田合成	10,500	3,790	39,795,000	
日本精機	5,000	1,500	7,500,000	
エフ・シー・シー	4,200	1,262	5,300,400	
スギ薬局	5,100	2,980	15,198,000	

スター精密	4,300	1,597	6,867,100	
日本電産サンキョー	16,000	760	12,160,000	
ヤマハ	16,600	2,090	34,694,000	
豊田通商	28,200	2,455	69,231,000	
サンゲツ	3,500	2,230	7,805,000	
コメリ	4,400	1,983	8,725,200	
ユニー	16,000	783	12,528,000	
第四銀行	30,000	415	12,450,000	
静岡銀行	56,000	1,120	62,720,000	
十六銀行	29,000	560	16,240,000	
スルガ銀行	21,000	1,195	25,095,000	
八十二銀行	43,000	704	30,272,000	
山梨中央銀行	16,000	621	9,936,000	
大垣共立銀行	24,000	644	15,456,000	
百五銀行	21,000	595	12,495,000	
名古屋銀行	18,000	622	11,196,000	
愛知銀行	900	8,940	8,046,000	
東海旅客鉄道	105	1,010,000	106,050,000	
名古屋鉄道	70,000	329	23,030,000	
セイノーホールディングス	18,000	701	12,618,000	
中部電力	42,400	2,775	117,660,000	
東邦瓦斯	45,000	575	25,875,000	
メイテック	2,800	3,090	8,652,000	
ダイセキ	3,400	3,000	10,200,000	
スズケン	7,400	3,770	27,898,000	
合計	1,109,652		2,069,754,100	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間（平成19年2月14日から平成19年8月13日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成19年8月14日から平成20年2月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成 19 年 9 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日


大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 大志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成19年8月14日から平成20年2月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成20年2月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		53,466,912	36,006,408
親投資信託受益証券		1,926,547,747	1,576,899,505
流動資産合計		1,980,014,659	1,612,905,913
資産合計		1,980,014,659	1,612,905,913
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		4,189,705	3,992,421
未払受託者報酬		92,074	67,058
未払委託者報酬		2,209,922	1,609,520
その他未払費用		92,378	72,178
流動負債合計		6,584,079	5,741,177
負債合計		6,584,079	5,741,177
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,094,852,551	1,996,210,863
剰余金			
期末欠損金		121,421,971	389,046,127
(うち分配準備積立金)		(20,689,043)	(22,791,864)
剰余金合計	※2	△121,421,971	△389,046,127
元本等合計		1,973,430,580	1,607,164,736
純資産合計		1,973,430,580	1,607,164,736
負債・純資産合計		1,980,014,659	1,612,905,913

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日 金 額 (円)	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日 金 額 (円)
営業収益			
受取利息		210,653	87,741
有価証券売買等損益		△80,580,718	△241,648,242
営業収益合計		△80,370,065	△241,560,501
営業費用			
受託者報酬		616,365	481,754
委託者報酬	※1	14,793,737	11,563,004
その他費用		95,005	72,178
営業費用合計		15,505,107	12,116,936
営業損失金額		95,875,172	253,677,437
経常損失金額		95,875,172	253,677,437
当期純損失金額		95,875,172	253,677,437
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		2,510,805	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	88,516
期首剰余金		24,906,421	—
期首欠損金		—	121,421,971
欠損金減少額		—	11,910,659
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(11,910,659)
剰余金減少額		4,101,042	—
欠損金増加額		—	1,300,043
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(3,519,612)	(—)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(581,430)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(1,300,043)
分配金	※2	48,862,983	24,468,819
期末欠損金		121,421,971	389,046,127

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1. ※1 期首元本額	2,335,869,799 円	2,094,852,551 円
期中追加設定元本額	273,559,989 円	14,727,878 円
期中一部解約元本額	514,577,237 円	113,369,566 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,094,852,551 口	1,996,210,863 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は121,421,971円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は389,046,127円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,700,781 円	1,412,591 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成19年2月14日 至平成19年3月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,331,999円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成19年8月14日 至平成19年9月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,172,702円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (8,168,902 円) 及び分配準備積立金 (12,311,354 円) より分配対象額は 21,812,255 円 (1 万口当たり 88.56 円) であり、うち 4,920,806 円 (1 万口当たり 19.98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (11,962,658 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (11,269,241 円) 及び分配準備積立金 (8,722,547 円) より分配対象額は 31,954,446 円 (1 万口当たり 126.60 円) であり、うち 5,025,902 円 (1 万口当たり 19.91 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,638,608 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (9,069,568 円) 及び分配準備積立金 (18,166,783 円) より分配対象額は 34,874,959 円 (1 万口当たり 136.76 円) であり、うち 4,794,325 円 (1 万口当たり 18.80 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,067,958 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (69,245 円) 及び分配準備積立金 (20,573,048 円) より分配対象額は 24,814,995 円 (1 万口当たり 119.00 円) であり、うち 4,170,629 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,927,571 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (98,695 円) 及び分配準備積立金 (20,362,696 円) より分配対象額は 28,388,962 円 (1 万口当たり 137.37 円) であり、うち 4,128,743 円 (1 万口当たり 19.98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,454,109 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (160,283 円) 及び分配準備積立金 (23,946,286 円) より分配対象額は 26,560,678 円 (1 万口当たり 129.37 円) であり、うち 4,106,057 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,706,526 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,876,345円)及び分配準備積立金(18,033,319円)より分配対象額は27,977,622円(1万口当たり127.41円)であり、うち4,374,618円(1万口当たり19.92円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,390,372円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(14,350,109円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,763,961円)及び分配準備積立金(15,370,521円)より分配対象額は47,874,963円(1万口当たり222.55円)であり、うち25,557,627円(1万口当たり118.80円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,184,907円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(43,681円)及び分配準備積立金(21,693,841円)より分配対象額は24,922,429円(1万口当たり118.97円)であり、うち4,189,705円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(194,007円)及び分配準備積立金(21,931,754円)より分配対象額は26,832,287円(1万口当たり132.66円)であり、うち4,045,165円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,533,240円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(203,596円)及び分配準備積立金(22,476,367円)より分配対象額は29,213,203円(1万口当たり145.13円)であり、うち4,025,804円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,020,839円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(216,167円)及び分配準備積立金(24,763,446円)より分配対象額は27,000,452円(1万口当たり135.26円)であり、うち3,992,421円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,926,547,747	△136,879,750	1,576,899,505	△9,721,752
合 計	1,926,547,747	△136,879,750	1,576,899,505	△9,721,752

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9420円 (9,420円)	0.8051円 (8,051円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	京都滋賀応援マザーファンド	627,344,768	511,285,985	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	466,975,416	526,514,781	
	世界REITマザーファンド	515,046,087	539,098,739	
合計		1,609,366,271	1,576,899,505	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「京都滋賀応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「京都滋賀応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		13,632,733	7,782,735
株式		638,115,400	503,072,280
未収配当金		228,400	438,600
流動資産合計		651,976,533	511,293,615
資産合計		651,976,533	511,293,615
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	632,098,928	627,344,768
剰余金			
期末剰余金		19,877,605	—
期末欠損金		—	116,051,153
剰余金合計	※2	19,877,605	△116,051,153
元本等合計		651,976,533	511,293,615
純資産合計		651,976,533	511,293,615
負債・純資産合計		651,976,533	511,293,615

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	735,754,095 円	632,098,928 円
同期中における追加設定元本額	36,283,106 円	18,472,907 円
同期中における一部解約元本額	139,938,273 円	23,227,067 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・京都滋賀応援・資産分散	632,098,928 円	627,344,768 円
ファンド		
計	632,098,928 円	627,344,768 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	632,098,928 口	627,344,768 口
3. ※2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 116,051,153 円です。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	638,115,400	△18,005,330	503,072,280	△133,033,931
合 計	638,115,400	△18,005,330	503,072,280	△133,033,931

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0314円 (10,314円)	0.8150円 (8,150円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
SEED	2	111,000	222,000	
金下建設	3,000	420	1,260,000	
宝ホールディングス	30,000	586	17,580,000	
ウライ	1,000	224	224,000	
グンゼ	32,000	426	13,632,000	
オンリー	6	76,000	456,000	
ダイニック	6,000	212	1,272,000	
ワコールホールディングス	19,000	1,466	27,854,000	
フジックス	1,000	405	405,000	
クラウドディア	700	975	682,500	
システム ディ	400	258	103,200	
フェイス	162	9,740	1,577,880	
新日本理化	5,100	165	841,500	
第一工業製薬	5,000	245	1,225,000	
三洋化成	16,000	530	8,480,000	
日本新薬	10,000	1,119	11,190,000	
ファルコバイオシステムズ	1,700	602	1,023,400	
ワタベウエディング	1,300	1,050	1,365,000	
トーセ	1,100	969	1,065,900	
京進	1,100	207	227,700	
コタ	1,000	680	680,000	
互応化学工業	1,000	805	805,000	
日本電気硝子	17,000	1,565	26,605,000	
メタルアート	2,000	305	610,000	
日東精工	6,000	563	3,378,000	
京都機械工具	2,000	282	564,000	
サンコール	5,000	530	2,650,000	
TOWA	3,500	965	3,377,500	
キャノンマシナリー	1,100	2,800	3,080,000	
サムコ	600	950	570,000	
フジテック	13,000	499	6,487,000	
川重冷熱工業	2,000	405	810,000	
ニチダイ	1,200	455	546,000	
ユーシン精機	2,200	1,754	3,858,800	
日本電産	3,700	7,160	26,492,000	
第一精工	2,100	1,290	2,709,000	
日新電機	15,000	454	6,810,000	
オムロン	11,400	2,035	23,199,000	
不二電機工業	700	726	508,200	
シライ電子工業	1,900	220	418,000	
オブテックス・エフエー	3	90,600	271,800	
シーシーエス	3	256,000	768,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	51,000	222	11,322,000	
エスケーエレクトロニクス	14	33,600	470,400	
日本電産リード	500	1,700	850,000	

堀場製作所	5,900	2,755	16,254,500	
オブテックス	2,400	1,358	3,259,200	
ローム	3,200	7,380	23,616,000	
京セラ	3,100	8,210	25,451,000	
村田製作所	4,800	5,870	28,176,000	
ニチコン	10,900	814	8,872,600	
日本輸送機	5,000	301	1,505,000	
たけびし	2,000	455	910,000	
島津製作所	28,000	932	26,096,000	
大日本スクリーン	35,000	441	15,435,000	
日本写真印刷	6,300	3,980	25,074,000	
野崎印刷	3,000	188	564,000	
任天堂	500	48,050	24,025,000	
松風	2,200	1,449	3,187,800	
ルシアン	4,000	112	448,000	
ムーンバット	4,000	79	316,000	
キング	3,000	340	1,020,000	
上原成商事	3,000	385	1,155,000	
ニッセンHD	8,800	710	6,248,000	
平和堂	8,200	1,619	13,275,800	
滋賀銀行	37,000	662	24,494,000	
京都銀行	21,000	1,205	25,305,000	
びわこ銀行	19,000	157	2,983,000	
中央倉庫	2,000	1,165	2,330,000	
王将フードサービス	3,100	1,466	4,544,600	
合計	503,890		503,072,280	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成19年2月14日から平成19年8月13日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年9月28日


大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成19年2月14日から平成19年8月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成19年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		218,920,280	102,266,023
親投資信託受益証券		11,210,370,890	8,987,907,153
未収入金		—	30,000,000
流動資産合計		11,429,291,170	9,120,173,176
資産合計		11,429,291,170	9,120,173,176
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		24,502,266	22,412,328
未払解約金		—	2,419,054
未払受託者報酬		533,403	378,648
未払委託者報酬		12,801,905	9,087,682
その他未払費用		493,231	411,239
流動負債合計		38,330,805	34,708,951
負債合計		38,330,805	34,708,951
純資産の部			
元本等			
元本	※1	12,251,135,456	11,206,293,014
剰余金			
期末欠損金		860,175,091	2,120,828,789
(うち分配準備積立金)		(78,695,753)	(97,883,389)
剰余金合計	※2	△860,175,091	△2,120,828,789
元本等合計		11,390,960,365	9,085,464,225
純資産合計		11,390,960,365	9,085,464,225
負債・純資産合計		11,429,291,170	9,120,173,176

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		811,447	324,109
有価証券売買等損益		△742,025,204	△1,162,463,737
営業収益合計		△741,213,757	△1,162,139,628
営業費用			
受託者報酬		3,288,745	2,742,190
委託者報酬	※1	78,930,739	65,813,684
その他費用		523,430	415,290
営業費用合計		82,742,914	68,971,164
営業損失金額		823,956,671	1,231,110,792
経常損失金額		823,956,671	1,231,110,792
当期純損失金額		823,956,671	1,231,110,792
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		5,742,031	525,046
期首剰余金		114,792,549	—
期首欠損金		—	860,175,091
剰余金増加額		6,893,490	—
欠損金減少額		—	115,064,903
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(6,893,490)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(115,064,903)
剰余金減少額		12,065,390	—
欠損金増加額		—	5,463,739
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(12,065,390)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(5,463,739)
分配金	※2	151,581,100	139,669,116
期末欠損金		860,175,091	2,120,828,789

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 19 年 8 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	11,274,968,138 円	12,251,135,456 円
期中追加設定元本額	2,270,046,219 円	51,951,471 円
期中一部解約元本額	1,293,878,901 円	1,096,793,913 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	12,251,135,456 口	11,206,293,014 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 860,175,091 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 2,120,828,789 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	当 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	9,214,873 円	8,051,280 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 2 月 14 日 至平成 19 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,565,255 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (24,739,385 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (57,368,706 円) 及び分配準備積立金 (32,681,586 円) より分配対象額は96,615,547円 (1万口当たり75.67円) であり、うち25,465,902円 (1万口当たり19.94円) を分配金額としております。

(自平成19年3月14日 至平成19年4月13日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (59,877,185 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (69,537,102 円) 及び分配準備積立金 (13,749,444 円) より分配対象額は143,163,731円 (1万口当たり109.04円) であり、うち26,137,701円 (1万口当たり19.91円) を分配金額としております。

(自平成19年4月14日 至平成19年5月14日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (37,792,858 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (61,627,852 円) 及び分配準備積立金 (56,146,880 円) より分配対象額は155,567,590円 (1万口当たり117.91円) であり、うち25,270,805円 (1万口当たり19.15円) を分配金額としております。

(自平成19年5月15日 至平成19年6月13日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (13,565,093 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (57,703,638 円) 及び分配準備積立金 (78,073,110 円) より分配対象額は160,516,133円 (1万口当たり131.82円) であり、うち24,352,416円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

(自平成19年9月14日 至平成19年10月15日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (55,162,762 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (56,549,904 円) 及び分配準備積立金 (76,812,664 円) より分配対象額は188,525,330円 (1万口当たり158.09円) であり、うち23,807,400円 (1万口当たり19.96円) を分配金額としております。

(自平成19年10月16日 至平成19年11月13日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (14,255,975 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (55,582,400 円) 及び分配準備積立金 (106,027,821 円) より分配対象額は175,866,196円 (1万口当たり150.32円) であり、うち23,398,295円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

(自平成19年11月14日 至平成19年12月13日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,364,158 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(61,477,802円)及び分配準備積立金(67,725,278円)より分配対象額は142,768,173円(1万口当たり109.18円)であり、うち26,024,800円(1万口当たり19.90円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(57,535,990円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(59,532,235円)及び分配準備積立金(53,287,177円)より分配対象額は170,355,402円(1万口当たり134.87円)であり、うち24,179,626円(1万口当たり19.14円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,273,844円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(57,875,402円)及び分配準備積立金(83,924,175円)より分配対象額は161,073,421円(1万口当たり131.48円)であり、うち24,502,266円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(54,682,986円)及び分配準備積立金(95,197,959円)より分配対象額は176,245,103円(1万口当たり153.25円)であり、うち22,999,512円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(34,281,475円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(54,011,056円)及び分配準備積立金(97,236,714円)より分配対象額は185,529,245円(1万口当たり163.47円)であり、うち22,699,165円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,908,766円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(53,394,144円)及び分配準備積立金(107,386,951円)より分配対象額は173,689,861円(1万口当たり154.99円)であり、うち22,412,328円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(54,682,986円)及び分配準備積立金(95,197,959円)より分配対象額は176,245,103円(1万口当たり153.25円)であり、うち22,999,512円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(34,281,475円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(54,011,056円)及び分配準備積立金(97,236,714円)より分配対象額は185,529,245円(1万口当たり163.47円)であり、うち22,699,165円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,908,766円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(53,394,144円)及び分配準備積立金(107,386,951円)より分配対象額は173,689,861円(1万口当たり154.99円)であり、うち22,412,328円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
---	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	11,210,370,890	△827,739,638	8,987,907,153	23,767,073
合 計	11,210,370,890	△827,739,638	8,987,907,153	23,767,073

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自平成19年2月14日 至平成19年8月13日	当 期 自平成19年8月14日 至平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9298円 (9,298円)	0.8107円 (8,107円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	大阪応援マザーファンド	3,462,021,685	2,964,875,371	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	2,667,141,937	3,007,202,533	
	世界REITマザーファンド	2,881,273,765	3,015,829,249	
合計		9,010,437,387	8,987,907,153	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「大阪応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「大阪応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		34,438,673	9,003,760
株式		3,731,516,800	2,955,103,800
未収配当金		798,960	852,950
流動資産合計		3,766,754,433	2,964,960,510
資産合計		3,766,754,433	2,964,960,510
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	3,712,617,735	3,462,021,685
剰余金			
期末剰余金		54,136,698	—
期末欠損金		—	497,061,175
剰余金合計	※2	54,136,698	△497,061,175
元本等合計		3,766,754,433	2,964,960,510
純資産合計		3,766,754,433	2,964,960,510
負債・純資産合計		3,766,754,433	2,964,960,510

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,354,079,226 円	3,712,617,735 円
同期中における追加設定元本額	550,328,064 円	—円
同期中における一部解約元本額	191,789,555 円	250,596,050 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,712,617,735 円	3,462,021,685 円
計	3,712,617,735 円	3,462,021,685 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	3,712,617,735 口	3,462,021,685 口
3. ※2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 497,061,175 円です。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	3,731,516,800	△340,310,009	2,955,103,800	△587,522,523
合 計	3,731,516,800	△340,310,009	2,955,103,800	△587,522,523

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0146 円 (10,146 円)	0.8564 円 (8,564 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大林組	55,000	527	28,985,000	
大和ハウス	46,000	1,117	51,382,000	
積水ハウス	55,000	1,072	58,960,000	
きんでん	21,000	859	18,039,000	
江崎グリコ	12,000	1,073	12,876,000	
日本ハム	18,000	1,189	21,402,000	
ハウス食品	8,900	1,619	14,409,100	
日清食品	9,700	3,410	33,077,000	
東洋紡績	58,000	209	12,122,000	
JFE 商事HLDGS	18,000	658	11,844,000	
帝人	76,000	367	27,892,000	
旭化成	106,000	565	59,890,000	
レンゴー	21,000	630	13,230,000	
エア・ウォーター	14,000	989	13,846,000	
日本触媒	16,000	814	13,024,000	
カネカ	27,000	674	18,198,000	
ダイセル化学	29,000	582	16,878,000	
積水化学	41,000	651	26,691,000	
武田薬品	21,900	6,070	132,933,000	
大日本住友製薬	30,000	856	25,680,000	
塩野義製薬	27,000	1,790	48,330,000	
田辺三菱製薬	39,000	1,192	46,488,000	
ロート製薬	9,000	1,339	12,051,000	
小野薬品	9,200	5,300	48,760,000	
参天製薬	6,600	2,820	18,612,000	
日本ペイント	22,000	397	8,734,000	
関西ペイント	22,000	697	15,334,000	
ラウンドワン	50	103,000	5,150,000	
小林製薬	3,500	4,260	14,910,000	
東洋炭素	1,600	7,940	12,704,000	
住友金属工業	277,000	437	121,049,000	
丸一鋼管	7,900	2,840	22,436,000	
住友電工	60,200	1,596	96,079,200	
クボタ	99,000	667	66,033,000	
ダイキン工業	22,200	4,670	103,674,000	
椿本チエイン	14,000	585	8,190,000	
ダイフク	8,500	1,327	11,279,500	
N T N	37,000	724	26,788,000	
ジェイテクト	24,500	1,866	45,717,000	
松下電器産業	71,000	2,250	159,750,000	
シャープ	85,000	2,005	170,425,000	
ホシデン	5,600	1,553	8,696,800	
船井電機	2,800	2,635	7,378,000	
キーエンス	3,800	22,550	85,690,000	
日東電工	13,300	5,050	67,165,000	

松下電工	57,000	953	54,321,000	
ダイハツ	33,000	1,163	38,379,000	
エクセディ	3,700	3,280	12,136,000	
シマノ	7,400	4,010	29,674,000	
コクヨ	11,000	862	9,482,000	
伊藤忠	121,000	1,019	123,299,000	
長瀬産業	11,000	965	10,615,000	
高島屋	26,000	1,151	29,926,000	
エイチ・ツー・オーリテイリング	16,000	717	11,472,000	
りそなホールディングス	435	159,000	69,165,000	
住友信託	128,000	669	85,632,000	
関西アーバン銀行	37,000	362	13,394,000	
大阪証券取引所	24	533,000	12,792,000	
ニッセイ同和損害保険	33,000	508	16,764,000	
富士火災	37,000	296	10,952,000	
ダイビル	8,900	933	8,303,700	
西日本旅客鉄道	153	512,000	78,336,000	
近畿鉄道	131,000	354	46,374,000	
阪急阪神 HDGS	97,000	464	45,008,000	
南海電鉄	43,000	325	13,975,000	
京阪電鉄	43,000	458	19,694,000	
商船三井	90,000	1,403	126,270,000	
関西電力	57,000	2,725	155,325,000	
大阪瓦斯	171,000	449	76,779,000	
カプコン	5,100	2,795	14,254,500	
合計	2,722,962		2,955,103,800	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間（平成19年2月14日から平成19年8月13日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成19年8月14日から平成20年2月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 9 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひようご応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひようご応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日


大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元大志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成19年8月13日現在 金 額 (円)	平成20年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		56,672,372	29,078,262
親投資信託受益証券		1,773,512,027	1,295,192,969
未収入金		10,000,000	—
流動資産合計		1,840,184,399	1,324,271,231
資産合計		1,840,184,399	1,324,271,231
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3,881,750	3,372,959
未払受託者報酬		84,896	55,293
未払委託者報酬		2,037,761	1,327,162
その他未払費用		76,496	62,758
流動負債合計		6,080,903	4,818,172
負債合計		6,080,903	4,818,172
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,940,875,388	1,686,479,714
剰余金			
期末欠損金		106,771,892	367,026,655
(うち分配準備積立金)		(22,796,375)	(22,320,716)
剰余金合計	※2	△106,771,892	△367,026,655
元本等合計		1,834,103,496	1,319,453,059
純資産合計		1,834,103,496	1,319,453,059
負債・純資産合計		1,840,184,399	1,324,271,231

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		161,524	98,101
有価証券売買等損益		△55,180,205	△251,319,058
営業収益合計		△55,018,681	△251,220,957
営業費用			
受託者報酬		510,494	418,961
委託者報酬	※1	12,252,736	10,055,978
その他費用		82,259	62,758
営業費用合計		12,845,489	10,537,697
営業損失金額		67,864,170	261,758,654
経常損失金額		67,864,170	261,758,654
当期純損失金額		67,864,170	261,758,654
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		2,117,834	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	2,630,686
期首剰余金		16,874,483	—
期首欠損金		—	106,771,892
剰余金増加額		286,369	—
欠損金減少額		—	21,229,256
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(286,369)	(—)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(—)	(21,229,256)
剰余金減少額		3,341,715	—
欠損金増加額		—	1,100,744
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(3,341,715)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(—)	(1,100,744)
分配金	※2	50,609,025	21,255,307
期末欠損金		106,771,892	367,026,655

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
1. ※1 期首元本額	1,620,483,009 円	1,940,875,388 円
期中追加設定元本額	479,101,756 円	11,717,138 円
期中一部解約元本額	158,709,377 円	266,112,812 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,940,875,388 口	1,686,479,714 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は106,771,892円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は367,026,655円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,410,648 円	1,238,093 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成19年2月14日 至平成19年3月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,135,684円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益	(自平成19年8月14日 至平成19年9月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,851,815円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益

調整金 (5,882,472 円) 及び分配準備積立金 (11,414,295 円) より分配対象額は 18,432,451 円 (1 万口当たり 94.95 円) であり、うち 3,862,913 円 (1 万口当たり 19.90 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 3 月 14 日 至平成 19 年 4 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8,991,468 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (6,932,748 円) 及び分配準備積立金 (8,621,426 円) より分配対象額は 24,545,642 円 (1 万口当たり 120.91 円) であり、うち 4,041,403 円 (1 万口当たり 19.91 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 4 月 14 日 至平成 19 年 5 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,246,812 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (5,088,942 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (7,066,805 円) 及び分配準備積立金 (13,532,860 円) より分配対象額は 31,935,419 円 (1 万口当たり 156.69 円) であり、うち 3,824,882 円 (1 万口当たり 18.77 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 5 月 15 日 至平成 19 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,145,017 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

調整金 (329,692 円) 及び分配準備積立金 (22,245,112 円) より分配対象額は 26,426,619 円 (1 万口当たり 139.27 円) であり、うち 3,794,791 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,419,725 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (353,169 円) 及び分配準備積立金 (21,678,117 円) より分配対象額は 29,451,011 円 (1 万口当たり 159.46 円) であり、うち 3,670,830 円 (1 万口当たり 19.88 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,195,118 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (353,008 円) 及び分配準備積立金 (24,152,616 円) より分配対象額は 26,700,742 円 (1 万口当たり 152.10 円) であり、うち 3,510,907 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,500,694 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、

<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,058,013円)及び分配準備積立金(20,847,950円)より分配対象額は30,050,980円(1万口当たり148.55円)であり、うち4,011,254円(1万口当たり19.83円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年6月14日 至平成19年7月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,489,576円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(20,438,886円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,810,643円)及び分配準備積立金(18,293,711円)より分配対象額は55,032,816円(1万口当たり282.21円)であり、うち30,986,823円(1万口当たり158.90円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年7月14日 至平成19年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,009,299円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(287,893円)及び分配準備積立金(23,668,826円)より分配対象額は26,966,018円(1万口当たり138.94円)であり、うち3,881,750円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(391,552円)及び分配準備積立金(22,543,821円)より分配対象額は26,436,067円(1万口当たり152.29円)であり、うち3,471,861円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成19年12月14日 至平成20年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,489,786円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(400,229円)及び分配準備積立金(22,315,517円)より分配対象額は28,205,532円(1万口当たり164.27円)であり、うち3,433,959円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年1月16日 至平成20年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,763,788円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(402,282円)及び分配準備積立金(23,929,887円)より分配対象額は26,095,957円(1万口当たり154.74円)であり、うち3,372,959円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成19年8月13日現在		当 期 平成20年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,773,512,027	△119,438,251	1,295,192,969	△9,268,263
合 計	1,773,512,027	△119,438,251	1,295,192,969	△9,268,263

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年2月14日 至 平成19年8月13日	当 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成19年8月13日現在	当 期 平成20年2月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9450円 (9,450円)	0.7824円 (7,824円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	兵庫応援マザーファンド	498,361,847	397,493,409	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	400,198,693	451,224,026	
	世界REITマザーファンド	426,555,397	446,475,534	
合計		1,325,115,937	1,295,192,969	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「兵庫応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「兵庫応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		17,388,101	12,651,716
株式		574,232,200	384,316,700
未収配当金		433,320	500,600
流動資産合計		592,053,621	397,469,016
資産合計		592,053,621	397,469,016
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	531,117,619	498,361,847
剰余金			
期末剰余金		60,936,002	—
期末欠損金		—	100,892,831
剰余金合計	※2	60,936,002	△100,892,831
元本等合計		592,053,621	397,469,016
純資産合計		592,053,621	397,469,016
負債・純資産合計		592,053,621	397,469,016

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成 19 年 6 月 30 日以前に計上した受取配当金については、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成 19 年 7 月 1 日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 8 月 13 日現在	平成 20 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	483,931,386 円	531,117,619 円
同期中における追加設定元本額	104,963,890 円	—円
同期中における一部解約元本額	57,777,657 円	32,755,772 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・ひょうご応援・資産分散	531,117,619 円	498,361,847 円
ファンド		
計	531,117,619 円	498,361,847 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	531,117,619 口	498,361,847 口
3. ※2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 100,892,831 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 8 月 13 日現在		平成 20 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	574,232,200	△7,166,648	384,316,700	△160,325,214
合 計	574,232,200	△7,166,648	384,316,700	△160,325,214

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 8 月 13 日まで、及び平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 2 月 14 日 至 平成 19 年 8 月 13 日	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成19年8月13日現在	平成20年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1147円 (11,147円)	0.7976円 (7,976円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
モロゾフ	4,000	310	1,240,000	
S Foods	4,000	873	3,492,000	
フジッコ	4,000	1,181	4,724,000	
ロックフィールド	1,500	1,450	2,175,000	
神戸物産	1,000	1,215	1,215,000	
アライドハーツ HLDGS	4,000	310	1,240,000	
ユニチカ	52,000	100	5,200,000	
日本毛織	10,000	851	8,510,000	
フェリシモ	900	1,720	1,548,000	
トリドール	6	228,000	1,368,000	
トーカロ	1,700	1,650	2,805,000	
住友精化	8,000	406	3,248,000	
多木化学	2,000	580	1,160,000	
フジプレアム	2,900	481	1,394,900	
ハリマ化成	3,000	512	1,536,000	
ビオフェルミン製薬	1,300	3,350	4,355,000	
関西ペイント	29,000	697	20,213,000	
ノエビア	4,200	972	4,082,400	
メック	2,400	1,015	2,436,000	
住友ゴム	19,300	857	16,540,100	
三ツ星ベルト	9,000	476	4,284,000	
バンドー化学	11,000	386	4,246,000	
日本山村硝子	13,000	209	2,717,000	
SECカーボン	4,000	780	3,120,000	
神戸製鋼所	64,000	325	20,800,000	
大和工業	5,100	3,720	18,972,000	
山陽特殊鋼	18,000	540	9,720,000	
日亜鋼業	6,000	316	1,896,000	
神鋼鋼線	6,000	181	1,086,000	
大阪チタニウム	2,400	6,140	14,736,000	
アサヒプリテック	4,000	2,430	9,720,000	
ノーリツ	5,400	1,108	5,983,200	
神戸発動機	3,000	412	1,236,000	
阪神内燃機	1,000	620	620,000	
大阪機工	8,000	198	1,584,000	
東洋機械金属	2,300	335	770,500	
日本スピンドル	5,000	211	1,055,000	
神鋼環境ソリューション	7,000	164	1,148,000	
日工	5,000	227	1,135,000	
帝国電機製作所	1,100	1,833	2,016,300	
住友精密	6,000	294	1,764,000	
グローリー	6,800	2,400	16,320,000	
トウアバルブG 本社	3	249,000	747,000	
T O A	4,000	779	3,116,000	
古野電気	3,300	1,181	3,897,300	

日本電子材料	1,200	853	1,023,600	
シスメックス	5,500	4,030	22,165,000	
フェニックス電機	2,500	390	975,000	
大真空	5,000	401	2,005,000	
指月電機	3,000	322	966,000	
川崎重工業	65,000	225	14,625,000	
新明和工業	13,000	324	4,212,000	
極東開発工業	4,500	568	2,556,000	
ハイレックスコーポレーション	4,400	1,302	5,728,800	
西松屋チェーン	7,100	946	6,716,600	
S R I スポーツ	34	144,000	4,896,000	
アシックス	16,000	1,015	16,240,000	
東リ	8,000	191	1,528,000	
三共生興	7,000	266	1,862,000	
トーヨー	6,000	332	1,992,000	
マックスバリュ西日本	2,800	1,425	3,990,000	
みなと銀行	46,000	201	9,246,000	
山陽電鉄	13,000	327	4,251,000	
神姫バス	3,000	635	1,905,000	
川崎汽船	17,000	1,038	17,646,000	
明治海運	4,100	536	2,197,600	
上組	29,000	799	23,171,000	
日本管財	2,200	2,690	5,918,000	
加藤産業	4,200	1,163	4,884,600	
関西スーパーマーケット	3,200	764	2,444,800	
合計	628,343		384,316,700	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

2 ファンドの現況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	13,193,899,196 円
II 負債総額	10,765,868 円
III 純資産総額 (I - II)	13,183,133,328 円
IV 発行済数量	17,299,014,435 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7621 円

(参考) 東京応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	4,284,703,295 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	4,284,703,295 円
IV 発行済数量	5,342,592,385 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8020 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	221,754,365,688 円
II 負債総額	4,107,872,253 円
III 純資産総額 (I - II)	217,646,493,435 円
IV 発行済数量	199,156,739,880 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0928 円

(参考) 世界REITマザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	176,836,600,383 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	176,836,600,383 円
IV 発行済数量	180,171,147,903 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9815 円

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	6,444,346,576 円
II 負債総額	10,578,496 円
III 純資産総額 (I - II)	6,433,768,080 円
IV 発行済数量	8,446,688,694 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7617 円

(参考) 埼玉応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	2,059,721,162 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	2,059,721,162 円
IV 発行済数量	2,832,427,679 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7272 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	1,895,404,964 円
II 負債総額	1,260,397 円
III 純資産総額 (I - II)	1,894,144,567 円
IV 発行済数量	2,515,199,887 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7531 円

(参考) 多摩応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	625,306,839 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	625,306,839 円
IV 発行済数量	874,925,621 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7147 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	1,308,791,413 円
II 負債総額	854,586 円
III 純資産総額 (I - II)	1,307,936,827 円
IV 発行済数量	1,732,947,952 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7547 円

(参考) 神奈川応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	425,027,743 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	425,027,743 円
IV 発行済数量	598,305,776 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7104 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	6,195,937,745 円
II 負債総額	12,736,605 円
III 純資産総額 (I - II)	6,183,201,140 円
IV 発行済数量	7,999,897,766 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7729 円

(参考) 中部応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	1,951,267,373 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,951,267,373 円
IV 発行済数量	2,356,157,755 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8282 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	1,527,845,288 円
II 負債総額	996,902 円
III 純資産総額 (I - II)	1,526,848,386 円
IV 発行済数量	1,956,820,976 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7803 円

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	510,181,632 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	510,181,632 円
IV 発行済数量	617,551,647 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8261 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	8,443,986,737 円
II 負債総額	8,032,093 円
III 純資産総額 (I - II)	8,435,954,644 円
IV 発行済数量	10,989,461,663 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7676 円

(参考) 大阪応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	2,750,563,611 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	2,750,563,611 円
IV 発行済数量	3,405,518,125 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8077 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	1,248,239,112 円
II 負債総額	814,542 円
III 純資産総額 (I - II)	1,247,424,570 円
IV 発行済数量	1,659,426,921 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7517 円

(参考) 兵庫応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	402,785,968 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	402,785,968 円
IV 発行済数量	512,004,412 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7867 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

第5 設定及び解約の実績

りそな・東京応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	7,803,751,633	238,844,322
第2 特定期間	7,950,563,086	2,201,263,054
第3 特定期間	88,144,907	2,253,693,467

(注) 当初設定数量は6,521,117,018口です。

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,528,336,286	28,011,869
第2 特定期間	1,151,006,022	833,934,597
第3 特定期間	74,615,514	484,952,928

(注) 当初設定数量は4,114,198,196口です。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	289,859,324	343,717,783
第2 特定期間	199,847,814	545,713,791
第3 特定期間	6,218,793	308,266,872

(注) 当初設定数量は3,319,368,889口です。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	324,628,721	237,628,036
第2 特定期間	64,792,327	356,351,670
第3 特定期間	6,929,272	167,744,338

(注) 当初設定数量は2,156,421,034口です。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,039,107,666	1,643,319
第2 特定期間	4,045,374,570	1,264,092,866
第3 特定期間	53,911,391	1,018,325,985

(注) 当初設定数量は2,276,149,882口です。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	610,177,643	6,929,899
第2 特定期間	273,559,989	514,577,237
第3 特定期間	14,727,878	113,369,566

(注) 当初設定数量は1,732,622,055口です。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	3,856,187,956	83,629,150
第2 特定期間	2,270,046,219	1,293,878,901
第3 特定期間	51,951,471	1,096,793,913

(注) 当初設定数量は7,502,409,332口です。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	262,647,363	83,919,164
第2 特定期間	479,101,756	158,709,377
第3 特定期間	11,717,138	266,112,812

(注) 当初設定数量は1,441,754,810口です。